

第 2 編 一般災害編

～ 余白ページ ～

第 1 部 災害予防計画

第 1 章 災害予防対策の体系と分担業務

1 災害予防対策の体系

災害予防計画の体系を以下のとおり規定する。

第 1 部 災害予防計画

第 1 章 災害予防対策の体系と分担業務

第 2 章 災害に強い施設等の整備

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 第 1 節 土砂災害等の防止対策の推進、 | 第 2 節 河川災害等の防止対策の推進、 |
| 第 3 節 防災構造化の推進、 | 第 4 節 建築物災害の防災対策の推進、 |
| 第 5 節 公共施設の災害防止対策の推進、 | 第 6 節 防災研究の推進 |

第 3 章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| 第 1 節 防災組織の整備、 | 第 2 節 通信・広報体制の整備、 |
| 第 3 節 気象観測体制の整備、 | 第 4 節 消防体制の整備、 |
| 第 5 節 避難体制の整備、 | 第 6 節 救助・救急体制の整備、 |
| 第 7 節 輸送体制の整備、 | 第 8 節 重要道路の確保体制の整備、 |
| 第 9 節 医療体制の整備、 | 第 10 節 給水体制の整備、 |
| 第 11 節 食料・生活必需品供給体制の整備、 | 第 12 節 遺体の処理に係る事前措置、 |
| 第 13 節 し尿及び廃棄物等の収集・処理体制の整備、 | |
| 第 14 節 感染症予防の事前措置、 | 第 15 節 住宅の確保対策の事前措置、 |
| 第 16 節 教育対策の事前措置、 | 第 17 節 業務継続体制の整備 |

第 4 章 市民の防災活動の促進

- | |
|------------------------------|
| 第 1 節 防災知識の普及啓発、 |
| 第 2 節 第 2 節 防災訓練の効果的実施、 |
| 第 3 節 自主防災組織の育成強化、 |
| 第 4 節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進、 |
| 第 5 節 防災ボランティアの育成強化、 |
| 第 6 節 企業防災の促進、 |
| 第 7 節 避難行動要支援者の安全確保 |

2 災害予防対策の分担業務

【課別の事務分掌】

課名	活動内容	該当箇所
総務課	土砂災害の防止対策	第2章 第1節 第1
	河川災害等の防止対策の推進	第2章 第2節 第1
	建築物の不燃化の推進	第2章 第3節 第2
	防災研究の推進	第2章 第6節 第1
	応急活動実施体制の整備	第3章 第1節 第1
	執務環境の整備	第3章 第1節 第2
	平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備	第3章 第1節 第3
	広域応援体制の整備	第3章 第1節 第4
	通信施設の整備	第3章 第2節 第1
	広報体制の整備	第3章 第2節 第2
	広報案文の作成	第3章 第2節 第3
	広報紙の発行体制の整備	第3章 第2節 第4
	報道機関による広報の準備	第3章 第2節 第5
	気象観測体制の整備	第3章 第3節 第1
	消防活動体制の整備	第3章 第4節 第1
	消防水利、装備、資機材の整備	第3章 第4節 第2
	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等	第3章 第5節 第1
	地域における避難体制の整備	第3章 第5節 第2
	避難所の収容・運営体制の整備	第3章 第5節 第4
	救助・救急体制の整備	第3章 第6節 第1
	救助、救急用装備・資機材の整備	第3章 第6節 第2
	ヘリコプター離発着体制の整備	第3章 第7節 第3
	備蓄計画の策定	第3章 第11節 第1
	業務継続計画の策定	第3章 第17節 第1
	市民に対する防災知識の普及啓発	第4章 第1節 第1
	防災関係機関の職員への防災研修等の実施	第4章 第1節 第2
	防災訓練の実施	第4章 第2節 第1
	災害対策本部設置・運営に係る図上訓練の実施	第4章 第2節 第2
	避難所開設・運営に係る図上訓練の実施	第4章 第2節 第3
	訓練結果の地域防災計画等への反映	第4章 第2節 第4
	地域の自主防災組織の育成強化	第4章 第3節 第1
	防災リーダー等の育成強化	第4章 第3節 第2
	事業所の自主防災体制の強化	第4章 第3節 第3
	地区内の防災活動の推進	第4章 第4節 第1
	企業防災の促進	第4章 第6節 第1

課名	活動内容	該当箇所
財政課	公共施設及び防災関係施設の安全性の確保	第2章 第4節 第1
	執務環境の整備	第3章 第1節 第2
	緊急通行車両の事前届出	第3章 第7節 第1
	輸送に係る民間業者との協定締結	第3章 第7節 第2
税務課	被災者台帳の円滑な作成等に係る体制整備	第3章 第17節 第2
企画政策課	避難所の収容・運営体制の整備	第3章 第5節 第4
	企業防災の促進	第4章 第6節 第1
保健課	病院、社会福祉施設等における避難体制の整備	第3章 第5節 第3
	病院との連絡体制の整備	第3章 第9節 第1
	感染症予防の事前措置	第3章 第14節 第1
	社会福祉施設、病院等における避難行動要支援者対策	第4章 第7節 第2
福祉介護課	土砂災害の防止対策	第2章 第1節 第1
	病院、社会福祉施設等における避難体制の整備	第3章 第5節 第3
	遺体の処理に係る民間業者との協定締結	第3章 第12節 第1
	遺体安置所の選定	第3章 第12節 第2
	防災ボランティアとの連携体制の整備	第4章 第5節 第1
	防災ボランティア活動支援のための環境整備	第4章 第5節 第2
	地域における避難行動要支援者対策	第4章 第7節 第1
	社会福祉施設、病院等における避難行動要支援者対策	第4章 第7節 第2
こども未来課	児童生徒・園児の安全対策に係る事前準備	第3章 第16節 第1
市民環境課	遺体の処理に係る民間業者との協定締結	第3章 第12節 第1
	遺体安置所の選定	第3章 第12節 第2
	災害廃棄物の処理	第3章 第13節 第1
	仮設トイレの整備	第3章 第13節 第2
農政課	土砂災害の防止対策	第2章 第1節 第1
	流通在庫の調達に係る関係業者の把握	第3章 第11節 第2
	飲食料及び生活必需品の調達に関する協定等の締結	第3章 第11節 第3
	救援物資の仕分け・配送作業等に関する協定等の締結	第3章 第11節 第4
商工観光課	流通在庫の調達に係る関係業者の把握	第3章 第11節 第2
	飲食料及び生活必需品の調達に関する協定等の締結	第3章 第11節 第3
	救援物資の仕分け・配送作業等に関する協定等の締結	第3章 第11節 第4

課名	活動内容	該当箇所
耕地林務課	土砂災害の防止対策	第2章 第1節 第1
	農地災害等の防止対策	第2章 第1節 第2
土木課	土砂災害の防止対策	第2章 第1節 第1
	河川災害の防止対策	第2章 第2節 第1
	緊急輸送道路啓開体制の整備	第3章 第8節 第1
	障害物の除去に関する資機材・人員の確保	第3章 第13節 第3
まちづくり推進課	防災的土地利用の推進	第2章 第3節 第1
	建築物の不燃化の推進	第2章 第3節 第2
	道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保	第2章 第3節 第3
	擁壁・ブロック塀等の工作物対策	第2章 第3節 第4
	公共施設及び防災関係施設の安全性の確保	第2章 第4節 第1
	一般建築物の安全性の確保	第2章 第4節 第2
	住宅の供給体制の整備	第3章 第15節 第1
	応急仮設住宅の建設予定候補地の把握	第3章 第15節 第2
水道課	上水道施設の災害防止	第2章 第5節 第1
	下水道施設の災害防止	第2章 第5節 第2
	応急復旧体制の整備	第3章 第10節 第1
	応急給水体制の整備	第3章 第10節 第2
	広域応援体制の整備	第3章 第10節 第3
教育委員会	公共施設及び防災関係施設の安全性の確保	第2章 第4節 第1
	児童生徒・園児の安全対策に係る事前準備	第3章 第16節 第1
	応急教育（学校再開）を行う上での方針の検討	第3章 第16節 第2
農業委員会	農地災害等の防止対策	第2章 第1節 第2

第2章 災害に強い施設等の整備

第1節 土砂災害等の防止対策の推進

第1 土砂災害の防止対策

【実施責任者：総務課、福祉介護課、農政課、耕地林務課、土木課】

1 土砂災害防止事業の推進

- (1) 山地災害危険地区、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

- (2) 建築基準法に基づく災害危険区域

建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

急傾斜地崩壊危険区域、又は出水もしくは地すべりによる危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転を促進する、がけ地近接等危険住宅移転事業を行う。

- (3) 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管の地域振興局等において標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、道路の実態、迂回路の把握に努める。

また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

(主要交通途絶予想箇所数については、「鹿児島県水防計画書」参照)

- (4) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

土砂災害防止法第8条に基づき、区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

- (5) その他の災害危険箇所

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

2 砂防施設等の災害防止

砂防施設等（砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設及び林地荒廃防止施設等）の機能を確保するため、砂防施設等管理者及び住民等受益者は、日常の巡視や点検を行い、適切な維持管理に努め、砂防施設等管理者は必要に応じて、老朽化対策を推進する。

3 災害危険箇所等の調査の結果の周知

- (1) 災害危険箇所の点検体制の確立

県地域振興局・支庁、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の

防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに市土木課に通報する。

(2) 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア 災害危険箇所の内容を住民が十分認識するよう、国等の調査結果を周知・公表する。

イ 新たに、把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

(3) 災害危険箇所に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

災害危険箇所に係る避難場所、避難所、避難路及び避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア 災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路及び避難方法を本市地域防災計画に明示・位置付ける。

イ 災害危険箇所の他、避難場所、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布。

ウ 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

4 災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

(1) 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

なお、気象警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

(2) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておくか、警戒巡視員がいない地区については、消防団・自治会長等に巡視を依頼する。

(3) 避難計画の整備

特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、避難計画を作成するものとする。

① 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき避難行動要支援者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

② 住民への情報伝達方法の整備

コミュニティFMのほか、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

③ 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

④ 避難誘導員等の指定

避難する際の、消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居の高齢者等の避難行動要支援者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

⑤ 避難指示等の基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報の補足情報となる河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1、2、3、4）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

⑥ ハザードマップ等の作成

土砂災害に関する情報の伝達方法・避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(4) 住民の自主的避難の指導

土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努めるものとする。避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、各防災関係機関と協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

(5) 避難訓練

地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

第2 農地災害等の防止対策

【実施責任者：耕地林務課、農業委員会】

1 農地防災・保全施設の整備

用排水路、ため池、用排水機場、農道（法面含む）等の農地防災・保全施設の整備を行い、農村地域の災害発生防止に努める。

また、ため池等の農業水利施設については、早急な改修が困難なものや、改修が終わっているものについても、人的被害が発生した場合に備えて、被害想定区域や避難場所等を地図化し

たハザードマップの整備など、減災対策にも努める。

第2節 河川災害等の防止対策の推進

第1 河川災害の防止対策

【実施責任者：総務課、土木課】

1 河川等重要水防箇所等の把握、周知

県において把握している河川等の重要水防箇所及び水防箇所に基づき、住民への周知に努めるとともに、本市独自に河川災害の危険性等に関する以下の事項を把握し、その結果を必要に応じ、関係地域の住民等に周知する。

- (1) 河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握
- (2) 避難路上の障害物などの把握
- (3) 指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握
- (4) 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

2 重要水防箇所の巡視等

異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「鹿児島県水防計画書『第10章 出動・監視・警戒及び水防作業』」に基づき堤防等の巡視を行うとともに、当該箇所ごとに監視のための水防団員（消防団員）を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

なお、巡視箇所（危険箇所）は同計画書『別表1』及び『別表2』に定めるところによる。

3 安全配慮

洪水、内水の際には、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の身の安全を確保しなければならない

水防団自身の安全確保のために配慮すべき事項

- (1) 水防活動時には救命胴衣（ライフジャケット）を着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、団員を逐次交代させる。
- (5) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (6) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 指揮者は、水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。

- (8) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (9) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

4 水防報告

水防管理者たる市長は、水防活動が終了したときは、速やかに次の事項を取りまとめ、資料 7-9 により所轄地域振興局建設部長等に報告しなければならない。

- (1) 天気の状況（台風号、豪雨名等）
- (2) 出水の状況
- (3) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (4) 堤防その他の施設等の異常の有無
- (5) 水防作業の状況
- (6) 使用資材の種類及び員数並びに消耗量及び回収量
- (7) 水防法第28条の規定による公費負担の種類及び数量
- (8) 応援の状況
- (9) 一般住民の出動状況
- (10) 警察の援助状況
- (11) 現地指導員の職氏名
- (12) 避難のための立退きの状況
- (13) 水防関係者の死傷
- (14) 殊勲者及びその功績
- (15) 今後の水防上考慮すべき点その他水防管理者の所見

5 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

水位周知等を行う河川に指定されていなかった中小河川のうち、地域の実情に鑑みて洪水時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保が特に必要と認める河川について、浸水実績等を把握するよう努めなければならない。また、把握した浸水実績等について、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に資するため、水害リスク情報として周知しなければならない。

第3節 防災構造化の推進

第1 防災的土地利用の推進

【実施責任者：まちづくり推進課】

1 土地区画整理事業の推進

既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図る。

2 市街地再開発事業の推進

近年の都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が増大しているため、建築物の共同化、不燃化を促進することにより、避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、地域の防災活動の拠点整備を図る。

3 新規開発に伴う指導・誘導の実施方策

新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

(1) 宅地造成工事規制区域の安全化

宅地造成等規制法第3条により指定された宅造工事規制区域内で行う宅造工事について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い、災害の防止に努める。

(2) 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

(3) 危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転の促進を図る。

4 立地適正化計画策定の推進

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

第2 建築物の不燃化の推進

【実施責任者：総務課、まちづくり推進課】

1 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物等の建築を促進する。特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化の促進を図る。

2 消火活動困難地域の解消

市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

3 消防水利・貯水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

4 その他の災害防止事業

火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

【実施責任者：まちづくり推進課】

1 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

(1) 道路の整備

災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資するとともに、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

都市公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

2 共同溝等の整備

都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

3 防災拠点の整備

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

また、防災機能を有する道の駅を広域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

【実施責任者：まちづくり推進課】

1 擁壁の安全化

道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に安定性を考慮しているが、道路防災点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。

宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

これまで、パンフレットの配布等や年2回の建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導しており、引き続き、ブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

これまでに実施している定期報告制度や、年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。また、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第4節 建築物災害の防災対策の推進

第1 公共施設及び防災機関施設の安全性の確保

【実施責任者：財政課、まちづくり推進課、教育委員会】

1 公共施設等の安全性の確保

庁舎、学校、公民館、公営住宅等の所管施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。

2 重要防災機関施設の安全性の確保

庁舎（支所含む）、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設と

して利用されることが多い。このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

第2 一般建築物の安全性の確保

【実施責任者：まちづくり推進課】

1 市民等への意識啓発

市民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及啓発を図るとともに、既存建物については、改修時の相談に応じる。

このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

(2) がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

(3) 建築物等における石綿使用有無の把握

建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、建築物等に石綿を含む建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努める。

2 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前期に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進

第1 上水道施設の災害防止

【実施責任者：水道課】

1 災害に強い水道施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、各水道事業者は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き、以下の対策により、被害発生の抑制と影響の最小化を図り、災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽化した水道施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 浄水場等における停電対策の推進
- (4) 浸水のおそれがある水道施設における対策の推進
- (5) 土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
- (6) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材、被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

3 応急対策用資機材の確保

災害時、応急対策を迅速に行うため、日頃から関係業者との協定締結に努める。

第2 下水道施設の災害防止

【実施責任者：水道課】

1 老朽施設、管路施設等の点検・補修

下水道事業者は、下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き以下の対策を推進し、災害に強い下水道施設の整備対策に努める。

- (1) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (2) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

2 応急対策用資機材の確保

災害時、応急対策を迅速に行うため、日頃から関係業者との協定締結に努める。

第6節 防災研究の推進

第1 防災研究の推進

【実施責任者：総務課】

1 地域危険度の調査研究

防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

2 地区防災計画の規定

地区居住者から地区防災計画の提案があった場合、市は地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1節 防災組織の整備

第1 応急活動実施体制の整備

【実施責任者：総務課】

1 職員の動員・配備体制の強化

実情に応じ専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、発災時の役割を周知徹底するため、総務課は、参集基準、伝達系統及び各課の分掌事務を職員へ配付するとともに、いつでも確認できるようにする。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。

(1) 災害対策本部運営マニュアルの作成

警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

第2 執務環境の整備

【実施責任者：総務課、財政課】

1 庁舎の機能確保

大規模災害時においては、災害対策本部が設置される本庁舎が防災体制の災害拠点施設となることにより、平常時より停電時における予備電源の整備や耐震化など施設の安全性並びに、機能保持を図るものとする。

2 災害対策本部の代替施設の整備

庁舎が被害を受け執務ができなくなった場合、そお生きいき健康センターを第1代替施設、市立図書館を第2代替施設とするが、更なる代替施設についても検討する。なお、代替施設については、電話回線や非常用電源等の備えを充実させるものとする。また、新たに公共施設を建替える際には、災害拠点施設として災害対策本部の代替施設となるよう検討を加え、整備に努める。

3 本部事務局室の整備

情報の集約の場となる本部事務局室を指定し、ボード、地図（国土地理院作成2万5千分の1

UTMグリッド地図)、電話回線等の必要品を備えておく。また、防災関係機関・団体との連絡調整を図るため、応援調整室を指定するとともに、関係機関・団体等にも周知する。

4 代替機能の確保

発災時における庁舎の停電、断水等に備え、非常電源、簡易トイレ等の代替手段を充実させる。

特に、災害時に停電や電話不通による情報収集に支障をきたさないよう、庁舎における自家用発電設備の充実を図るとともに、自家用発電設備からの電気系統についても、平常時より確認作業を行い、非常時においても電力供給に支障のない状態を保つものとする。

5 執務場所の耐震化

庁内各課の執務場所におけるキャビネットやパソコン等の耐震対策を進める。

第3 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

【実施責任者：総務課】

1 情報連絡体制の充実

災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化、及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に、県や防災関係機関と迅速かつ円滑な情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

(1) 日頃から情報交換を積極的に行う

防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊との連絡体制の整備

地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第4 広域応援体制の整備

【実施責任者：総務課】

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等に基づき、県及び県内の他市町村等に対して応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。また、県外の市町村等とも、あらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

第2節 通信・広報体制の整備

第1 通信施設の整備

【実施責任者：総務課】

1 通信施設の整備対策

住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するためにコミュニティFMのほか、災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、IoT、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

2 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

(1) 通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

(2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、すみやかに復旧処理に当たる体制を整備する。

(3) 長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

第2 広報体制の整備

【実施責任者：総務課】

大規模な災害発生時に、放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）を通じて市民に提供するため、日頃から伝達手段

の確保や伝達手順を確認しておく。

また、インターネット（市ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、鹿児島県防災Web、Lアラート、ポータルサイト）や緊急速報メール、ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに、情報の地図化による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第3 広報案文の作成

【実施責任者：総務課】

災害時には、様々な情報をコミュニティFM等により広報することが想定される。そのため、コミュニティFM等による広報が迅速に行えるよう、あらかじめ広報案文を作成しておく。

第4 広報紙の発行体制の整備

【実施責任者：総務課】

災害時には、広報紙による広報が大きな手段で、特に、生活維持活動を行う上では欠かすことのできない広報媒体であり、高齢者、障害者、電子媒体を使用していない市民等にとっては特にその重要性は大きい。そこで、災害時に広報紙による広報を速やかに行うために、平常時から緊急的に広報紙を発行できる体制を整備しておく。

第5 報道機関による広報の準備

【実施責任者：総務課】

大規模な災害が発生した場合、多数の報道機関が取材に殺到し庁舎内が混乱する可能性がある。一方、報道機関を通じて市内の災害の様子が報道されることは、外部からの救援を円滑にする効果がある。そこで、報道機関からの取材を円滑化するため、本館3階執行部控室または委員会室を報道機関に提供し、報道発表及び取材対応を行うものとする。また、平常時から報道機関との協力方法について検討しておく。

第3節 気象観測体制の整備

第1 気象観測体制の整備

【実施責任者：総務課】

観測施設の整備については年々充実しているが、まだ十分とはいえないので、現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）、水位計（自記、テレメータ等）の整備充実を図る。

第4節 消防体制の整備

第1 消防活動体制の整備

【実施責任者：大隅曾於地区消防組合消防本部、総務課】

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(2) 消防団の育成強化の必要性

① 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

② 消防団の育成・強化策の推進

以下のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

ア 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

イ 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

③ 消防団の期待される役割とその能力向上

「消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、今後、起こりうる大規模災害に有効に対処するため、消火活動の他、水防活動、検索・救助、応急手当、避難誘導、警戒、避難所支援等の役割を分担できるよう、独自に或いは都城広域定住自立圏内市町等と合同で当該能力の向上を図る。

2 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

一般家庭内における出火を防止するため、自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

地域単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から、火災時の初期消火等につい

て知識、技術の普及に努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発見時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。

また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第2 消防水利、装備、資機材の整備

【実施責任者：総務課、大隅曾於地区消防組合消防本部】

1 消防用水利の整備

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、以下の方策により水利を整備する。

(1) 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

(2) 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

2 消防用装備・資機材の整備

国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

3 通信手段・運用体制の整備

(1) 通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防救急無線のデジタル化及び高機能化した消防指令センターの連動並びに県防災情報ネットワークを活用した有無線接続機能の活用により、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他消防機関の部隊等の通信を確保する。

また、災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備、高所カメラによる早期支援情報の収集、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、以下の機器等の整備の促進に努める。

① 多重無線通信機

② 衛星通信システム

③ 早期支援情報収集装置

④ 震災対策用通信設備等（可搬無線機、携帯無線機、全国共通波（増波）基地局等）

(2) 通信・運用体制の整備

- ① 高機能消防指令センターシステムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動命令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- ② 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- ③ 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第5節 避難体制の整備

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

【実施責任者：総務課】

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

特に、洪水予報用の伝達方法及び避難場所等について住民に周知するため、洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じる。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

(2) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確

保されるものを指定する。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

2 指定避難所の整備

指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

指定避難所において救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、指定避難所において長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

3 避難所の周知

避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難所看板の設置等、適切な措置を講じておく。

4 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

5 民間等の避難所に関する協定

高齢者・障害者等の要配慮者に配慮するため、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等についての使用に関して、日頃から協定締結に努める。

1 避難誘導体制の整備

避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

- (1) 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。
- (2) 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。
- (3) 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。
- (4) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

2 自主避難体制の整備

- (1) 災害時における住民の自主避難について、広報誌をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。
- (2) 自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。
- (3) 住民は、災害時に自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。
- (4) 指定緊急避難場所および指定避難所とは別に、自治会及び自主防災組織等が公民館、集会所等の身近な施設を自主的に開設・運営する避難所等として市に登録を行い、市が災害時に避難状況の把握や支援を行うことを目的とした「届出避難所」は、市の発令する避難情報の有無に関わらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また、身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことなども期待されるため、指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「届出避難所」登録等について必要な検討を行う。

3 避難指示等の伝達方法の周知

- (1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第2節の「通信・広報体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ

め、伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

- ① 消防団による消防車や個別訪問などでの呼びかけにより伝達する。
- ② 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- ③ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- ④ 広報車による呼び掛けにより伝達する。
- ⑤ テレビ・ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メールを含む。)、電話等の利用により伝達する。

(2) 伝達方法等の周知

危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

(3) 浸水想定区域における洪水予報等の伝達

浸水想定区域内の一定の地下街等及び要配慮者関連施設については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(4) 伝達方法の工夫

例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

4 避難行動要支援者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(内閣府)や「要配慮者の避難支援モデルプラン」(鹿児島県)を参考にし、「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

日頃から要配慮者、特に、避難に当たって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

なお、浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者関連施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、その名称及び所在地並びに利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような洪水予報等の伝達方法を定める。

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するに当たっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

(3) 避難行動要支援者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定に当たっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボ

ランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

第3 病院、社会福祉施設等における避難体制の整備

【実施責任者：保健課、福祉介護課（総務課）】

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

1 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ施設所在地域における浸水する恐れのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく、特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導に当たっての協力体制づくりに努める。

2 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導に当たっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

3 設備の整備・物資の確保

社会福祉施設や病院等の管理者は、洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。また、夜間に避難を行う場合に備え、電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等必要な物資を用意するとともに、屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

4 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態などに応じた避難訓練を定期的の実施するよう努める。

第4 避難所の収容・運営体制の整備

【実施責任者：市民環境課、総務課】

1 避難所の運営体制の整備

避難所ごとに、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアルモデル」（令和5年3月改正鹿児島県）及び「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和3年8月改定）を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

2 避難所の生活環境改善システムの整備

関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備、及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

3 避難所巡回パトロール体制の整備

被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

4 適切な避難所収容体制の構築

市は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災Webや市独自のアプリケーションなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情やほかの避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第5 広域避難体制の整備

【実施責任者：総務課】

大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第6節 救助・救急体制の整備

第1 救助・救急体制の整備

【実施責任者：大隅曾於地区消防組合消防本部、総務課】

1 関係機関等による救助・救急体制の整備

(1) 大隅曾於地区消防組合消防本部の救助・救急体制の整備

- ① 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。
- ② 当該市域内で予想される災害、特に台風時の破損、倒壊した家屋からの救助、土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。
- ③ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士及び救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- ④ 傷病者の速やかな搬送を行うため、鹿児島県救急・広域災害救急医療情報システム（E M I S）を活用し、医療情報収集体制を強化する。
- ⑤ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者、曾於市が保有する搬送用車両、消防相互応援協定による隣接消防本部の連携等により、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- ⑥ 土砂崩れ等による生き埋めから等の救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

(2) 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から、地域の避難行動要支援者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。また、災害発生時の避難行動要支援者名簿の受領に当たっては、その取り扱いを厳重にし、個人情報の保護に配慮する。

2 救助の実施体制の構築

災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

3 孤立化集落対策

土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、資料8-1「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と市との情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

(1) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

(2) 通信機器の住民向け研修の充実

整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

(3) 人工透析患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保に努める。

(4) 非常用発電機の備蓄

停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保することから、非常用発電機の備蓄に努める。

3 住民の救助、救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から、県や市が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第2 救助、救急用装備・資機材の整備

【実施責任者：大隅曾於地区消防組合消防本部、総務課】

1 救助用装備・資機材等の整備方針

- (1) 土砂崩れ等による生き埋め等の救出、救助事象に対応するため、各消防署・所、消防団、自主防災組織等において、必要な救急用装備・資機材の整備を以下のとおり図っていく。

関係機関	整備内容
消防署等	救助用資機材 一般救助用器具（三連はしご、救命索発射銃等） 重量物排除用器具（可搬ウインチ、マンホール救助器具等） 切断用器具（エンジンカッター、チェーンソー等） 破壊用器具（万能斧、ハンマー等） 検知・測定用器具（可燃性ガス測定器等） 呼吸保護用器具（空気呼吸器、酸素呼吸器、送排風機等） 重量物排除用器具（マット型空気ジャッキ式、大型油圧スプレッダー等） 切断用器具（空気鋸、大型油圧切断機、コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー等） 破壊用器具（削岩機） その他の器具（陽圧式化学防護服、簡易画像探索機、バスケット担架、投光器等）

消防団	① 消防団員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）、大型ジャッキ ② 担架（毛布・枕を含む） ③ 救急カバン
-----	--

(2) 災害時に同時多発する救助、救急事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

2 救急用装備・資機材等の整備方針

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

装備・資機材等	整備内容
車両	高規格救急車
救急資機材	資機材 酸素呼吸器、人工呼吸器、吸引器、エアウェイ、開口器等 高度救命処置用資機材 気道確保用資機材、自動体外式除細動器、輸液用資機材、血中酸素飽和度測定器、心電計等

第7節 輸送体制の整備

第1 緊急通行車両の事前届出

【実施責任者：財政課】

- (1) 市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。
- (2) 県公安委員会に対し、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付して事前届出を行う。（事前届出は資料7-10）

第2 輸送に係る民間業者との協定締結

【実施責任者：財政課】

関係各課は、応急対策を実施する上で、土木建設業者、トラック協会、旅客輸送機関（バス会社など）等民間の所有する車両が必要になる活動について検討し、車両計画を作成する。財政課は、その計画を取りまとめ、配車計画を作成するとともに、民間業者との間で車両調達協力協定の締結を進める。また、この協定の締結と同時に、民間業者に対し、緊急通行車両の事前届出について指導する。同時に、それに伴う燃料についても、ガソリンスタンド等民間業者との間で協力協

定の締結を進める。

第3 ヘリコプター離発着体制の整備

【実施責任者：総務課】

災害時のヘリコプター離発着場を平常時から確保しておくとともに、自衛隊等防災関係機関等が指定するヘリコプター離発着場予定地を把握し、市民への周知、障害物の除去等に努める。

第8節 重要道路の確保体制の整備

第1 緊急輸送道路啓開体制の整備

【実施責任者：土木課】

1 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

2 道路啓開の作業体制の充実

平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、ふるさと協議会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

4 関係団体等との協力関係の強化

災害時にふるさと協議会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、「災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

第9節 医療体制の整備

第1 病院との連絡体制の整備

【実施責任者：保健課】

本市における災害時の医療救護活動の拠点となる曾於医師会立病院に対して、災害時における連

絡方法（災害時優先電話、その他情報通信設備の整備）及び連絡内容（病院施設の被害、医療救護班の派遣の有無、医薬品・医療資器材調達の有無、後方医療機関への搬送の有無など）を事前に確認し、災害時に迅速に連携できる体制を整備しておく。

また、都城広域定住自立圏域の病院、医療施設等を最大限活用すべく、日頃から積極的に本構想の整備・推進に携わり、医療資源の高度化、医療連携の充実、災害時の対応、搬送体制の構築等について有効な体制の整備を図る。

第10節 給水体制の整備

第1 応急復旧体制の整備

【実施責任者：水道課】

医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておくものとする。

第2 応急給水体制の整備

【実施責任者：水道課】

1 給水能力の把握

あらかじめ市内の水道施設（集落水道、飲料水供給施設、市管理水道）の災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握しておくものとする。

2 給水用資機材の整備

必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

第3 広域応援体制の整備

【実施責任者：水道課】

日頃から、水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、近隣市町村等との相互応援体制の整備に努める。

第11節 飲食料・生活必需品供給体制の整備

第1 備蓄計画の策定

【実施責任者：総務課】

必要とされる飲食料・生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な飲食料・生活必需品備蓄計画を策定しておくものとする。

第2 流通在庫の調達に係る関係業者の把握

【実施責任者：農政課、商工観光課（総務課）】

備蓄物資のみでは不足する場合、大手スーパー、生活協同組合、百貨店、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から飲食料及び生活必需品を調達するものとし、関係業者等の把握に努める。

第3 飲食料及び生活必需品の調達に関する協定等の締結

【実施責任者：農政課、商工観光課（総務課）】

災害時の飲食料及び生活必需品の調達について、民間流通業者、県内の米穀取扱事業者及び米穀集荷団体等と協力協定の締結に努めるものとする。

第4 救援物資の仕分け・配送作業等に関する協定等の締結

【実施責任者：農政課、商工観光課（総務課）】

災害時の救援物資に関する仕分け・配送作業について、それを得意とする配送業者等と協力協定の締結に努めるものとする。

第12節 遺体の処理に係る事前措置

第1 遺体の処理に係る民間業者との協定締結

【実施責任者：市民環境課、福祉介護課】

棺、ドライアイス等遺体の処理、埋葬に必要なものが迅速に確保できるよう、市民環境課は福祉介護課の協力を得て、把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

第2 遺体安置所の選定

【実施責任者：市民環境課、福祉介護課】

大規模災害時には多くの身元不明の遺体が発生することが予想される。そこで、市民環境課は福祉介護課を通じ遺体安置所（民間葬祭場・公共施設等）を確保・選定しておく。

第13節 し尿及び廃棄物等の収集・処理体制の整備

第1 災害廃棄物の処理

【実施責任者：市民環境課】

1 「曾於市災害廃棄物処理計画」

市民環境課は、大規模災害により発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理体制を構築するとともに、市民の衛生環境を維持し、速やかな復旧・復興を推進するため、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、「曾於市災害廃棄物処理計画」の見直しに努める。

2 仮置場の選定

大規模災害時においては短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合が想定される。そこで、市民環境課は、発災時の災害廃棄物の発生量を国の災害廃棄物対策指針に基づき推計し、以下の点を留意して、一時保管するために「曾於市災害廃棄物処理計画」において選定した仮置場の候補地について見直しに努める。

- (1) 他の応急対策活動に支障がないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

3 分別の徹底

廃棄物の処理に当たっては、事前分別の精粗が、事後の作業量に大きく影響を及ぼすので、事前に周到な分別計画を作成するとともに、その徹底を図るための周知、広報計画を作成する。

第2 仮設トイレの整備

【実施責任者：市民環境課】

1 仮設トイレ等の設置と備蓄

仮設トイレについては、災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定を締結した業者等と連携を密にし、被災した際には、業者が迅速・自動的に設置できるようにするとともに、仮設トイレ設置までの緊急用として携帯（防災用）トイレ約3日分を備蓄する。

2 広域応援体制の整備

日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努めるとともに、県を通じて関係業者に処理を要請する。

第3 障害物の除去に関する資機材・人員の確保

【実施責任者：土木課】

必要な資機材及び人員を確保するため、日頃から民間業者との協定締結に努める。

第14節 感染症予防の事前措置

第1 感染症予防の事前措置

【実施責任者：保健課】

- 1 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備
感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。
- 2 感染症予防の実施体制の整備
感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。
感染症予防班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

第15節 住宅の確保対策の事前措置

第1 住宅の供給体制の整備

【実施責任者：まちづくり推進課】

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、以下のように、住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

- (1) 災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、市営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整えるものとする。
- (2) 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達が出来るように、入手手続等を整えておくものとする。

第2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

【実施責任者：まちづくり推進課】

速やかに用地確保が出来るように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。なお、候補地の選定に当たっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第16節 教育対策の事前措置

第1 児童生徒・園児の安全対策に係る事前準備

【実施責任者：こども未来課、教育委員会】

災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

- (1) 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
- (2) 児童生徒・園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- (3) 警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
- (4) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

第2 応急教育（学校再開）を行う上での方針の検討

【実施責任者：教育委員会】

発災後、児童生徒が早急に授業を受けられるよう、教育委員会及び各学校は、応急教育マニュアルを事前に作成しておく。なお、マニュアルには以下の点を盛り込むこととする。

- (1) 児童生徒の安否確認
- (2) 避難所となっている学校等の被災者への対応（体育館への移動等）
- (3) 転校手続（他市町村並びに県外へ避難した児童生徒に対する処置）
- (4) 授業の方法（臨時校舎での授業、近隣校への合併・分散による授業、昼間二部授業、短縮授業、家庭学習等）

第17節 業務継続体制の整備

第1 業務継続計画の策定

【実施責任者：総務課】

- (1) 災害時の優先業務の決定

業務継続計画策定に際して、全ての業務の洗い出しを行い、応急対策業務や復旧復興業務に加え、通常業務の中でも優先して行わなければならない業務を発災時に必要不可欠な業務（非常時優先順位）として特定する。

- (2) 優先業務に関する目標レベル及び時間の設定

前提とする災害規模の設定と被害想定により、インフラ等の被害と復旧の推移、被災者及び非被災者それぞれの状況や災害時に発生する様々なニーズなどを考慮し、市民の許容範囲内において目標レベル及び時間を設定する。

(3) 業務の遂行に支障となる課題の明確化

復旧目標を達成するための人員、施設・設備、資機材、情報等が確保されているかチェックし、非常時優先業務の継続又は早期復旧の制約となる要素を明確にする。

第2 被災者台帳の円滑な作成等に係る体制整備

【実施責任者：税務課（総務課）】

罹災証明の発行及び被災者台帳の円滑な作成を想定し、システムの整備等に努めるとともに、業務を円滑に行うための運用体制の整備に努める。

第4章 市民の防災活動の促進

第1節 防災知識の普及啓発

第1 市民に対する防災知識の普及啓発

【実施責任者：総務課】

1 市民への防災広報等による防災知識の普及啓発

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。なお、防災知識の普及に当たっては、市民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(1) 防災知識の普及啓発の内容

① 市民等の責務

ア 市民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、市及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、市及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

② 地域防災計画の概要

③ 災害予防措置

ア 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

イ 家庭での予防・安全対策

a 災害に備えた3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄

b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

c 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

ウ 出火防止、初期消火等の心得

エ 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動

オ 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動

カ 災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

キ 災害危険箇所の周知

ク 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

ケ 負傷者、避難行動要支援者等の救助の心構えと準備

コ 農作物の災害予防事前措置

サ その他

④ 災害応急措置

ア 災害対策の組織、編成、分掌事務

イ 災害調査及び報告の要領、連絡方法

ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

エ 災害時の心得

a 災害情報の聴取並びに聴取方法

b 停電時の照明

c 非常食料、身廻り品等の整備及び貴重品の始末

d 屋根・雨戸等の補強

e 排水溝の整備

f 初期消火、出火防止の徹底

g 避難の方法、避難路及び緊急避難場所等の確認

h 高齢者等避難行動要支援者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援

オ その他

⑤ 災害復旧措置

家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

⑥ 被災地支援

⑦ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(2) 実施方法

① 防災パンフレット

防災マップやハザードマップなど防災情報を有するパンフレットや冊子の作成により、災害危険地域などの認識を高めるなど防災に対する意識高揚を図る。

② 広報紙

防災に関しての知識を深めるため広報紙に、防災知識に関する事項を掲載する。

③ 防災に関する講演会、説明会、出前講座等の開催

地震、火災等に関する講演会、説明会、出前講座を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時市民及び自治会・自主防災組織、その他関係団体を対象として実施する。

④ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、児童生徒への防災教育の充実を図る。

⑤ インターネットの活用

市のホームページにおいて、防災情報を掲載し、防災知識の普及・啓発を図る。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中学校、高等学校における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、

防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター（含防災出前講座）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

3 災害教訓の伝承

過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童生徒への周知に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

【実施責任者：総務課】

日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、災害時において、市職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食料、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努めるものとする。

第2節 防災訓練の効果的実施

第1 防災訓練の実施

【実施責任者：総務課】

防災に関する技術等を向上し防災関係機関との連携を強化するため、また、地域防災計画の実効性の検証等防災上の課題を把握するため、防災訓練を実施する。訓練には、市民及び防災関係機関相互との協力体制の確立に重点を置く地域防災訓練をはじめ、災害時に担当する事務の所管課が実施する各個別訓練や、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携した実践型の広域防災訓練を実施するよう努める。

- | | | |
|-------------|-------------------------|-----------|
| ① 消火訓練 | ② 水防訓練 | ③ 避難誘導訓練 |
| ④ 情報収集・伝達訓練 | ⑤ 災害対策本部、地区活動拠点の設置、運営訓練 | |
| ⑥ 非常参集訓練 | ⑦ 医療救護班派遣訓練 | ⑧ 初期消火訓練 |
| ⑨ 応急救護訓練 | ⑩ 避難訓練（要援護者含む） | ⑪ 避難所運営訓練 |

第2 災害対策本部設置・運営に係る図上訓練の実施

【実施責任者：総務課】

災害が起きた際に災害対策本部が迅速に設置・運営できるよう、災害対策本部設置・運営に係る図上訓練を実施する。

第3 避難所開設・運営に係る図上訓練の実施

【実施責任者：総務課（市民環境課）】

災害が起きた際に避難所の設置・運営がスムーズにできるよう、避難所の開設・運営に係る図上訓練を実施する。

第4 訓練結果の地域防災計画等への反映

【実施責任者：総務課】

防災訓練、災害対策本部設置・運営に係る図上訓練、避難所開設・運営に係る図上訓練等の実施後アンケート調査を行い、問題点・課題を把握し防災対策の充実に結びつけるよう努める。

第3節 自主防災組織の育成強化

第1 地域の自主防災組織の育成強化

【実施責任者：総務課】

1 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出、救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の育成指導

大隅曾於地区消防組合消防本部等と連携をとりながら、自主防災組織の組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行うものとする。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に、災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

- ① 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
- ② 土石流危険渓流のある地区
- ③ 山地崩壊危険区域のある地区
- ④ 家屋密集等消防活動困難地区
- ⑤ 地盤振動・液状化危険のある地区
- ⑥ 工場等の隣接地区
- ⑦ 高齢化の進んでいる過疎地区
- ⑧ 土砂災害警戒区域等のある区域
- ⑨ その他危険区域

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意する。

- ① 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

自治会、校区・地区公民館等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

- ① 自治会、校区・地区公民館等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- ② 自治会や校区・地区公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
- ③ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。
- ④ 女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

① 平常時の活動

ア 防災に関する知識の普及

イ 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施

- ウ 情報の収集伝達体制の確立
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
- カ 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検と避難所、避難経路の確認
- ② 災害発生時の活動
 - ア 地域内の被害状況等の情報収集
 - イ 住民に対する避難指示の伝達、確認
 - ウ 責任者による避難誘導
 - エ 救出・救護の実施及び協力
 - オ 出火防止及び初期消火
 - カ 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等
 - キ 避難所の自主運営
 - ク 場合により防犯活動

第2 防災リーダー等の育成強化

【実施責任者：総務課】

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性を地域の防災リーダーとして育成していくことについても取り組む。

第3 事業所の自主防災体制の強化

【実施責任者：大隅曾於地区消防組合消防本部、総務課】

1 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の目的

学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

- ① 学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設
- ② 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、防災防止に当たることが効果

的である施設

- ④ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防組織等の設置要領

学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権原を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。

消防機関は、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。危険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。

2 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

① 平常時

ア 防災訓練

イ 施設及び整備等の点検整備

ウ 従業員等の防災に関する教育の実施

② 災害時

ア 情報の収集伝達

イ 出火防止及び初期消火

ウ 避難誘導・救出救護

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第1 地区内の防災活動の推進

【実施責任者：総務課】

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第5節 防災ボランティアの育成強化

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

【実施責任者：福祉介護課】

平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

また、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、本計画において、災害ボランティアセンターを運営する者（曾於市社会福祉協議会）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、本計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

【実施責任者：福祉介護課】

1 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

2 防災ボランティア登録・把握

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、市社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ随時報告しておくものとする。

3 大規模災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保等

大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

4 消防本部による環境整備

大隅曾於地区消防組合消防本部は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

第6節 企業防災の促進

第1 企業防災の促進

【実施責任者：総務課、企画政策課】

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に中核業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者に協力するよう努めるものとする。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外へ移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

国（内閣府、経済産業省等）、県、市及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員にいたる職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国（内閣府、経済産業省等）、県及び市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼び掛け、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第7節 避難行動要支援者の安全確保

第1 地域における避難行動要支援者対策

【実施責任者：福祉介護課】

1 避難行動要支援者の把握

本市の各部局等が保有する各種の情報を避難行動要支援者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、避難行動要支援者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。特に、避難に当たって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。また、避難行動要支援者に関する情報等は、自主防災組織や自治会等の範

围ごとに把握する。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

防災担当部局と福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(2) 個別避難計画の作成

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意または、条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

市は、市防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地

区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3 緊急連絡体制の整備

避難行動要支援者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに避難行動要支援者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

災害発生直後の食料、飲料水等については、住民自ら家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

避難行動要支援者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、避難行動要支援者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施するものとする。

また、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

第2 社会福祉施設・病院等における避難行動要支援者対策

【実施責任者：保健課、福祉介護課】

1 防災設備の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が「避難行動要支援者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2 避難誘導體制の整備

「第3章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え」「第5節 避難体制の整備」「第3 病院、社会福祉施設等における避難体制の整備」に準ずる。

3 緊急連絡体制等の整備

「第3章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え」「第5節 避難体制の整備」「第3 病

院、社会福祉施設等における避難体制の整備」に準ずる。

4 防災教育・防災訓練の充実

「第3章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え」「第5節 避難体制の整備」「第3 病院、社会福祉施設等における避難体制の整備」に準ずる。

第2部 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 応急活動体制の確立

活動項目	担当対策部・班
1 意思決定	市長、総務を担当する副市長、総務担当以外の副市長、総務課長
2 警戒段階における活動体制の確立	総務を担当する副市長、総務担当以外の副市長、総務課長、関係職員
3 災害対策本部の設置・廃止基準	－
4 災害対策本部の設置・運営	全職員
5 災害対策本部の組織編成及び事務分掌	
6 動員配備基準	
7 動員に関する職員への伝達	
8 職員の服務	総務対策部総務班
9 要員配備の調整	
10 職員の健康管理	総務対策部総務班、市民福祉対策部民生班

1 意思決定

災害応急対策に係る意思決定は、災対法等に基づき市長（災害対策本部長）が行う。不在等の場合で意思決定を行えない場合は、総務を担当する副市長、総務担当以外の副市長、総務課長、以下については曾於市行政組織条例第1条の順にその職務を代理する。

2 警戒段階における活動体制の確立

市は、災害に警戒が必要な段階において、それぞれ必要に応じた活動体制を確立して対策に当たる。それぞれの活動体制は以下のとおり。

名称	意思決定権者	設置基準	活動内容
警戒体制	①総務課長 ②総務課危機管理室長 ③総務課消防交通係長	☐ 大雨警報等が発表された場合	☐ 気象情報の収集 ☐ 関係機関との連絡・情報収集 ☐ 市民への広報
災害警戒本部準備体制	①総務担当副市長 ②総務課長 ③土木課長 ④総務課危機管理室長	☐ 大雨警報発表中、土砂キキクル（危険度分布）が「警戒（黄）」に達したとき ☐ 河川の水位が避難判断水位を超過したとき ☐ 台風が強風域に入り、数時間以内に暴風域に入る可能性が高い場合	☐ 気象情報の収集 ☐ 関係機関との連絡・情報収集 ☐ 市民への広報 ☐ 災害警戒本部の設置の検討 ☐ 職員参集の検討 ☐ 避難指示等の発令の検討 ☐ 避難所の開設の検討 ☐ 消防団招集の検討
災害警戒本部体制	①総務担当副市長 ②総務担当以外副市長 ③総務課長 ④土木課長	☐ 避難指示等の発令を決定した場合 ☐ 台風の際、次の開庁時間まで暴風域に入る可能性が高い場合	☐ 被害状況の収集 ☐ 県、又は防災関係機関からの情報収集 ☐ 今後の対応策の決定と配備体制の検討 ☐ 市長への報告及び市長からの特命事項への対応 ☐ その他

（注１）災害発生のおそれが解消したと認められるときには、それぞれの活動体制を解くものとする。

（注２）災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総務を担当する副市長を、副本部長は総務担当以外の副市長をもって充てる。その他、動員配備については、６のとおり。

（注３）災害警戒本部の設置場所及び運営は、災害対策本部の設置場所及び運営に準じて行う。また、所掌事務については、災害対策本部各事項に準ずるものとする。

3 災害対策本部の設置・廃止基準

(1) 災害対策本部の設置

- ① 市は、市内で相当数の被害が発生した場合、災害対策本部を設置し、災害対策本部体制を確立する。動員配備については、６のとおり。活動内容については、５の事務分掌のとおり。
- ② 災害対策本部に本部長、副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は総務担当の副市長並びに総務担当以外の副市長をもって充てる。
- ③ 本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を鹿児島県、防災関係機関・部局、曾於市防災会議の委員に通知するとともに、報道機関やコミュニティFM等を通じて市民に公表する。

(2) 災害対策本部の廃止

- ① 本部長は、次の基準の全てを満たした場合、本部会議結果を踏まえ本部を廃止する。
- ア 災害発生のおそれが解消したと認められるとき。
 - イ 災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき。
 - ウ 総務班において、当該災害に係る報告書が調製され、本部会議で了承されたとき。
- ② 上の①により廃止する場合において、当該災害関連事務事業の継続性確保を必要とする場合、関係部長は本部設置の体制に準じ事務を継続し対処するものとする。
- ③ 本部を廃止した場合の通知は、本部設置時に準じて処理する。

4 災害対策本部の設置・運営

(1) 災害対策本部の設置場所

曾於市役所本庁舎（南棟 2 階）をもって災害対策本部設置場所とする。

災害対策本部を設置したときは関係者にわかるよう南棟 1 階玄関及び 2 階に「曾於市災害対策本部」、南棟 2 階危機管理室執務室前に「曾於市災害対策本部事務局」の表示をする。

なお、曾於市役所本庁舎内に災害対策本部を設置することができない場合には、代替施設としてそお生きいき健康センターを第 1 候補に、市立図書館を第 2 候補に、代替施設内に災害対策本部を設置する。

(2) スペースの確保等

災害対策本部を設置する場合、以下のスペースを確保する。所定の場所に設置できない場合、被災を免れた最寄りの公共施設等に設置する。

また、非常電源及び無線機能の確認を行う。電源、通信機能に障害がある場合、直ちに電力会社及び西日本電信電話(株)に対応を要請する。

必要なスペース	確保場所	活動内容
災害対策本部室	南棟 2 階・防災対策室	※災害対策本部会議開催のためのスペース
災害対策本部事務局室	南棟 2 階・危機管理室執務室	※情報の集約及び活動の全体調整のためのスペース ※電話、FAX、コピー機、パソコン（庁内情報システム、県総合防災システム等）、プリンター、県防災行政無線（2 階設置）等通信設備を配置及び確保
応援調整室	南棟 2 階・多目的室	※自衛隊の活動調整・事務を行うためのスペース ※その他応援機関の活動調整・事務を行うためのスペース
災害対策調整会議室	南棟 2 階・防災対策室	※市と関係機関が集まり、情報共有を行うためのスペース
プレスルーム	本館 3 階・執行部控室または委員会室	※記者発表を行うためのスペース ※報道機関が待機等を行うためのスペース

(3) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、次により通知するものとする。

通知先	通知方法	連絡先
市本部・各対策部	庁内放送・庁内情報システム・防災行政無線・電話・口頭	
鹿児島県	県総合防災システム・FAX・電話（県防災電話）	
大隅地域振興局総務企画部 総務企画課	FAX・メール・防災行政無線・電話（県防災電話）	TEL 0994-52-2083（直通） FAX 0994-52-2100
大隅地域振興局建設部 土木建築課曾於市駐在	FAX・メール・電話（県防災電話）	TEL 099-482-0481（直通） FAX 099-482-4927
大隅曾於地区消防組合消防本部	FAX・メール・電話（県防災電話）	TEL 099-482-0119 FAX 099-482-5712
曾於警察署	FAX・電話	TEL 099-482-0110 FAX 099-482-3612
市民、自治会、自主防災組織	コミュニティFM・広報車・ホームページ・緊急速報メール	

（注）国（消防庁）へは、県に連絡ができない場合通知する。

電話番号：03-5253-5111

(4) 災害対策本部会議及び各部との調整

① 災害対策本部会議

災害対策本部会議は必要の都度開催し重要かつ緊急な防災措置に関する協議を行う。場所は、南棟２階防災対策室にて行う。

ア 災害対策本部の報告事項・・・・各対策部長が行う。

- ・天候予測、降雨量及び水位等の状況
- ・被害状況報告
- ・各対策部の対応状況

イ 協議事項

- ・災害応急対策の基本方針に関すること。
- ・動員配備体制に関すること。
- ・避難指示等に関すること。
- ・各部班間の調整事項の指示に関すること。
- ・自衛隊派遣要請に関すること。
- ・国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ・避難所の開設その他避難者対応の指示に関すること。
- ・災害復旧及び市民の復興に関すること。
- ・災害救助法適用申請に関すること。
- ・災害対策経費の処理に関すること。
- ・他の市町村に対する応援要請に関すること。

- ・その他災害対策の重要事項に関すること。

② 本部連絡員

- ア 本部連絡員は、各対策部長が指名する者をもって充てる。
- イ 本部連絡員は、本部長の命を受けて各部相互間及び各部内の連絡調整並びに各種の情報収集・伝達事務を担当する。

③ 災害対策本部と各対策部及び各班の連絡方法

- ア 本部長の命令及び本部会議で決定した事項は、本部連絡員を通じて各対策部及び各班に連絡するものとする。
- イ 各対策部及び各班で収集した情報又は実施した対策のうち本部長あるいは他の各対策部及び各班が承知しておく事項は、本部連絡員を通じて本部に報告するものとする。

(5) 防災関係機関等との調整

① 県現地災害対策本部への協力

県が本市に現地災害対策本部を設置する場合、庁舎内スペースの提供、合同会議の開催等情報の共有及び活動の調整のための必要な協力を行う。

② 災害対策調整会議

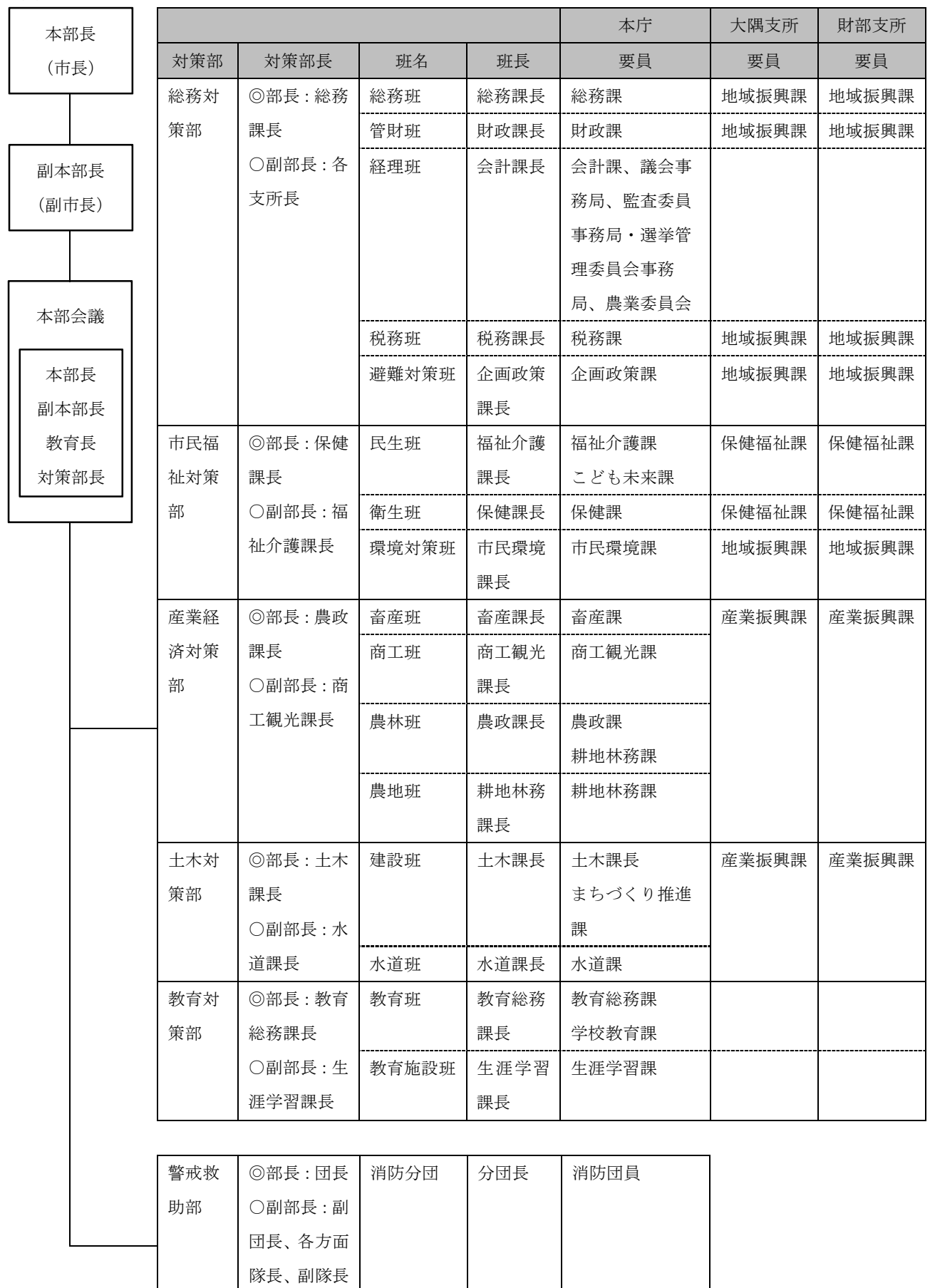
本部を設置した場合、防災関係機関及び民間団体との間の連絡調整を図るため、災害対策調整会議を原則として毎朝夕開催する。

(内容)

- ・被害状況報告
- ・各機関の活動状況報告
- ・各機関の活動内容の調整
- ・各機関の活動地域の調整

5 災害対策本部の組織編成及び事務分掌

(1) 災害対策本部の組織図



(2) 災害対策本部各部の事務分掌

【班別の事務分掌】

部名	班名	所属	活動項目	該当箇所
総務対策部 (部長：総務課長、副部長：各支所長)	総務班 (班長：総務課長)	総務課、地域振興課（総務消防係）	1 職員の動員配備に関すること	第1章第1節
			2 本部会議に関すること	第1章第1節
			3 気象警報等の収集・伝達に関すること	第2章第1節
			4 被害情報の取りまとめに関すること	第1章第2節
			5 災害報告に関すること	第2章第2節
			6 他市町村や県への応援要請、受入等に関すること	第1章第4節
			7 自衛隊の災害派遣要請、受入等に関すること	第1章第5節
			8 人的公用負担及び労働者の雇用に関すること	第1章第6節
			9 土砂災害の防止対策並びに消防団の運用等について	第2章第4節
			10 水防活動に関すること	第2章第5節
			11 避難指示等に関すること	第2章第8節
			12 ヘリコプターの要請に関すること	第2章第10節
			13 避難所の開設決定に関すること	第3章第1節
			14 行方不明者の捜索に関すること	第3章第7節
			15 警察、消防、その他の機関との連絡に関すること	—
			16 市民への広報並びに報道機関への情報提供等広報に関すること	第2章第3節
			17 二次災害防止のための市民への呼び掛けに関すること	第2章第4節
			18 放送施設等の被害調査及び復旧に関すること	—
			19 本部長が特に命じたこと及び他の部に属しないこと	—

部名	班名	所属	活動項目	該当箇所
総務対策部 (部長:総務課長、副部長:各支所長)	管財班 (班長:財政課長)	財政課、地域振興課(地域振興係)	1 市有財産の被害調査に関する事	—
			2 緊急通行車両の確認に関する事	第2章第10節
			3 輸送車両の確保に関する事	第2章第10節
	経理班 (班長:会計課長)	会計課、議事事務局、監査委員事務局・選挙管理委員会事務局、農業委員会	1 地域内輸送拠点における仕分け・配送に関する事	第3章第3節、第4節
			2 義援金及び義援物資の受付・保管に関する事	第3章第10節
			3 義援金及び義援物資の募集・配分に関する事	第3章第10節
	税務班 (班長:税務課長)	税務課、地域振興課(税務係)	1 住家被害調査に関する事	第1章第2節、第2章第2節、第3章第8節、(第3部第2章第1節)
			2 罹災証明書の発行・被災者台帳の作成に関する事	(第3部第2章第1節)
			3 税の減免措置に関する事	(第3部第2章第9節)
	避難対策班 (班長:企画政策課長)	企画政策課、地域振興課(地域振興係)	1 避難所の開設・運営に関する事	第3章第1節
			2 災害記録に関する事	第2章第3節
			3 外国人に係る対策に関する事	第2章第12節
			4 市民生活相談のとりまとめに関する事	(第3部第2章第2節)
市民福祉対策部 (部長:保健課長、副部長:福祉介護課長)	民生班 (班長:福祉介護課長)	福祉介護課、こども未来課、保健福祉課(福祉係)	1 社会福祉施設の被害調査に関する事	—
			2 災害救助法の適用手続等事務に関する事	第1章第3節
			3 ボランティアとの連携に関する事	第1章第7節
			4 要配慮者等に対する対策に関する事(福祉避難所含む)	第2章第12節
			5 保育所・放課後児童クラブにおける児童生徒・園児の保護に関する事	第2章第12節
			6 被災者生活再建支援金、被災者生活支援金、災害弔慰金等の支給に関する事	(第3部第2章第6節・第7節・第8節)
			7 民生関係の融資に関する事	(第3部第3章第1節)

部名	班名	所属	活動項目	該当箇所
市民福祉 対策部 (部長:保健課長、 副部長:福祉 介護課長)	衛生班 (班長:保健課長)	保健課、保健福祉課 (保健係)	1 医療機関の被害調査に関する こと	第2章第11節
			2 DMAT・医療救護班の要請・運用に関する こと	第2章第11節
			3 医薬品・医療用資機材等の確保 に関する こと	第2章第11節
			4 保健衛生に関する こと	第3章第6節
			5 感染症予防に関する こと	第3章第6節
			6 被災者の心のケア対策に関する こと	(第3部第2 章第3節)
	環境対策 班 (班長:市民環境課 長)	市民環境課、地域振興課 (市民環境係)	1 一般ごみ・災害廃棄物等の処理 に関する こと	第3章第5節
			2 し尿処理に関する こと	第3章第5節
			3 動物保護対策に関する こと	第3章第6節
			4 遺体の処理、埋・火葬に関する こと	第3章第7節
			5 復旧段階での災害廃棄物等の処 理に関する こと	(第3部第2 章第4節)
産業経済 対策部 (部長:農政課長、 副部長:商工 観光課長)	畜産班 (班長:畜産課長)	畜産課、産業振興課 (畜産係)	1 畜産物対策に関する こと (被害 予防、被害調査、 応急対策等)	第3章第11節
			2 死亡獣畜の処理に関する こと	第3章第5節
			3 激甚災害の指定に関する こと	(第3部第1 章第2節)
			4 畜産関係の融資に関する こと	(第3部第3 章第3節)
	商工班 (班長:商工観光課 長)	商工観光課、産業振興課 (農政商工・農業委員会係)	1 観光客に係る対策に関する こと	第2章第12節
			2 主に生活必需品等の供給に関する こと (一部食料の供給に関する こと)	第3章第1節 ・第3節・第4節
			3 義援物資の受付・保管に関する こと	第3章第10節
			4 商工業関係の融資及び利子補助 に関する こと	(第3部第3 章第4節)

部名	班名	所属	活動項目	該当箇所
産業経済 対策部 (部長:農 政課長、副 部長:商工 観光課長)	農林班 (班長:農 政課長)	農政課、耕地林 務課(林政係)、 産業振興課(営 農推進係)	1 食料の供給に関すること	第3章第1節 ・第3節
			2 農作物・林産物対策に関すること (被害予防、被害調査、応急対策等)	第3章第11節
			3 激甚災害の指定に関すること	(第3部第1 章第2節)
			4 義援物資の受付・保管に関すること	第3章第10節
			5 農林関係の融資に関すること	(第3部第3 章第3節)
	農地班 (班長:耕 地林務課 長)	耕地林務課、産 業振興課(建設 耕地水道係)	1 激甚災害の指定に関すること	(第3部第1 章第2節)
			2 農地及び農業用施設の対策に関 すること(被害予防、被害調査、応 急対策等)	—
土木対策 部 (部長:土 木課長、副 部長:水道 課長)	建設班 (班長:土 木課長)	土木課、まちづ くり推進課、産 業振興課(建設 耕地水道係)	1 道路・橋梁・河川・砂防等の被害 調査に関すること	—
			2 国土交通省九州地方整備局への 応援要請に関すること	第1章第4節
			3 被災宅地危険度判定に関すること	第2章第4節
			4 河川災害・土砂災害の防止対策に 関すること	第2章第4節
			5 水防活動に関すること	第2章第5節
			6 交通確保・規制に関すること	第2章第9節
			7 障害物の除去に関すること	第3章第5節
			8 応急仮設住宅の供給等住宅対策 に関すること	第3章第8節
			9 道路・橋梁・河川・砂防等の応急 対策に関すること	第3章第12節
			10 公共土木施設等の災害復旧事業 等の推進に関すること	(第3部第1 章第1節)
			11 激甚災害の指定に関すること	(第3部第1 章第2節)
			12 借地借家制度の特例の適用に関 すること	(第3部第2 章第5節)
			13 住宅資金の融資に関すること	(第3部第3 章第2節)

部名	班名	所属	活動項目	該当箇所
土木対策部 (部長：土木課長、副部長：水道課長)	水道班 (班長：水道課長)	水道課、産業振興課 (建設耕地水道係)	1 水道施設の被害調査及び水道施設の応急復旧に関する事	第3章第2節
			2 応急給水の実施に関する事	第3章第2節
			3 上水道・下水道施設の応急対策に関する事	第3章第12節
教育対策部 (部長：教育総務課長、副部長：生涯学習課長)	教育班 (班長：教育総務課長)	教育総務課、学校教育課	1 学校施設の被害調査に関する事	—
			2 要保護児童に係る対策に関する事	第2章第12節
			3 小中学校における児童生徒の保護に関する事	第2章第12節
			4 災害時の教育対策に関する事	第3章第9節
	教育施設班 (班長：生涯学習課長)	生涯学習課	1 社会教育施設の被害調査に関する事	—
警戒救助部 (部長：団長、副部長：副団長、各方面隊長、副隊長)		消防分団	1 災害情報の収集等に関する事	—
			2 巡回、通報及び避難誘導に関する事	—
			3 人命の検索・救助に関する事	—
			4 応急手当に関する事	—
			5 避難所支援に関する事	—
			6 簡易な障害物の除去	—
			7 水防活動に関する事	—
			8 その他災害発生の防止に関する事	—

6 動員配備基準

災害時の動員配備基準は原則として以下のとおりである。なお、災害の状況や災害の程度を見きわめ（その予測を含む。）、適時増員・減員を行う。

(1) 配備基準

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1配備 【警戒体制】	□大雨警報等が発表されたとき	県・市内外の気象情報等を迅速に収集・分析し、水防、救護等の応急対策活動を行うための準備体制とし、その要員は予め定める。	【本庁】 総務課長・職員 【大隅支所】 地域振興課長・職員 【財部支所】 地域振興課長・職員
第2配備 【災害警戒本部準備体制】	□大雨警報発表中、土砂キキクル（危険度分布）が「警戒（黄）」に達したとき □河川の水位が避難判断水位を超過したとき □台風が強風域に入り、数時間以内に暴風域に入る可能性が高い場合	第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害警戒本部を設置できる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	第1配備に加え、 【本庁】 総務担当副市長 各課課長 土木課職員2名以上 【大隅支所】 各課課長 産業振興課職員2名以上 【財部支所】 各課課長 産業振興課職員2名以上
第3配備 【災害警戒本部体制】	□避難指示等の発令を決定した場合 □台風の際、次の開庁時間まで暴風域に入る可能性が高い場合	気象情報の収集・分析、水防、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その要員は予め定める。	第2配備に加え、 【本庁】 総務担当以外の副市長 全ての課の職員 消防団三役、方面隊長等 【大隅支所】 全ての課の職員 方面隊長等 【財部支所】 全ての課の職員 方面隊長等
第4配備 【災害対策本部体制】	□市内で相当数の被害が発生した場合	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とする。	第3配備に加え、 【本庁】 市長 教育長

(2) 配備の特例

- ① 災害対策本部設置後、災害の規模が縮小したとき、又は災害応急対策を講じる上で支障がないと認められるときは、市長（本部長）は、必要に応じて配備体制を縮小することができる。このとき、各班長は、必要に応じて配備人員を調整できるものとする。
- ② 市長（本部長）は、災害の状況その他必要があると認めたときは、特定の課等に種別の異なる配備体制を指令することができる。

7 動員に関する職員への伝達

(1) 職員への伝達

各班長（課長・支所長）は、予め定めた方法により各班員（職員）に伝達する。

(2) 職員の参集場所

全ての職員は、自らの勤務場所へ参集する。予め指定避難所での勤務を定められた職員や、普段は本庁勤務だが事前に支所での勤務を定められた職員については、指定避難所や支所に直接参集する。ただし、参集途中において交通網の遮断等の不測の事態により、本来の参集場所への参集が困難な場合においては、最寄りの避難所や支所に参集し、そこでの指示に従う。

8 職員の服務

全ての職員は、勤務時間の内外を問わず、災害が発生したときは所属の対策部・班との連絡をとり、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する。また、災害対策本部が設置されたときは次の事項を遵守することとする。

- (1) 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。
- (2) 自らの言動によって、住民の不安や誤解を招いたり、本部活動に支障をきたしたりすることのないよう厳重に注意すること。
- (3) 配備体制が指令されたときは、万難を排して参集すること。
- (4) 常に所在を明確にしておき、正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまでは退庁しないこと。
- (5) 勤務時間外に参集する場合、職員は以下の点に留意する。

① 参集途上での被害状況の観察

被害状況（火災、道路の途絶状況、土砂災害の発生、河川の増水、道路や橋梁の被害等）を観察しながら参集し、被害を目撃した場合、あるいは危険と判断した場合は、登庁後直ちに総務班に報告する。

② 参集途上で生き埋め現場等を発見し救援活動に携わる場合、人命救助を第一優先とするが、努めて早期に所属長へ状況を報告するか、周囲の人に総務班への連絡を依頼する。

③ 服装等

活動に適した服装とし、手拭い、水筒、食料、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携帯するものとする。

④ その他

家族が負傷、被災等した場合は、直ちに安全を確保し、それ以降はその他の家族又は隣人等に後を託し、早急に参集する。

9 要員配備の調整

総務班が全体の活動状況を把握し、要員の調整が必要と判断した場合、本部会議に諮り、要員の調整を行う。なお、時間的余裕がない場合は、本部長（市長）の専決とすることができる。

10 職員の健康管理

総務班は、民生班と連携し、仮眠所や休憩所等の確保に努め、仮眠・食事・職務時間を確実に把握、管理して遵守させるほか、必要により、休養を命じ、編成替えを行い、職員の体力の維持を図る。

災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、健康診断の実施や職員用救護所を設置するなどして職員の健康管理（精神保健対策（心のケア）を含む。）に努める。

第2節 情報伝達体制の確立

活動項目	担当対策部・班
1 現場職員との連絡手段	総務対策部総務班
2 県及び県内防災関係機関との連絡手段	
3 市民への情報伝達手段	総務対策部総務班

1 現場職員との連絡手段

災害現場等に出勤している職員との連絡は、携帯電話等により行う。

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想されるため、総務班は、MCA無線や衛星携帯電話などの通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

【通信統制の原則】

- ・救助、避難指示等重要性の高い通信を優先する。
- ・通信に対しては、統制者の許可を得る。
- ・子局間で通信の必要があるときは、統制者の許可を得る。
- ・簡潔通話を実施する。
- ・専任通信担当者を設置する。

2 県及び県内防災関係機関との情報通信手段

(1) 県防災行政無線

県との無線通信手段としては、県防災行政無線があり、各班は総務班を通じてこれを適切に活用して情報伝達を図る。

(2) 災害時優先電話

本市では、現在、一部の電話回線を災害時優先電話として準備している。東日本電信電話(株)に登録しているこれらの電話は、回線輻輳時等においても通話が優先される措置が講じられている。各班は、他の手段で情報伝達が困難な場合は、総務班に申し出てこの電話を活用し適切な情報伝達を行う。

なお、効果的な利用を図るため、この電話は発信専用とし、電話番号は非公開とする。

(3) 非常通信

災害の発生により通信施設が被災し不通になり、しかも市の防災行政無線による通信が困難な場合は、電波法第52条の規定により、次に掲げる機関の無線局を利用し通信の確保を図る。

- ア 消防事務、警察事務、鉄道事務、電気事業を行う機関の保有する無線
- イ 放送局の保有する無線
- ウ 非常通信協議会の構成員の保有する無線
- エ アマチュア無線及びその他の無線

3 市民への情報伝達手段

(1) コミュニティFM

市から一般市民への情報伝達手段としてはコミュニティFMがあり、各班は必要な場合、総務班を通じてこれを用いた市民への情報伝達を行う。

(2) パソコン・スマートフォン等

ホームページ・各種SNS（LINE・X（旧Twitter）・Facebook）、緊急速報メールのほか、鹿児島県防災Webから各種防災関連情報（気象情報他、各種規制に関する情報等）の伝達を行う。

(3) テレビ（CATV含む。）、ラジオを通じての情報伝達

上記のいかなる手段においても、情報を速やかに伝達できないような場合には、災害に関する通知、要請等の放送を関係放送機関にFAXで要請することとし、着信を確認できたかを電話で連絡する。関係放送機関の連絡先は以下のとおり。

関係放送 機関名	FAX番号	着信確認用 電話番号1	着信確認用 電話番号2
NHK	099-227-8114	099-805-7110	
MBC	099-259-0200	099-254-7117	099-255-1261
KTS	099-254-5602	099-253-6817	099-285-6612
KKB	099-257-5762	099-257-5786	099-257-5803
FM鹿児島	099-239-1131	099-227-0722	
KYT	099-285-5503	099-285-5513	099-285-5501

第3節 災害救助法の適用及び運用

活動項目	担当対策部・班
1 災害救助法の実施機関	市民福祉対策部民生班
2 災害救助法の適用基準	
3 被災世帯の算定基準	
4 災害救助法の適用手続	
5 災害救助法に関する事務処理の流れ	市民福祉対策部民生班、関係班

1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市はこれを補助する。

知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととすることができる。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる適用基準に該当する場合、現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき
- (2) 次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域内において、被災し現に救助を必要とするとき
 - ① 市域内の住家のうち、滅失した世帯の数が60世帯以上であること。
 - ② 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、市域内の住家のうち、滅失した世帯の数が30世帯以上であること。
 - ③ 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
 - ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

3 被災世帯の算定基準

- (1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の判定基準

区 分	被害の判定基準
全壊 (全焼・全 流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
半壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(3) 世帯及び住家の単位

① 世帯

生計を一にしている実際の生活単位

② 住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

4 災害救助法の適用手続

災害に対し、本市において災害が発生し、「2 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県に報告する。

連絡窓口	危機管理課危機管理係	T E L	0 9 9 - 2 8 6 - 2 2 5 5
------	------------	-------	-------------------------

5 災害救助法に関する事務処理の流れ

事務処理の流れ	参照すべき資料等
災 害 発 生 ↓ 被害の見極め (総務対策部総務班、市民福祉対策部民生班) ↓ 適用申請 (市民福祉対策部民生班) ↓ 救助の実施 (関係班) ↓ 県への報告 (市民福祉対策部民生班)	□ 「2 災害救助法の適用基準」 □ 「3(2)被害の判定基準」 □ 災害救助事務取扱要領 (内閣府) □ 救助の種類・実施期間・実施担当班 □ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間－早見表－

救助の種類・実施期間・実施担当班

救助の種類	実施期間	実施担当班
避難所の設置	災害発生の日から7日以内	市民福祉対策部 民生班
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工	土木対策部 建設班
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内	産業経済対策部 農林班
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内	土木対策部 水道班
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内	産業経済対策部 商工班
医療	災害発生の日から14日以内	市民福祉対策部 衛生班
助産	分べんした日から7日以内	市民福祉対策部 衛生班
災害にかかった者の救出	災害発生の日から3日以内	総務対策部 総務班
災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から1ヶ月以内に完了	土木対策部 建設班
学用品の給与	(教科書) 災害発生の日から1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 災害発生の日から15日以内	教育対策部 教育班
埋葬	災害発生の日から10日以内	市民福祉対策部 環境対策班
死体の搜索	災害発生の日から10日以内	市民福祉対策部 環境対策班
死体の処理	災害発生の日から10日以内	市民福祉対策部 環境対策班
障害物の除去	災害発生の日から10日以内	土木対策部 建設班

※ 救助の期間については、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に知事を通じて延長することができる。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間－早見表－

令和5年6月現在

救助の種類	対 象	対象経費等	期 間		費用の限度額
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	・避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害発生の日から7日以内		1人1日当たり340円以内 ※高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	・災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)		1人1日当たり340円以内 ※高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	・設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費	建設型 応急住宅	災害発生の日から20日以内 着工	1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の給与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。
		・家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	賃貸型 応急住宅	災害発生の日から速やかに 借上げ、提供	1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額
炊き出しその他食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に、炊事ができない者	・主食、副食及び燃料等の経費	災害発生の日から7日以内		1人1日当たり1,230円以内

救助の種類	対 象	対象経費等	期 間	費用の限度額
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	・水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費並びに薬品又は資材の費用	災害発生の日から7日以内	当該地域における通常の実費
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）	・被害の実情に応じ現物給付 ①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	災害発生の日から10日以内	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対 象	対象経費等	期 間	費用の限度額
医 療	災害のために医療の途を失った者	(範囲) ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 処置、手術その他の治療及び施術 ④ 病院又は診療所への収容 ⑤ 看護	災害発生の日から14日以内	(救護班による場合) ・使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費 (病院又は診療所による場合) ・国民健康保険の診療報酬の額以内 (施術者による場合) ・協定料金の額以内
助 産	災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を要する状態にある者)	(範囲) ① 分べんの介助 ② 分べん前及び分べん後の処置 ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料	分べんした日から7日以内	(救護班等による場合) ・使用した衛生材料等の実費 (助産師による場合) ・慣行料金の100分の80以内の額
被災者の救出	1 現に生命身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から3日以内	当該地域における通常の実費
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行う。	災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内)	1 世帯当たり ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内

救助の種類	対 象	対象経費等	期 間	費用の限度額
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	・被害の実情に応じ現物給付 ①教科書及び教材 ②文房具 ③通学用品	災害の発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は席の授業で使用している教材 ・実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 ・小学校児童 4,800円 ・中学校生徒 5,100円 ・高等学校等生徒 5,600円
埋 葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	・棺又は棺材の現物給付 ①棺(付属品を含む) ②埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む) ③骨壺及び骨箱	災害発生の日から10日以内	1体当たり ・大人(12歳以上) 219,100円以内 ・小人(12歳未満) 175,200円以内
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から10日以内	当該地域における通常の実費
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に対する処理(埋葬を除く)をする。	(範囲) ①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ②死体の一時保存 ③検案	災害発生の日から10日以内	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり:3,500円以内 ②死体の一時保存 ・死体一時収容施設利用時通常の実費 ・上記が利用できない場合 1体当たり:5,400円以内 (注)ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案 ・救護班以外は慣行料金
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	災害発生の日から10日以内	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均138,300円以内

第4節 広域応援体制

活動項目	担当対策部・班
1 他市町村への応援要請	総務対策部総務班
2 県への応援要請	
3 消防活動に係る応援要請	大隅曾於地区消防組合消防本部
4 国土交通省九州地方整備局への応援要請	土木対策部建設班
5 応援の受入	総務対策部総務班
6 職員の派遣要請・あっせん要請	
7 広域避難に関する支援要請	

1 他市町村への応援要請

本部長（市長）は、本市が災害による被害を受け、応急措置を実施するため必要と認めたときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」等に基づき、他の市町村長に対し次の事項を示して応援要請を行う。なお、本項の事務は、総務班が処理することとし、応援が必要と判断した各班は総務班にその旨を申し出る。

- ・災害の状況
- ・応援を求める理由
- ・応援を必要とする人員、物資等
- ・応援を必要とする場所、期間
- ・応援を必要とする活動内容
- ・応援の受入れ地
- ・その他応援に関し必要な事項

2 県への応援要請

(1) 災対法第68条の規定による応援の要求

本部長（市長）は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し次の事項を示して応援を求める。なお、本項の事務は、総務班が処理することとし、応援が必要と判断した各班は総務班にその旨を申し出る。

- ・災害の状況
- ・応援を求める理由
- ・応援を必要とする人員、物資等
- ・応援を必要とする場所、期間
- ・応援を必要とする活動内容
- ・応援の受入れ地
- ・その他応援に関し必要な事項

(2) 自衛隊への災害派遣要請依頼

「第5節 自衛隊の災害派遣」参照。

3 消防活動に係る応援要請

(1) 鹿児島県消防相互応援協定による応援

市長（消防の一部事務組合等も含む。）は、大規模な災害や火災等が発生し、所轄する市の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。

(2) 緊急消防援助隊等による応援

市長（消防の一部事務組合等も含む。）は、災害の状況から緊急消防援助隊の応援が必要であると判断した場合は、速やかに県知事に対して応援要請する。知事と連絡を取ることができない場合は、市長から消防庁長官に対して直接要請するものとする。

4 国土交通省九州地方整備局への応援要請

本部長（市長）は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「曾於市における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、九州地方整備局長に対し応援を求める。

5 応援の受入

(1) 受入れ体制の確保

応援を受け入れる場合、所管する班は連絡責任者を指定し、総務班との連絡体制を確保する。応援職員の派遣に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

(2) 応援部隊の活動計画

総務班は、要請した応援部隊に対して、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等、応援部隊の活動計画について、所管する班の連絡責任者と協議しながら作成する。

(3) 応援活動の記録

応援を要請した所管の班は、応援活動に関する以下の内容について記録する。

- ① 要請先、要請期間、要請内容
- ② 回答内容、回答日時
- ③ 応援部隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先
- ④ 活動（滞在）期間、自立度（食料、飲料水、宿所）
- ⑤ 搬入物資内容・量、返却義務の有無
- ⑥ 応援活動実績記録（事故等の記録を含む。）
- ⑦ 撤収日時

(4) 救助活動拠点の確保

総務班は、応援要請を決定した場合、応援部隊の特性に応じた救助活動拠点を直ちに確保し、応援部隊に通報する。

※ 中山公園、大隅総合運動公園、末吉栄楽公園、財部城山総合運動公園を候補地とし、

応援部隊の大小等を勘案してその都度、調整して決定する。

(5) 食料・飲料水・宿舍等の準備

応援部隊の自己完結が原則となるが、それが不可能な場合、必要最低限のものについて、要請した担当部において準備する。

(6) 活動の調整

応援活動の調整は、総務班と各班の連絡責任者が窓口となっていく。

(7) 経費の負担

応援に要した費用の負担は、法令及び各協定の規定による。

6 職員の派遣要請・あっせん要請

(1) 趣旨

災害応急対策又は災害復旧のため市長等が必要と認めたときには、以下の区分により職員の派遣要請又は職員の派遣のあっせん要求を行う。なお、ここでの職員の派遣は、職員個人の有する技術・知識・経験等に着眼したもので、主として短期間の身分異動を伴わない「応援」とは区別され、原則として長期にわたり、身分的にも派遣先、派遣元の身分を併任させるものである。

＜職員の派遣要請＞

- a 県知事、他市町村長に対する職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
- b 指定地方行政機関の長 に対する職員の派遣要請（災対法第29条）

＜職員の派遣のあっせん要求＞

- a 県知事に対する職員の派遣のあっせん要求（災対法第30条）

(2) 手続

各班からの要請を踏まえ、総務班が市長の承認を得て派遣要請又は職員の派遣のあっせん要求を行う。費用等については、法に基づくものとする。

【職員の派遣要請の場合の記載事項】

- ・派遣を要請する理由
- ・派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣について必要な事項

【職員の派遣のあっせん要求の場合の記載事項】

- ・派遣のあっせんに求める理由
- ・派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

7 広域避難に関する支援要請

市域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に支援要請するものとする。

この場合、受入れ先市町村の選定や紹介など、県に対し、必要に応じて協議するものとする。

第5節 自衛隊の災害派遣

活動項目	担当対策部・班
1 災害派遣の範囲	総務対策部総務班
2 災害派遣要請依頼の手続	
3 災害派遣の活動内容	
4 災害派遣部隊の受入等	
5 災害派遣部隊の撤収要請	

1 災害派遣の範囲

- (1) 公共性
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
- (2) 緊急性
差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性
自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

2 災害派遣要請依頼の手続

- (1) 災害派遣の要請者
自衛隊の災害派遣要請は、自衛隊法第83条に基づき市長の要請要求により行う。
- (2) 要請手続
自衛隊の災害派遣の必要がある認めるとき、総務班は「② 記載事項」を明らかにした文書を持って要請する（資料7-2）。
ただし、緊急を要し、文書をもって依頼することができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送達する。文書の提出先等については、下記のとおりである。

① 提出（連絡）先

県危機管理課

② 記載事項

- ・ 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

また、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下表の部隊の長にその内容を通知する。この場合、本部長（市長）は速やかにその旨を県知事に通知する。（災対法第68条の2）

【通知先】

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号
部隊名	主管課		
陸上自衛隊第12普通科連隊本部	第3科	霧島市国分福島2丁目4-14	0995-46-0350 内線235 内線301
陸上自衛隊第8施設大隊	第3科	薩摩川内市冷水町539-2	0996-20-3900 内線230
海上自衛隊第1航空群司令部	運用幕僚	鹿屋市西原3-11-2	0994-43-3111 内線2213
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町4-1	099-253-8920
	募集課	大隅町岩川6491-2 合庁内 (大隅地域事務所)	099-482-1405

3 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動 (空中消火)	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の 啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、感染症 予防、病虫害防除 等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の 緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

区分	活動内容
炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
救難物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監督が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 災害派遣部隊の受入等

(1) 受入れ準備

総務班は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期す。

- ① 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場について留意すること。可能であれば、地積、後方支援等の便を考慮して、都城訓練場、高之峰射撃場の使用を検討・依頼する。
- ② 県及び市は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。
- ③ 災害地における作業等に関しては、県及び市当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。
- ④ その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。

(2) 派遣部隊到着後の措置

総務班は、関係班と連携し、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるとともに到着後及び必要に応じて活動状況を県に報告する。

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、ただちにその旨を本部長（市長）に通知しなければならないこととなっている。

- ① 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災対法第63条第8項）

- ② 他人の土地等の一時使用等（災対法第64条第8項）
- ③ 現場の工作物の除去等（災対法第64条第8項）
- ④ 住民等を応急措置の業務に従事させること（災対法第65条第3項）

(4) 経費の負担区分

派遣部隊の活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。ただし、その活動が2以上の市町村にわたって行われた場合は、当該市町村の長と協議し、負担割合を決める。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

(5) 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をするとともに、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

ヘリコプター発着場適地

場 所	所 在 地	電 話	広さ(m×m)	適用別
財部城山総合運動公園	財部町北俣10804番地	0986-72-0611	90×90	大型夜間
末吉栄楽公園	末吉町二之方1950番地	0986-76-1110	180×100	大型夜間
大隅総合運動公園	大隅町中之内8197番地	099-482-3734	130×80	大型夜間
南之郷地区運動広場	末吉町南之郷8130番地6	0986-76-8873	90×50	大型夜間

5 災害派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、派遣要請手続に準じて撤収要請を行うものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等を持って連絡しその後文書を提出する（資料7-2）。

第6節 公共的団体等との連携等

活動項目	担当対策部・班
1 市内の公共的団体等との連携体制	関係班
2 市内の公共的団体等への協力依頼	関係班
3 人的公用負担	総務対策部総務班
4 労働者の雇用	総務対策部総務班

1 市内の公共的団体等との連携体制

災害発生時には、市内一丸となった対応が不可欠であることから、市内の公共的団体等に対して、市からの要請事項の伝達や各団体からの要望事項の把握を行うなどして連携を図る。

【市内の公共的団体等と関係班】

市内の公共的団体等	関係班
曾於市商工会	産業経済対策部商工班
曾於市社会福祉協議会	市民福祉対策部民生班
曾於市民生委員児童委員協議会	
末吉・財部・大隅赤十字奉仕団	
曾於医師会	市民福祉対策部衛生班
曾於市ふるさと協議会	土木対策部建設班
行政書士会（支部）	総務対策部総務班
建築士会（支部）	土木対策部建設班
大隅衛生企業（有）	市民福祉対策部環境対策班
曾於農業共済組合	産業経済対策部農林班、畜産班
そお鹿児島農業協同組合	産業経済対策部農林班、商工班、畜産班
曾於市森林組合	産業経済対策部農林班
その他公共的団体	関係各班

2 市内の公共的団体等への協力依頼

各班は、災害応急対策活動を実施する上で必要な場合は、市内の公共的団体等に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を実施する。協力依頼は、各班が各々関係する市内の公共的団体等に対して行う。

【依頼事項（例）】

- ・炊き出し、給水支援（給水拠点の補助、要配慮者への運搬等）
- ・食料、物資の仕分・運搬・配布
- ・安否の確認
- ・避難所運営の支援
- ・広報紙、ビラの配布・貼付
- ・市民に対する救護活動
- ・道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- ・林道被害調査、啓開活動
- ・応急仮設住宅の建設等の業務
- ・提出書類の作成補助、窓口対応
- ・応急危険度判定、宅地建物被害調査支援
- ・仮設トイレ設置、し尿汲み取り
- ・家畜対策支援
- ・食料品の調達 等

3 人的公用負担

市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる（災対法第65条）。手続関係は総務班が処理するものとし、各班は必要な場合、総務班にその旨を申し出る。

4 労働者の雇用

労働者の雇用については、災害救助法の規定に基づき実施するものとし、総務班が一般人の中から公募する。人夫賃の支給等については災害救助法に基づくものとする。

【人夫雇い上げの範囲】

- ・被災者の避難
- ・医療及び助産における人夫
- ・被災者の救出
- ・飲料水の供給
- ・救済用物資の整理、輸送及び配分
- ・遺体の搜索
- ・遺体の処理（埋葬を除く。）

第7節 ボランティアとの連携

活動項目	担当対策部・班
1 ボランティアの活動分野	市民福祉対策部民生班
2 市災害ボランティアセンターの設置・運営窓口	

1 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ① 救護所での医療救護活動
- ② 被災建築物応急危険度判定
- ③ 被災宅地危険度判定
- ④ 外国語の通訳、情報提供
- ⑤ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理
- ⑥ 被災者への心理治療
- ⑦ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ⑧ その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ① 避難所の運営補助
- ② 炊き出し、食料等の配布
- ③ 救援物資等の仕分け、輸送
- ④ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- ⑤ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- ⑥ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- ⑦ その他被災地における軽作業等

2 市災害ボランティアセンターの設置・運営窓口

本市が大規模な災害により被害を受けた場合、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、市社会福祉協議会は市との調整のもと市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアとの連携を図り、活動の調整等を行う。

市災害ボランティアセンターと市との連絡調整に当たっては、民生班が窓口となる。市は、市災害ボランティアセンターの円滑な運営を促進するため、必要な支援を行う。

【市災害ボランティアセンターの機能】

① 状況把握及び報告

被災地の状況、救援活動の状況及びボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、救援支援本部や近隣支援本部と連絡調整を図る。

② ボランティアの受入れ

ボランティア申出者を受付し、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、活動者リストを作成し、救援支援本部や近隣支援本部と連絡調整を図る。

③ ボランティア依頼の受付及び相談

被災住民等からのボランティア派遣要請の受付窓口として、受付や相談に応じる。

④ ボランティアとのマッチング及び物資の提供

ボランティアの活動内容と被災住民からの受付内容をマッチングの上、ボランティアに対して、具体的な活動内容を指示する。また、活動に必要な物資の提供を行う。

⑤ ボランティアコーディネート

ボランティアニーズへの対応、ボランティアの誘導、活動プログラムの開発やボランティアのフォローアップなどボランティアコーディネートを的確に行う。

⑥ ボランティア団体との連絡調整

地元ボランティア団体と他地域のボランティア団体及び行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。

⑦ ボランティアの健康管理

ボランティアの健康管理に関して、衛生班等との連携を図るとともに、安全な活動のための指導を行う。必要に応じて、衛生班に 医療救護班の巡回等を要請する。

※救援支援本部：災害の状況に応じて必要と認めた場合、県社会福祉協議会が設置するもので、災害ボランティアセンターや近隣支援本部との連絡調整、災害ボランティアセンター等の運営の支援を行う。

※近隣支援本部：被災規模が大きい場合、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会が設置するもので、ボランティアの登録・派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。

第2章 警戒避難期の応急対策

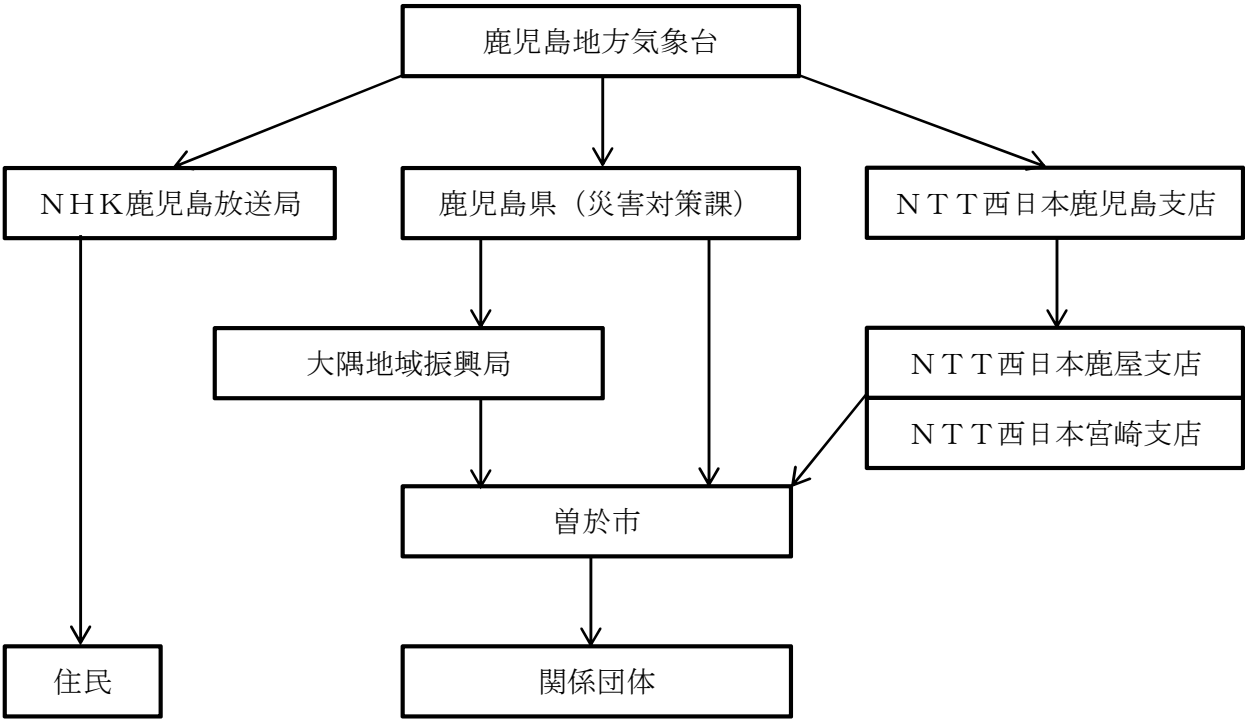
第1節 気象警報等の収集・伝達

活動項目	担当課
1 気象予警報等の収集・伝達	総務課、土木課
2 雨量・水位情報等の収集	
3 火災警報の発表及び周知	総務課

1 気象予警報等の収集・伝達

(1) 気象予警報等の伝達系統

気象予警報等の伝達系統は、以下に示すとおりである。



(2) 気象予警報等の受領及び伝達方法

- ① 勤務時間内に通報を受けた警報等は総務課が受領する。受領担当者（伝達担当者を兼ねる）は以下のとおり。
正職名：総務課危機管理室長
副職名：総務課消防交通係長
- ② 勤務時間外に通報を受けた警報等は警備員が受領し、直ちに総務課長へ伝達する。総務課長は次の受領担当者（伝達担当者を兼ねる）へ伝達するとともに市長及び副市長に報告する。
正職名：総務課危機管理室長
副職名：総務課消防交通係長
- ③ 上記①、②により警報等を受領した伝達担当者は、直ちに各課（勤務時間外は関係課

長)へ連絡し、各課は住民及び関係機関等へ伝達周知する。

④ 伝達は、おおむね次の方法による。

ア 電話、FAX

イ 広報車、消防車

ウ コミュニティFM

エ 直接口頭

オ 緊急速報メール

カ 各種SNS (LINE、X (旧Twitter)、Facebook) 等

2 雨量・水位情報等の収集

総務課及び土木課は、気象庁防災情報提供システム、鹿児島県河川砂防情報システム等のほか、テレビ・ラジオ等により、雨量情報、水位情報、土砂災害警戒情報等の収集に努めるものとする。

3 火災警報の発表及び周知

(1) 火災警報の発表

市長は火災気象通報の伝達を受けたとき又は管内各地が次の気象状況に達したとき、火災警報を発表する。また、火災気象通報の解除及び気象状況が火災の危険が予想されなくなったとき、火災警報を解除する。

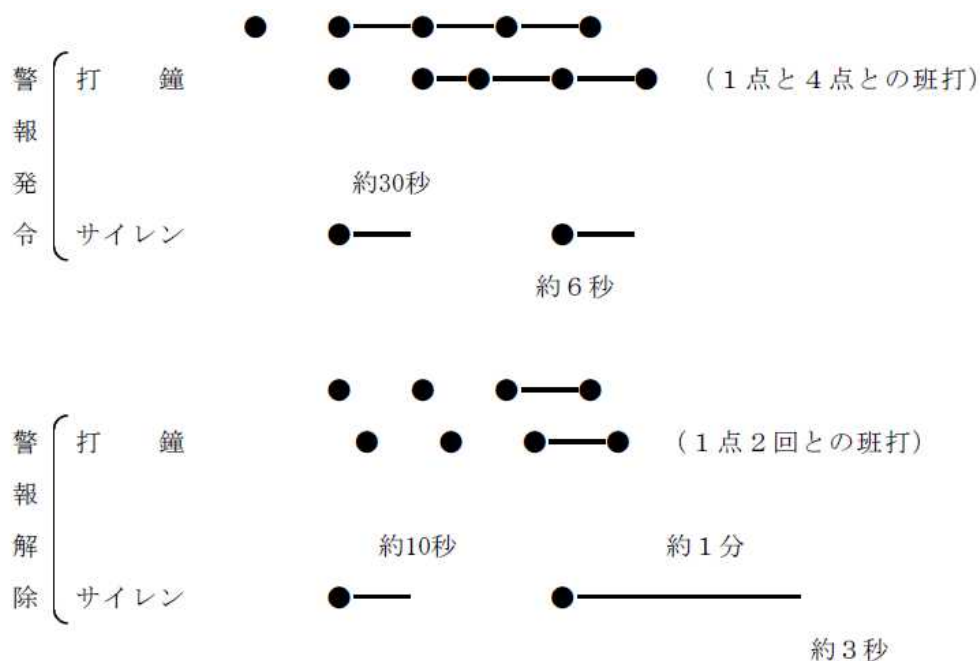
① 実効湿度が65%以下であり、最小湿度35%を下ると見込まれ、火災の危険が予想されるとき。

② 平均風速12メートル以上の風がふく見込があり、火災の危険が予想されるとき。

(2) 周知の方法

① 総務課長は発表と同時にサイレン吹奏所及び警鐘管理者に対し発表事項を伝達する。

② サイレン吹奏所責任者及び警鐘管理者は、直ちに消防法施行規則別表第1の火災警報信号方法により、一般に周知する。信号方法は次のとおりである。



- ③ 警鐘、サイレンにより難しい場合は、コミュニティFM、MBCテレビ、消防団の巡回により周知する。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

活動項目	担当対策部・班
1 災害情報等の収集	総務対策部総務班、各班
2 災害情報等の集約・報告	
3 災害情報等の通報	
4 災害待機時における関係機関への被害報告	

1 災害情報等の収集

情報の収集においては、特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。各班は、基本的に所管する施設の情報や、事務分掌に関わる情報について、主に以下の区分に従って収集する。なお、参集途上においては、可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、総務班へ報告する。調査票は、資料7-4を使用する。

報告事項	担当班・関係機関
避難状況、避難所開設状況	総務対策部避難対策班
人的被害	総務対策部総務班
住家被害	総務対策部税務班
文教施設被害	教育対策部教育班
病院被害	市民福祉対策部衛生班
公共土木施設被害	土木対策部建設班
がけくずれ被害	土木対策部建設班
交通規制情報	曾於警察署
清掃施設被害	市民福祉対策部環境対策班
鉄道被害詳細報告	総務対策部総務班（九州旅客鉄道(株)）
水道被害詳細報告	土木対策部水道班
電気被害詳細報告	総務対策部総務班（九州電力(株)）
電話被害詳細報告	総務対策部総務班（西日本電信電話(株)）
ガス被害詳細報告	総務対策部総務班
社会福祉施設被害	市民福祉対策部民生班
その他施設被害	総務対策部総務班
火災発生状況	大隅曾於地区消防組合消防本部
危険物施設等被害	大隅曾於地区消防組合消防本部
農業被害	産業経済対策部畜産班、農林班、農地班
商工業被害	産業経済対策部商工班
下水道被害	土木対策部水道班

2 災害情報等の集約・報告

(1) 市における災害情報等の集約

各班は、被害状況の調査結果について、原則、定時に総務班に報告するものとする。なお、重大かつ急を要する場合は、その都度報告するものとする。その際、位置情報については、UTM地図（2万5千分の1）、又は座標で報告する。

(2) 県等への報告

市は県にできるだけ早期に管内の災害情報等を収集、把握し、市の警戒・配備体制や避難指示等の発令状況を含め、県総合防災システムにより、県その他関係機関に報告する。なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。

特に、災害の規模の把握のための市から県等への報告は、次のとおり実施する。

① 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

ア 勤務時間外（総務班長の登庁直後）

イ 勤務時間内（災害発生直後）

② 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、できる限り早く報告する。

なお、この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告・要請する。

③ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

④ 市は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

【消防庁連絡先一覧】

区分 回線別		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	8-90-49013	8-90-49102
	FAX	8-90-49033	8-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	80-048-500-90-49013	80-048-500-90-49102
	FAX	80-048-500-90-49033	80-048-500-90-49036

(3) 報告に際しての留意点

市及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

(4) 災害報告の様式

災害報告に際しては、特に法令に定めのある場合を除き、「災害状況速報」によるものとする。

(5) 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、次のとおりとする。

【災害報告の判定基準】

区分	被害の判定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住宅半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 災害情報等の通報

(1) 災害発生の恐れのある異常現象の通報要領

① 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

異常現象の種類	通 報 先
河川の漏水等水防に関するもの	総務課、地域振興課、土木課、消防団
火災発生に関するもの	消防署、総務課、地域振興課、消防団
気象、水象等に関するもの	総務課、地域振興課

② 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに市長に通報するものとする。

③ 市長の通報

①②及びその他により異常現象を承知した市長は、直ちに次の機関に通報する。

ア 気象、水象に関するものは、鹿児島地方気象台

イ その異常現象により災害の発生が予想される隣接市町

ウ その異常現象により、予想される災害の対策実施機関

③ 市長の気象台に対する通報要領

異常現象を承知した市長は鹿児島地方気象台に次の要領で通報する。

ア 通報すべき事項

a 気象関係（竜巻、強い降雹等）

b 水象関係（大雨等による河川の水位上昇、地下水の異常等）

イ 通報の方法

通報の方法は、電話、電報によることを原則とする。

(2) (1)以外の災害情報の通報及び災害報告の報告方法

- ① 各班長は、所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況を調査収集し、総務班長を経て市長へ報告するとともに、各班の業務に照応する県災害対策本部の各対策部へそれぞれ報告するものとする。
- ② 各班長から災害情報、被害状況及び応急対策（救助対策を含む。）実施状況の報告を受けた総務班長は、当該報告を収集整理のうえ、市長及び防災関係機関へ報告通報するものとする。

4 災害待機時における関係機関への被害報告

(1) 報告方法及び報告先

情報の種類	報告の時間	報告の方法	予備手段（報告先及び方法、様式）		
①被害状況	指定された時間	県総合防災システム	大隅地域振興局総務企画部総務企画課 E-mail : oosumi-soumu@pref.kagoshima.lg.jp F A X : 0994-52-2100	FAX or メール	資料 7-5
			大隅地域振興局総務企画部県税課 E-mail : oosumi-kenzei@pref.kagoshima.lg.jp F A X : 0994-52-2100	FAX or メール	
			大隅河川国道事務所防災情報提供システム E-mail : oosumi-bousaijoho02@qsr.mlit.go.jp	メール	
②災害警戒本部等設置・廃止	設置・廃止時		大隅地域振興局総務企画部総務企画課 E-mail : oosumi-soumu@pref.kagoshima.lg.jp F A X : 0994-52-2100	FAX or メール	資料 7-6
			鹿児島県危機管理防災局災害対策課 E-mail : bousaijh@pref.kagoshima.lg.jp F A X : 099-286-5519	FAX or メール	
③人的被害・住家被害の発生	被害発生後速やかに		大隅地域振興局総務企画部総務企画課 E-mail : oosumi-soumu@pref.kagoshima.lg.jp F A X : 0994-52-2100	FAX or メール	資料 7-5
			大隅地域振興局総務企画部県税課 E-mail : oosumi-kenzei@pref.kagoshima.lg.jp F A X : 0994-52-2100	FAX or メール	
			鹿児島県危機管理防災局災害対策課 E-mail : bousaijh@pref.kagoshima.lg.jp F A X : 099-286-5519	※電話	
			大隅河川国道事務所防災情報提供システム E-mail : oosumi-bousaijoho02@qsr.mlit.go.jp	メール	
④避難指示等の発令	発令後速やかに		大隅地域振興局総務企画部総務企画課 E-mail : oosumi-soumu@pref.kagoshima.lg.jp F A X : 0994-52-2100	FAX or メール	資料 7-7
			鹿児島県危機管理防災局災害対策課 E-mail : bousaijh@pref.kagoshima.lg.jp F A X : 099-286-5519	FAX or メール ※電話	
			放送局各社 NHK FAX : 099-227-8114、MBC FAX : 099-259-0200 KTS FAX : 099-254-5602、KKB FAX : 099-257-5762 FM鹿児島 FAX : 099-239-1131 KYT FAX : 099-285-5503	FAX	

※県総合防災システムが不通の場合、予備手段にて報告を行う。

※資料7-7を各放送局に送信した際、着信を確認できたか前頁の連絡先に電話する。

<参考：県担当課電話連絡先>

関係機関名	電話番号
大隅地域振興局総務企画部総務企画課	0994-52-2083
鹿児島県危機管理防災局災害対策課	099-286-2312

(2) 災害警戒本部等設置・廃止に係る報告内容（詳細）

体制	報告内容 ※（）は、予備手段
情報収集のための待機（各種警報等発表時）	・勤務時間外における待機：待機時間・人数の報告（電話） ・定時報告：10時、15時（資料7-6「市町村災害報告様式」をメール） 特に報告事項がない場合も「該当なし」で報告 ・随時報告：災害対策課からの依頼があった場合等（電話） ・速報：人的被害、家屋被害、道路の被害及び大規模な被害（電話及び資料7-6「市町村被害報告様式」をメール） ・最終報告：待機を解除した時点の被害等（資料7-6「市町村災害報告様式」をメール）
災害警戒本部	・災害警戒本部の設置（資料7-6「市町村災害報告様式」をメール） ・定時報告：10時、15時（資料7-6「市町村災害報告様式」をメール） 特に報告事項がない場合も「該当なし」で報告 ・随時報告：災害対策課からの依頼があった場合等（電話） ・速報：人的被害、家屋被害、道路の被害及び大規模な被害（電話及び資料7-6「市町村被害報告様式」をメール） ・災害警戒本部の廃止：廃止時間、廃止した時点の被害等（資料7-6「市町村災害報告様式」をメール）
災害対策本部	・災害対策本部の設置（資料7-6「市町村災害報告様式」をメール） ・定時報告：10時、15時（資料7-6「市町村災害報告様式」をメール） 特に報告事項がない場合も「該当なし」で報告 ・随時報告：災害対策課からの依頼があった場合等（電話） ・速報：人的被害、家屋被害、道路の被害及び大規模な被害（電話及び資料7-6「市町村被害報告様式」をメール） ・災害対策本部の廃止：廃止時間、廃止した時点の被害等（資料7-6「市町村災害報告様式」をメール）
災害警戒待機の解除、警戒本部・対策本部廃止後の被害報告	全ての管内市町が災害警戒待機を解除、警戒本部・対策本部を廃止した後、県も解除、廃止。 解除・廃止後に被害等の情報を確認した場合：随時報告 （資料7-6「市町村災害報告様式」をメール後、大隅振興局総務企画課（0994-52-2083）に連絡。なお、勤務時間外は警備員室（0994-52-2071）に電話する。）

第3節 広報

活動項目	担当対策部・班
1 広報内容と広報情報の収集機関	総務対策部総務班 総務対策部避難対策班
2 市民への直接の広報	
3 報道機関への情報提供	
4 災害記録	

1 広報内容と広報情報の収集機関

以下に掲げる広報情報の収集機関は、情報を的確に収集し、総務班に報告する。総務班はこれらの情報を基にして広報活動を行う。

内容	関係班、関係機関（収集機関）
被害状況	総務対策部総務班
市長からのメッセージ	総務対策部総務班
二次災害の防止に関する情報	総務対策部総務班
医療に関する情報（病院等の診療可否）	市民福祉対策部衛生班
避難状況に関する情報	総務対策部避難対策班
水の確保に関する情報	土木対策部水道班
食料の確保に関する情報	産業経済対策部農林班、農地班
生活必需品（一部食料品を含む。）の確保に関する情報	産業経済対策部商工班
義援金に関する情報	総務対策部経理班
義援物資に関する情報	総務対策部経理班、産業経済対策部商工班
遺体の安置等に関する情報	市民福祉対策部環境対策班
電気に関する情報	総務対策部総務班（九州電力（株））
ごみ、瓦礫の処理に関する情報	市民福祉対策部環境対策班
電話に関する情報	総務対策部総務班（西日本電信電話（株））
道路に関する情報（交通規制状況等）	土木対策部建設班、曾於警察署
公共交通機関に関する情報（運行状況等）	総務対策部総務班（西日本旅客鉄道（株）、バス会社）
教育に関する情報（休校）	教育対策部教育班
店舗等の営業状況に関する情報	産業経済対策部商工班
ボランティア募集に関する情報	市民福祉対策部民生班、社会福祉協議会
住宅の確保に関する情報	土木対策部建設班
災害弔慰金等の支給に関する情報	市民福祉対策部民生班
被災者生活再建支援金に関する情報	市民福祉対策部民生班
融資、税の減免等に関する情報	総務対策部税務班
悪徳商法等に関する情報	曾於警察署

2 市民への直接の広報

広報情報を直接市民に広報する場合は、次のとおりとする。

(1) 標準

総務班は、在宅被災者等に、コミュニティFM、広報車、ホームページ、各種SNS（LINE、X（旧Twitter）、Facebook）、緊急速報メール等により逐次情報を提供する。必要に応じて臨時の広報紙及びチラシを作成し、各自治会長等を通じて各世帯に配付する。

避難所を開設した場合は、各避難所に広報担当者を置き、避難者に張り紙等により情報を提供する。

(2) 要配慮者への広報

寝たきり等の高齢者、障害者などの要配慮者への広報に当たっては民生委員、その他の公共的団体等及びボランティアを通じてきめの細かい広報に努める。

(3) 外国人への情報提供等

外国人の方々のための相談窓口等を開設し、ボランティア等の協力のもと、災害に関する情報提供及び外国人のニーズの把握に努める。

3 報道機関への情報提供

報道機関への情報提供は、以下により行う。

(1) 報道機関への災害情報の提供

庁舎内にプレスルームを設置し、副本部長（副市長）が責任者となり、総務班が調整主体となって報道機関への災害情報の提供を行う。

なお、放送要請する場合は、総務班を通じて県を通じてNHK等に対して行う。事態が逼迫している場合は、市から直接要請する。

(2) 報道機関への要請並びに発表する広報内容

① 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命・財産を保護するための避難の指示

イ 災害に関する重要な伝達並びに、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置

ウ 災害時における混乱を防止するための指示

エ その他必要な情報

② 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

③ 雨量・河川水位等の状況〔発表〕

④ 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

⑤ 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

⑥ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼び掛け〔要請〕

⑦ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕

⑧ 避難状況等〔発表〕

⑨ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

- (例) ・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
- ・安否情報については、N T Tなどの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。
 - ・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
 - ・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。等

⑩ ボランティア活動の呼び掛け

⑪ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

⑫ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）

〔発表、要請〕

⑬ 電気、電話、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕

⑭ 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

⑮ 学校の臨時休校、下校情報等〔発表〕

⑯ 各種公的催事の中止・延期情報〔発表〕

(3) 報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、総務班を窓口に一元化して対応する。

4 災害記録

各班は、当該災害の記録を将来に伝承するため、活動に伴う書類、メモ、写真等の保管に努める。避難対策班は、ボランティアの協力も得ながら応急対策の実施状況の写真、ビデオによる記録に努める。

応急対策終了後、必要に応じて記録集を作成することとし、その場合は総務課（総務班）を主管とした編集チームを庁内に設置する。

第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止

活動項目	担当対策部・班
1 被災宅地危険度判定	土木対策部建設班
2 河川災害の防止対策	
3 土砂災害の防止対策	土木対策部建設班、総務対策部総務班
4 二次災害防止のための市民への呼び掛け	総務対策部総務班
5 消防団（水防団）の運用等	総務対策部総務班

1 被災宅地危険度判定

本部長は、災害による被害情報に基づき、被災宅地危険度判定を実施する必要があると判断したときは、被災宅地危険度判定の実施を決定する。実施を決定した場合、建設班は、県に報告し、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。なお、実施に当たっては、次の事項を行う。

- 宅地に係る被害情報の収集
- 判定実施計画の作成
- 県への支援要請
- 宅地判定士の受入れ、組織編成
- 判定の実施及び判定結果の周知
- 判定結果に対する市民等からの対応

2 河川災害の防止対策

(1) 被害状況等の収集・伝達

重要水防箇所等や二次災害につながるおそれのある河川施設や溜池堤防等の施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

(2) 河川等施設被害の拡大防止

以下の被害拡大防止措置を講ずる。

① 護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダムの洪水調整等による流量調整を行う。

② 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

③ 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

④ その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立退き
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

3 土砂災害の防止対策

(1) 危険箇所周辺の警戒監視・通報

急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区等における斜面崩壊や土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

(2) 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

① 土砂災害の防止措置

建設班は、土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

② 警戒避難体制の確立

建設班は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

③ 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

建設班並びに総務班は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

4 二次災害防止のための市民への呼び掛け

関係各班は、1～3の活動により市民への注意・呼び掛けが必要な事項については、総務班を通じてコミュニティFM、広報車、ホームページ、各種SNS（LINE、X（旧Twitter）、Facebook）、緊急速報メール等を通じて市民に注意を呼び掛ける。

5 消防団（水防団）の運用等について

- (1) 河川災害、土砂災害防止の目的を迅速、効果的に達成するため、消防団（兼水防団）と対応初期から連携を図るとともに、逐次、情報を交換して即応性の維持を図る。
- (2) 詳細な位置情報の交換については、スマートフォン、地図等を使用し、UTM座標による位置情報の共通化を図る。
- (3) 装備を逐次更新し、通信機、ライフジャケット等、個人装備品の充足率向上を図り、活動の安全性を向上させる。

第5節 水防計画

活動項目	担当対策部・班
1 目的	総務課 土木課
2 水防の組織	
3 水防区域	
4 注意報発表と雨量、水位の通報	
5 警報発表と出動、警戒、水防作業	
6 通信計画	
7 避難のための立ち退き	
8 水防解除	
9 水防報告と水防記録	

1 目的

本計画は、水防法第33条及び鹿児島県水防計画の規定に基づき、水防事務の調達及びその円滑な実施のため必要事項を定め、市内各河川の洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため水防の万全を図ることを目的とする。

2 水防の組織

水防に関係ある気象の予報、注意報、警報等より、洪水のおそれがあり、水防の必要を認めるときから、その危険が解消するまでの間、市は次の組織をもって水防業務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置された場合は同本部の所管として、水防業務の遂行に努めるものとする。

(1) 水防の事務分担

曾於市地域防災計画第2部第1章第1節のとおりとする。

3 水防区域

大淀川流域、菱田川流域、溝ノ口川流域、横市川流域

4 注意報発表と雨量、水位の通報

洪水のおそれのある注意警報が発表されるときは、次のとおり行動する。

- (1) 本部は所轄地域振興局建設部及び地方気象台と連絡を緊密にし、雨量、水位等の通報に基づいて関係機関に必要な連絡をとり、本部長が必要と認めた場合は本部諸職員を待機させるものとする。
- (2) 本部長は自らの判断で、出水のおそれがあることを知った場合は水位の変動を監視し、通報水位に達したときは、直ちに所轄地域振興局建設部長に通報する。

5 警報発表と出動、警戒、水防作業

- (1) 洪水のおそれがある警戒発表の措置

本部長があらかじめ指定した本部員は常に気象状況の変化に注意し、洪水のおそれがある警報が発表されたとき、その他非常事態の発生が予想されるときは、別令を待たず勤務時間中は待機し、勤務時間外は直ちに本部に参集し、本部長の指揮を受け円滑な水防活動の完遂に努めるものとする。

(2) 水防警報の発表

水位、その他河川の状況等を判断して洪水の恐れがあると認めた場合は、直ちにその警報事項又はその通知にかかる事項を水防に係りのある機関に通知するものとする。

(3) 出動

① 本部長は次の場合、水防団員等に対し出動準備をさせる。

ア 出動準備を要する水防警報が発表された時

イ 河川等の水位が警戒水位に達し、なお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測された時

ウ 気象状況等から危険が予知される時

② 本部長は次の場合、直ちに水防団をして予め定められた計画に従い、出動せしめ警戒配置に出動させること。

ア 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇の恐れがあり、非常事態の予想される時

イ 堤防異常を発見した時

(4) 監視及び警戒

① 監視

本部長、水防団長及び方面隊長は巡視員を設け随時区域内の河川を巡視せしめ、水防上危険を認めた場合は管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

② 警戒

本部長は出動命令を発したときから、水防区域の警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として堤防を巡視し、次の状態に注意し異常を発見した場合は直ちに水防作業を開始するとともに、所轄地域振興局建設部長等に報告する。

ア 裏法の漏水によるひび割れ及び欠け崩れ

イ 堤防の冠水状況

ウ 天端のひび又は沈下

エ 表法のひび又は欠け崩れ

オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水

カ 橋梁その他の工作物と堤防との取付部分の異常

③ 警戒区域の設定

ア 水防上緊急の必要がある場合、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じ、あるいは区域内の居住者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

イ 本部長は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

(5) 非常事態の発生と水防作業

① 非常事態の発生

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、本部長は、直ちにその旨を所轄地域振興局建設部長並びにはん濫のおそれのある方向の隣接地域の水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通報する。

② 応援

水防のため緊急の必要があるときは、本部長は他の水防管理者又は隣接市町村長若しくは消防機関の長に対して、応援を求めることができる。

応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

③ 警察官の出動

本部長は、水防上必要あるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

④ 水防作業

水防作業を実施するに当たっては、堤防の組織材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して、最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法にて施工する。

6 通信計画

曾於市地域防災計画第2部第1章第2節により行う。

7 避難のための立ち退き

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき、本部長は必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退き又はその準備を指示する。

避難指示の伝達方法、避難の方法、避難所の設置等その他必要な事項については、「第2部第2章第8節 避難の指示、誘導」及び「第2部第3章第1節 避難所の開設・運営」により行う。

8 水防解除

本部長は、水位が警戒水位以下に減じ、警戒の必要がなくなったときは、水防活動体制を解除し一般に周知させるとともに、所轄地域振興局建設部等にその旨報告するものとする。

9 水防報告と水防記録

(1) 水防報告

本部長は、水防活動が終了したときは、速やかに次事項をとりまとめ、大隅地域振興局建設部土木建築課曾於市駐在に報告しなければならない。

- ① 天候の状況
- ② 出水の状況
- ③ 水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ④ 堤防その他の施設等の異常の有無
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 使用資材の種類及び員数並びに消耗量及び回収量

- ⑦ 水防法第28条の規定による公用負担の種類及び数量
- ⑧ 応援の状況
- ⑨ 一般住民の出動状況
- ⑩ 警察の援助状況
- ⑪ 現地指導員の職氏名
- ⑫ 避難のための立ち退きの状況
- ⑬ 水防関係者の死傷
- ⑭ 殊勲者及びその功績
- ⑮ 今後の水防上考慮すべき点その他水防管理者の所見

(2) 水防記録

水防作業員が出動したときは、本部長は次の記録を作成し、保管しなければならない。

- ① 出動準備、出動命令及び水防活動解除の時刻
- ② 出動水防作業員の数
- ③ 堤防その他の施設等の種類、延長及びこれに対する処置工法とその効果
- ④ 使用資材及び数量
- ⑤ 破損した器具、資材名及び数量
- ⑥ 警戒中の水位
- ⑦ 水防法第17条の規定により従事させた者の住所、氏名及び理由
- ⑧ 収用又は購入の器具、資材名、その他数量及びその事由並びにその理由
- ⑨ 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者並びにその理由
- ⑩ 水防作業中負傷し、疾病となり、又は死亡した者の氏名及びその手当状況
- ⑪ 避難のための立ち退きを指示した理由
- ⑫ 支出費帳簿
- ⑬ その他記録を必要とする理由

第6節 消防活動

活動項目	担当対策部・班
1 消火活動	大隅曾於地区消防組合消防本部
2 消防応援協定に基づく消防活動	

1 消火活動

- (1) 大隅曾於地区消防組合消防本部は、消防計画に基づき、統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。
- (2) 同時多発的火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の有効活用に努める。
- (3) 市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難の指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。
- (4) 自衛隊、緊急消防援助隊等が空中消火の要請を受諾した場合には、事前に中岳ダム、谷川内ダム等の給水点を調整、確保するとともに、消火活動における効率・安全性を考慮して、当該部隊に対し必要な情報提供及び指示を行う。

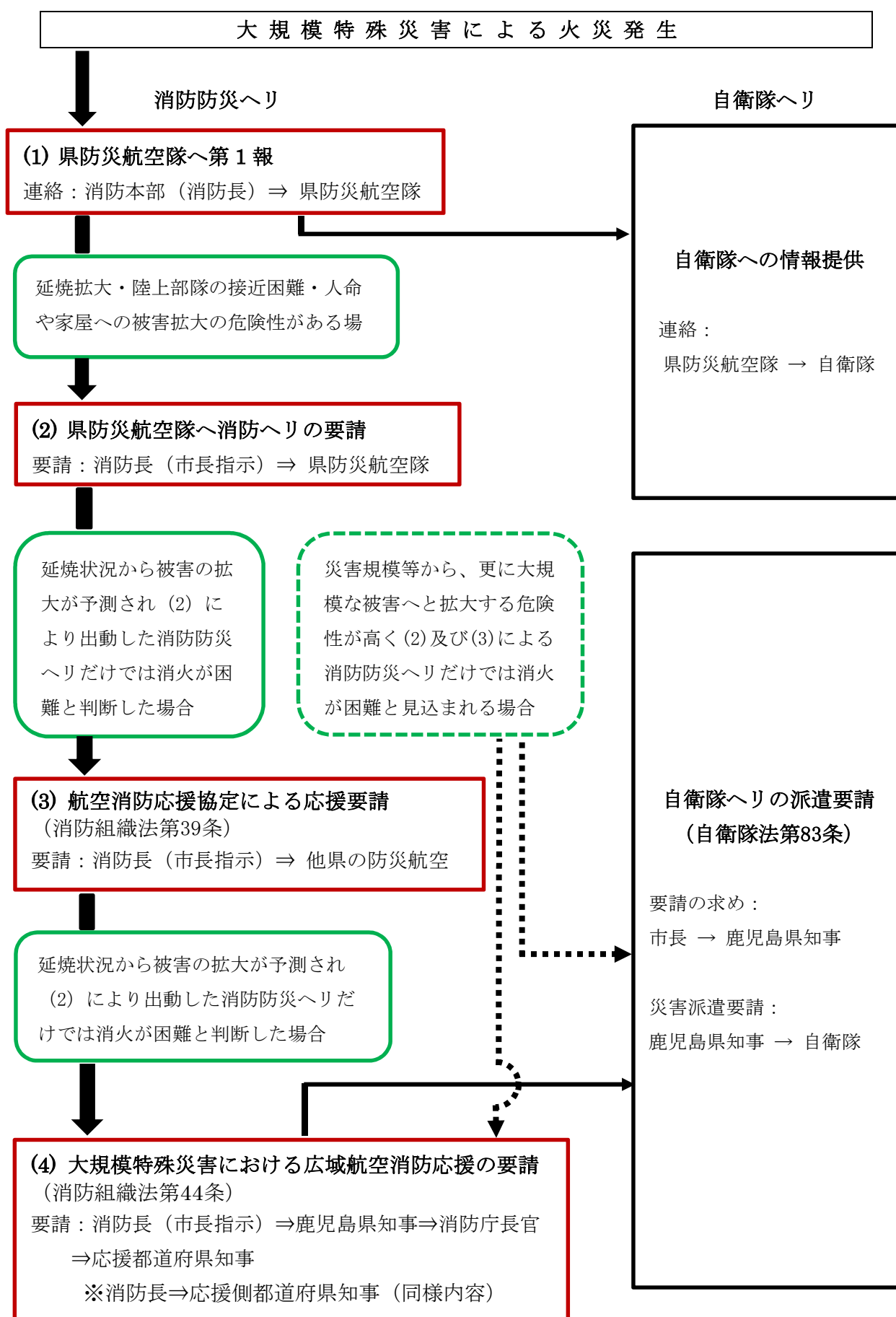
2 消防応援協定に基づく消防活動

- (1) 県消防相互応援協定の活用

大規模な火災等が発生し、大隅曾於地区消防組合消防本部の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し、災害応急対策に当たる。
- (2) 緊急消防援助隊等の出動の要請

大規模な火災等が発生し、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(3) 大規模特殊災害時における広域航空消防（ヘリによる空中消火）応援要請



第7節 救助・救急・搜索

活動項目	担当対策部・班
1 救助・救助活動	大隅曾於地区消防組合消防本部
2 救助・救急用装備・資機材の調達	

1 救助・救急活動

(1) 救助・救急活動

① 活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

② 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

ア 延焼火災が多発し、多数の救助、救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救助、救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 同時に小規模な救助、救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する

エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(2) 救急搬送

① 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや県ドクターヘリ、状況により自衛隊の救護車及びヘリコプターを要請し行う。

② 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

(3) 傷病者多数発生時の活動

① 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救助所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救助活動を行う。

② 傷病者を航空搬送する場合は、関係協力機関と調整のうえ、迅速にヘリポート、広域搬送拠点臨時施設（仮設救護所）を決定し、所要の要員を配置する。

③ 救助能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(4) 住民及び自主防災組織による救助、救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

2 救助・救急用装備・資機材の調達

- (1) 初期における救助、救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助、救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、所轄消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

※「災害にかかった者の救出」に係る災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第8節 避難の指示、誘導

活動項目	担当対策部・班
1 避難対策の基本的な考え方	関係各課・班
2 避難指示等の判断	市長、総務担当の副市長、総務担当以外の副市長、総務課長
3 防災関係機関との連絡調整	総務対策部総務班
4 避難誘導	総務対策部総務班、福祉対策部民生班、教育対策部教育班

1 避難対策の基本的な考え方

本市において、風水害時の避難対策は人命の損失をくい止めるために最も重要なものであり、総務課は、関係各課と連携し避難の指示、避難誘導等に努める。

体制	避難に係る対策	担当課・班
警戒体制 (第1配備)	○防災気象情報の発表状況に注意する。	総務課
災害警戒本部 準備体制 (第2配備)	○適時、気象警報等を、コミュニティFM、広報車、ホームページ、各種SNS (LINE・X (旧Twitter)・Facebook)、緊急速報メール等を通じて市民へ伝達する。	総務課
	○異常現象 (斜面のわき水が急に止まった等) を発見した場合は、市、大隅曾於地区消防組合消防本部、消防団、曾於警察署等に連絡するよう呼び掛ける。	総務課
	○浸水想定区域内や土砂災害危険区域内等にある社会福祉施設、学校、病院等に対し、気象警報や施設周辺の状況について情報交換するとともに、高齢者等避難が発令された場合は、これを確実に伝達する。	福祉介護課 保健課 こども未来課 教育委員会
	○災害危険箇所周辺のパトロールを行う。	土木課
	○災害危険箇所周辺等に対して、必要に応じて自主避難の呼び掛け、高齢者等避難の発令を行う。	総務課
	○必要に応じて、避難所を開設する。	市民環境課
災害警戒本部 体制 (第3配備以降)	○上記に加えて以下の対策を必要に応じて講じる。	
	・ひとり暮らし高齢者等について、名簿に基づき消防団員等を派遣し、避難所への誘導等必要な支援を行う。	民生班
	・災害危険箇所周辺等に対して、必要に応じて避難指示の発令を行う。	総務班

2 避難指示等の判断

気象庁等が発表する防災気象情報等を参考に避難情報は警戒レベルを用いて発令する。避難情報発令の判断については、以下の基準に達したら、躊躇なく発令する。ただし、基準に達しなくとも、大雨時の避難そのものにも危険が伴うこと等を考慮し、台風等の襲来が予測される場合には十分早期に発令するなど、河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断し、早めの高齢者等避難、避難指示の発令に努める。また、夜間や暴風、豪雨等により外出が危険な状況であっても、躊躇することなく避難指示を発令する。

さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

区分	災害種別	基準
【警戒レベル1】 早期注意情報	土砂災害 洪水害	災害への心構えを高めるため、気象庁が発表する（市は発令しない）
【警戒レベル2】 洪水注意報 大雨注意報等	土砂災害 洪水害	住民の避難行動の確認のため、気象庁が発表する（市は発令しない）
【警戒レベル3】 高齢者等避難	土砂災害	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（危険度分布）が「警戒（赤）」に達したとき
	台風	高齢者等避難の発令が必要となるような強い風雨を伴う台風等が、接近・通過することが予想されるとき
	洪水害	洪水キキクル（危険度分布）が「警戒（赤）」に達したとき
	その他	特に必要と認められるとき
【警戒レベル4】 避難指示	土砂災害	土砂災害警戒情報が発表されたとき
		大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（危険度分布）が「警戒（紫）」に達したとき
		大雨警報（土砂災害）が発表中、記録的短時間大雨情報が発表されたとき
	台風	避難指示の発令が必要となるような強い風雨を伴う台風等が、接近・通過することが予想されるとき
	洪水害	洪水キキクル（危険度分布）が「警戒（紫）」に達したとき
	その他	特に必要と認められるとき
【警戒レベル5】 緊急安全確保	全ての災害	災害が発生したことを把握したとき 各種キキクル（危険度分布）が「警戒（黒）」に達したとき

※土砂災害の避難指示等の対象となる区域は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等を基本とする。

(注1) 災対法第60条の3により、市長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（「屋内での待避等の安全確保措置」）を指示することができる。

(注2) 災対法第61条の2により、市長は、避難指示又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は県知事に対し、助言を求めることができる。

3 防災関係機関との連絡調整

避難の指示、警戒区域の設定等は、各根拠法令に基づき市、警察署、県知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱をきたさないためにはこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。そこで、総務班はこれらの機関と緊密な情報交換を行い、市民に混乱を招くことのないように注意する。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（県災害対策課）に県総合防災システムを通じて速やかに報告する（災対法第60条）。

4 避難誘導

(1) 避難指示等の伝達内容

総務班は、避難の指示、警戒区域の設定等を行う際、以下の内容を市民に伝達する。

- ① 発令者
- ② 差し迫っている具体的な危険予想
- ③ 避難対象地区名及び自治会名
- ④ 避難日時、避難先及び避難経路
- ⑤ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ・ 火気等危険物の始末
 - ・ 2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - ・ 帽子、ヘルメット等を着用すること
 - ・ 隣近所そろって避難すること等

(2) 避難指示等の伝達方法

コミュニティFMをはじめ、広報車、ホームページ、各種SNS（LINE・X（旧Twitter）・Facebook）、緊急速報メール等により周知する。

(3) 高齢者等避難の伝達

市長は、災害が発生するおそれがある場合において、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、土砂災害警戒・特別警戒区域に居住する住民、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

なお、高齢者等避難の内容及び周知については、総務班だけでなく、民生班が支援者並びに施設管理者等に伝達する。特に避難行動要支援者については、高齢者等避難を発令する段階において、避難行動に移る必要性があることを十分に理解しておくこと。

(4) 避難の誘導者

本部長（市長）の命を受けた職員及び消防団員は、曾於警察署、自治会、自主防災組織等の協力を得て避難所など安全な場所に市民を誘導又は移送する。

(5) 誘導及び輸送方法

- ① 避難経路の明示
- ② 避難経路中の危険箇所の事前伝達
- ③ 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
- ④ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用。なければ車両の前照灯を利用
- ⑤ 出発、到着の際の人員確認
- ⑥ 自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両輸送
- ⑦ 警察官、市職員、消防団員等による現場警戒区域の設定

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導

民生班や教育班は、社会福祉施設及び学校から支援の要請があった場合、消防団の派遣等について総務班を通じて支援を依頼する。その際、公開を了承された避難行動要支援者名簿の受け渡しを厳重に行うとともに、避難支援活動終了後は、名簿を確実に返却させる。公開を了承していない要支援者は、当該要支援者の支援者に避難の有無を確認するか、民生班自ら確認又は避難させる。

【警戒区域の設定等について】

災対法第63条第1項に基づく「警戒区域の設定」とは、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、縄張り等により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものである。

この他、警察官、自衛官等にも避難の指示、警戒区域の設定に関する権限が付与されており、総務班はこれらの機関と十分な連携をとる必要がある。

さらに、「高齢者等避難」とは、避難に時間がかかる高齢者や障害者などの避難行動要支援者を早めに避難させるために、避難指示に先だって発令するものである（根拠：内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定））。

◇避難の指示等の実施責任者

実施者	災害の種類	要 件	根 拠
市長（市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事）	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。（※１）	災対法 第60条 （※２）
警察官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災対法 第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法 第４条第１項
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法 第29条
知事又はその命を受けた吏員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法 第94条

（※１）危険が急迫し、緊急を要する場合には、現場付近にいる市職員、消防職員（市職員に併任されている職員）は市長の避難指示権限を代行することができる。ただし、この場合は、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。（根拠：地方自治法第153条）

（※２）市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、同時に県知事に報告する。

◇警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内 容（要 件）	根 拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災対法 第63条第１項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災対法 第63条第２項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法 第４条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	市長が職権を行う場合において、その職権を行うことができる者がその場にいない場合。	災対法 第63条第３項
消防吏員又は消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同法第28条
消防団長、消防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。	水防法第21条

（注）警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条第２項の規定によっても、第１次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

第9節 交通確保・規制

活動項目	担当対策部・班
1 道路の被害状況、交通状況の把握	土木対策部建設班
2 交通規制等の実施	
3 重要道路の応急措置	

1 道路の被害状況、交通状況の把握

災害時の市内の道路の被害状況、交通状況について、建設班等は、パトロール等を実施して市内の重要道路の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、県大隅地域振興局建設部土木建築課曾於市駐在、曾於警察署等関係機関と連絡を密にとり隣接市町村を含む道路被害の状況及び交通状況を把握する。

2 交通規制等の実施

(1) 実施方法

建設班は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（曾於警察署）に災対法第76条に基づく交通規制を要請する。また、市道の破損、決壊その他の事由により交通が危険である場合、建設班は、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施す。

(2) 曾於警察署との相互連絡

曾於警察署とは相互に密接な連絡を取り、市が交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を曾於警察署へ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

(3) 迂回路等の設定

道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

(4) 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たるものとする。（規制の標識は様式2-9-1）

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たるものとする。（規制の標識は様式2-9-2）

(5) 規制の広報・周知

市が規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに道路維持課、道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

(6) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知する。

3 重要道路の応急措置

(1) 基本方針

建設班は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう下記の点を考慮し、曾於市ふるさと協議会等の協力を得て重要道路の応急措置を行う。なお、市内の東九州自動車道は西日本高速道路(株)鹿児島高速道路事務所及び国土交通省大隅河川国道事務所、国道10号は国土交通省鹿児島国道事務所、その他の国道、県道については県大隅地域振興局建設部土木建築課曾於市駐在が所管しており、応急措置を必要とする場合は連絡し、応急措置を要請する。緊急の場合は、市において応急措置を施し県大隅地域振興局建設部土木建築課曾於市駐在に報告する。

○消火活動、救出活動上重要な道路

○緊急医療上重要な道路（病院への道路、後方医療機関への搬送に必要な道路、緊急時ヘリコプター臨時離着陸場に通じる道路）

○緊急救援物資の輸送上重要な道路

ア 高規格幹線道路 : 東九州自動車道

イ 第1次緊急輸送道路 : 国道10号線、都城・志布志道路、県道65号線

ウ 第2次緊急輸送道路 : 国道269号線、県道2号線、県道63号線（志布志～国道269号線）、県道71号線（曾於弥五郎IC～国道269号線）、県道110号線（八合原交差点～医師会立病院）

○広域応援受入れ上必要な道路

東九州自動車道、都城・志布志道路、国道10号線、国道269号線、国道222号線、県道2号線、県道63号線、県道71号線、県道500号線、県道501号線、県道503号線、広域農道

(2) 応援要請

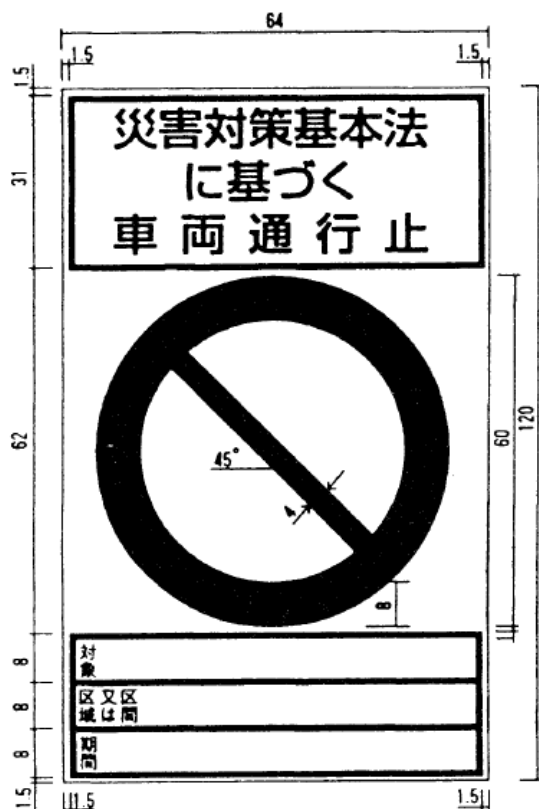
被害甚大で、市内建設業者で対応が難しい場合は、県に県内建設業協会、自衛隊等の応援を依頼する。

(3) 廃棄物の処理

建設班は、重要道路の応急措置により発生した廃棄物については、（仮称）「災害時廃棄物応急処理要領」に基づき、迅速に処理する。

【規制の標識等】

様式 2－9－1 災害用



様式 2－9－2 訓練用



備 考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第10節 輸送手段の確保

活動項目	担当対策部・班
1 緊急通行車両の確認	総務対策部管財班
2 輸送車両の確保	
3 ヘリコプターの要請	総務対策部総務班

1 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両確認証明書の申請

車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする者は、管財班を通じて曾於警察署に、緊急通行車両確認証明書の申請をするものとする。

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた曾於警察署は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び証明書を交付する。

（標章及び証明書は、様式2-10-1及び様式2-10-2）

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

2 輸送車両の確保

市有車両については、原則として各班が管財班と調整して各々確保することとする。これをもって不足する場合は、管財班が民間の輸送車両を確保する。

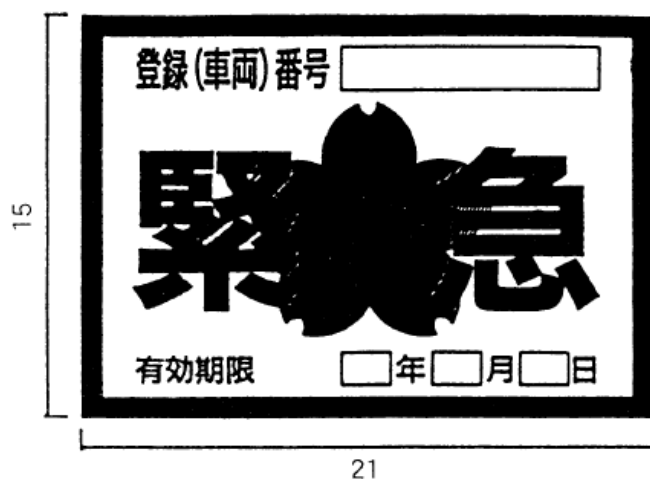
3 ヘリコプターの要請

輸送手段として、ヘリコプターが効果的と判断された場合、各班は次によりヘリコプターを要請する。

(1) 各班は、ヘリコプターを要請する場合、総務班に県に対する応援要請を依頼する。

(2) (1)の要請を受けた総務班は、県に対して県保有ヘリコプター、広域緊急部隊及び自衛隊ヘリコプター等の災害派遣要請を行う。

様式 2-10-1 標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式 2－10－2 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ⑩ 公安委員会 ⑩	
番号標に標示 されている番号			
車 両 の 用 途 (緊急輸送を 行う車両にあつ ては、輸送人員 又 は 品 名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備 考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

第11節 医療救護

活動項目	担当対策部・班
1 緊急医療の実施	市民福祉対策部衛生班
2 医療に関する情報の収集・提供	
3 医療救護班の派遣	
4 医療救護所の設置・運営	
5 医薬品・医療用資機材等の確保	
6 後方医療機関への搬送	
7 透析患者等への対応	
8 トリアージの実施	

1 緊急医療の実施

(1) DMAT

① DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

② DMATの出動要請要領

市長は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。この場合において、市長は速やかに知事（くらし保健福祉対策部保健医療福祉班）に報告し、その承認を得るものとする。

更に、指定病院のDMATだけでは適切に対処できないと判断される場合には、市長は県知事（くらし保健福祉対策部保健医療福祉班）に対し、DMATの要請を行う。

③ DMATの所在地

市内におけるDMAT指定病院の所在地は、次のとおり。

施設名	所在地	電話番号	チーム数
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野894	099-482-4888	1

(2) 救護班

① 救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

② 救護班の出動

ア 市長による救護活動

市地域防災計画に基づき、市内の救護活動を開始する。

イ 知事による救護班の出動要請

災害が広域に及んだ場合は、知事は市長の派遣要請に基づき、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

ウ 他県等への出動要請

知事は、救護班が不足する場合は関係医師会及び県歯科医師会の協力を求めるとともに、必要に応じ「九州・山口 9 県災害時応援協定」に基づく応援を要請するほか、状況によっては自衛隊の救護班の応援を要請する。

③ 救護班の編成と所在地

ア 救護班の編成

救護班を次のとおり編成する。

- a 国立病院機構の職員による救護班
- b 公立・公的医療機関の職員による救護班
- c 日本赤十字社鹿児島県支部管内職員による救護班
- d 鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

イ 地域別救護班の所在地

曾於市が該当する地域別救護班の所在地は、次のとおり。

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	電話番号	班数
大隅地域振興局	志布志保健所	曾於医師会	曾於市大隅町月野894 (曾於医師会立病院内)	0994-82-4893	2
		曾於郡歯科医師会	志布志市有明町野井倉7724 (医療法人 飯山歯科病院内)	099-477-0809	2

(3) 救護所の設置

救護所は、災害発生 の 地区を管轄する保健所ごとに設置し、必要があれば国立病院機構、公的医療機関及び関係医師会等の協力を求める。また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

(4) 応援の受入

DMA Tや救護班等応援の要請、受入れは、衛生班を窓口として行う。

- ① 必要な情報の提供
- ② 受け入れ場所（市が設置した医療救護所等）に関する調整
- ③ 物資、資機材等の支援
- ④ 宿舍等の支援

2 医療に関する情報の収集・提供

衛生班は、県、保健所、大隅曾於地区消防組合消防本部、医師会等との連携を緊密に保ち、次のとおり情報の収集を行い、関係機関への情報の提供を行う。

(1) 医療機関の被害状況、診療機能の確保状況

- (2) 避難所、医療救護所の設置状況
- (3) 医薬品等医療資器材の需給状況
- (4) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (5) 医療機関、医療救護所等への交通状況
- (6) 避難所での医療ニーズ
- (7) その他参考となる事項

3 医療救護班の派遣

多数の死傷者が集中する現場が発生した場合や孤立し、医療が困難な地区が発生した場合には、衛生班は、必要に応じて市で医療救護班を編成し派遣する。

4 医療救護所の設置・運営

衛生班は、必要に応じて医療救護所を開設し、運営を行う。なお、医療救護所の開設は、各地域の状況に応じ、次の施設において検討する。

- (1) 小学校・中学校
- (2) 公民館
- (3) その他の避難所
- (4) 災害現場
- (5) その他市長が必要と認めた場所

5 医薬品・医療用資機材等の確保

衛生班は、医薬品・医療用資機材等が不足する際、志布志保健所を通じて県に要請する。

6 後方医療機関への搬送

- (1) 収容施設の確保

市内病院で処置の困難な重症患者が発生した場合、衛生班は県並びに大隅曾於地区消防組合消防本部と連携して、災害拠点病院を中心に、市外の収容施設を確保する。

- (2) 航空搬送拠点

県指定航空搬送拠点は、鹿児島空港とし、併せて広域搬送拠点医療臨時施設（ＳＣＵ）を設置する。

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	診療科目	電話番号
鹿児島地域振興局	鹿児島市	◎鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町37-1	内・外・小・皮・眼・耳・歯・産婦・放・泌・脳外・整・消・循・形・麻・小外・リウマチ・口腔	099-230-7000
		○鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町2545	内・リウマチ・呼・整・脳外・麻・放・リハビリテーション・循	099-261-2111
		○鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町7-1	内・神内・呼・消・循・小・外・産婦・放・麻・ペインクリニック内・救・泌・リハビリテーション	099-254-1125
		国立病院機構鹿児島医療センター	鹿児島市城山8-1	心・リハビリテーション・麻・内・外・小・整・産婦・耳・皮・泌・眼・放・循・神内・脳外・歯	099-223-1151
		済生会鹿児島病院	鹿児島市南林寺町1-11	内・皮・泌・呼・放・消・循・腎・透	099-223-0101
南薩地域振興局	加世田	○県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968-4	内・循内・消内・血内・透内・外・消外・放	0993-53-5300
		枕崎市立病院	枕崎市枕崎6120	内	0993-72-0303
北薩地域振興局	川薩	○済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	内・外・小・整・眼・産婦・放・泌・耳・麻・皮・小外	0996-23-5221
	出水	○出水総合医療センター	出水市明神町520	内・外・小・放・整・循・消・腎・脳外・麻	0996-67-1611
		出水郡医師会広域医療センター	阿久根市赤瀬川4513	内・循・消・呼・神・小・放・外・小外・整・脳外・麻・泌・皮・耳・リハビリテーション・眼	0996-73-1311
始良・伊佐地域振興局	大口	○県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	内・呼内・循内・消内・神内・外・脳下・小・放	0995-22-8511
	始良	県立始良病院	始良市平松6067	精神・歯	0995-65-3138
大隅地域振興局	志布志	○曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野894	内・外・循・麻・整・婦・泌・皮・眼・放	099-482-4888
		曾於医師会立有明病院	志布志市有明町野井倉8288	内・外・産・婦	099-477-1111
	鹿屋	○県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8-8	内・循内・外・消外・脳外・小・産・婦・放・麻	0994-42-5101
		肝付町立病院	肝属郡肝付町北方1953	内・外・泌・眼	0994-67-2721
		垂水中央病院	垂水市錦江町1-140	内・循・外・整・泌・眼・耳・リハビリテーション・放・神内・消・呼・血内・糖内	0994-32-5211

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	診療科目	電話番号
熊毛支庁	西之表	○田上病院	西之表市西之表7463	内・外・小・整・脳外・皮・耳・リハビリテーション・リウマチ・消・泌・心・呼・循・放・麻・眼	0997-22-0960
大島支庁	名瀬	○県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	内・循内・消内・神内・外・消外・整・脳外・精神・小・皮・泌・産婦・・眼・耳・放・救急・口外・麻	0997-52-3611

(注) ◎：基幹災害拠点病院

○：地域災害拠点病院

(3) 負傷者の後方搬送

入院治療や高度医療を要する負傷者について、上記(1)の施設等への後方搬送は、以下のとおり実施する。

- ① 車両での輸送が可能な場合、受入れ可能な医療機関（災害拠点病院等）へ搬送する。搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。
- ② 緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合、大隅曾於地区消防組合消防本部及び自衛隊に対して、ヘリコプターによる搬送の要請を依頼する。

7 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を確保する。

(2) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などで救護する。

8 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

※「医療」「助産」に係る災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第12節 要配慮者の安全確保

活動項目	担当対策部・班
1 要配慮者に対する対策	市民福祉対策部民生班
2 妊産婦及び乳幼児に係る対策	
3 高齢者及び障害者に係る対策	
4 社会福祉施設等における入所者の安全確保	
5 要保護児童に係る対策	教育対策部教育班
6 小中学校における児童生徒の保護	
7 保育園・放課後児童クラブ等における園児・児童の保護	市民福祉対策部民生班
8 観光客及び外国人に係る対策	産業経済対策部商工班 総務対策部避難対策班

1 要配慮者に対する対策

(1) 要配慮者の安否確認

災害発生後の在宅要配慮者の安否の確認は、民生班、民生委員、消防団、自治会、自主防災組織等が協力して実施する。

(2) 在宅要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所

(1)の安否確認によって把握された在宅要配慮者の内、避難所及び自宅等で生活が困難と判断された者については、民生班は老人ホーム等へ緊急入所の手続をとる。

(3) 福祉避難所の開設

緊急入所は要しないが、身体等の状況が特別養護老人ホーム等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする要配慮者について、民生班は、必要に応じて市が指定する福祉避難所を開設し保護する。福祉避難所を設置した場合は、次の事項に留意する。

- ① 要配慮者の相談や生活支援に当たる介助員を常時配置すること。
- ② 相談等に当たる介助員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮すること。
- ③ 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を図ること。

(4) 避難所から福祉避難所への移送

民生班は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

民生班は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に

利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

(5) 被災した要配慮者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。福祉仮設住宅の入居・設置については、民生班と連携の上、建設班が行う。

また、民生班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。なお、専門家の確保が難しい場合は、県に相談する。

- ① 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- ② 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

(6) 在宅要配慮者への福祉サービスの提供

民生班は、発災1週間目までには必要な福祉サービスの提供を再開できるよう努める。その際、災害により新たに発生するニーズの把握に留意するとともに、必要な場合は県を通じて他市町村等に応援を求める。

(7) 在宅要配慮者の健康管理

民生班は、民生委員等と協力のうえ、在宅要配慮者の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるように対処する。

2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

民生班は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

3 高齢者及び障害者に係る対策

民生班は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報誌、インターネット（携帯電話を含む。）のホームページや電子メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話つきテレビ放送、ワンセグ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設ける

とともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

- (4) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- (5) 高齢者及び障害者の生活機能低下や精神的不調に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

4 社会福祉施設等における入所者の安全確保

- (1) 被害状況の把握

民生班は、災害発生の場合、速やかに社会福祉施設及びその入所者・通所者の安全確保の状況について、施設長等を通して調査する。

- (2) 入所者の保護

各社会福祉施設は、あらかじめ定めた各施設の防災計画に従い入所者の保護に努める。なお、支援が必要な場合は、(3)により要請を行う。

- (3) 社会福祉施設等への支援

民生班は、被災した社会福祉施設等から支援の要請があった場合、関係班、関係機関、ボランティア等と連携して必要な支援に努める。

＊支援の内容（例）： 必要な物品（ベッド、車椅子等）、車両の貸し出し
水・食料の支援、物資の運搬等単純労務の提供
介護等技能者の支援
ライフラインの優先的な復旧

5 要保護児童に係る対策

- (1) 要保護児童の把握等

教育班は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- ① 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し通報がなされる措置を講ずる。
- ② 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- ③ 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

- (2) 要保護児童の保護等のための情報伝達

教育班は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼び掛けるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

6 小中学校における児童生徒の保護

(1) 被害状況の把握

教育班は、在校中の災害発生の場合、速やかに教育関係施設及び児童、生徒の安全確保の状況について学校長等を通して、又は自ら調査する。

(2) 児童生徒の保護

児童生徒が、教育施設にいる際、災害が発生したときは、以下の方針によりあらかじめ定めた各学校の防災計画に従い保護に努める。

① 学校等の対応

ア 学校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。

イ 学校内並びに登下校路の危険箇所の点検、迂回路の設定等を早急に行う。

ウ 児童生徒については、保護者の引き取りを原則とする。

エ 施設内において、災害が発生したときは、初期消火、救護、救出活動等の防災活動に努める。

② 教職員の対処、指導基準

ア 災害発生の場合、児童生徒を教室等に集める。

イ 児童生徒の退避・誘導にあつては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確に指示する。

ウ 学級担当等は、学級名簿等を携行し、学校の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

エ 心身障害児については、介助体制等を確立する等十分配慮する。

オ 児童生徒の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法で確実にを行う。

カ 留守家庭等で帰宅できない児童生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引続き保護する。

キ 児童生徒の安全を確保したのち、学校等の指示により防災活動に当たる。

7 保育園・放課後児童クラブ等における園児・児童の保護

(1) 保育園等の対応

民生班は、保育園等において、6と同様の措置をとる。

(2) 放課後児童クラブの対応

民生班は、放課後児童クラブにおいて、6と同様の措置をとる。ただし、被害状況の把握並びに児童を保護する際は、連携する小学校と十分連携する。

8 観光客及び外国人に係る対策

(1) 観光客等の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客等の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、商工班は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

(2) 外国人の安全確保

① 外国人への情報提供

避難対策班は、ライフライン等の復旧状況、避難場所、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報を広報誌やパンフレット等に他国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

② 相談窓口の開設

避難対策班は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。

第3章 事態安定期の応急対策

第1節 避難所の開設・運営

活動項目	担当対策部・班
1 避難所の開設の決定・準備	総務課、地域振興課、各避難所担当
2 避難所の開設	
3 避難所の運営・閉鎖（短期の場合）	
4 避難所の運営	各避難所担当 総務対策部避難対策班 産業経済対策部農林班 産業経済対策部商工班 総務対策部総務班
5 避難所の標準設備等	
6 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動	
7 避難所の生活環境への配慮	
8 避難所の追加・借り上げ	
9 広域的な避難	
10 避難所の統合・閉鎖	

1 避難所の開設の決定・準備

(1) 避難所開設の決定

- 警戒段階において、副市長、総務課長、市民環境課長を中心に、事前の対策会議を開催し、開設する避難所及び開設時刻等を決定する。
- 避難所毎に割り振られた担当課（避難所に対する各課の割り当てについては「風水害警戒体制における基本方針」を参照）で、従事する職員や交代の方法について決定する。
- 従事する職員が決まったら、職員名と連絡先を総務課へ報告する。
- 警戒段階においては、避難所従事職員は、原則2名とする。

(2) 避難所開設の準備

各避難所担当は、以下の準備を行い、完了したら避難所に向かう。

① 避難所の鍵の確保

総務課及び各支所地域振興課にて、割り当てられた避難所の鍵を受領する。

② 食料品の確保

避難所にいる間の食料は自己調達となるため、事前に食事を済ませておくか、避難所で食べられる食料品を持参する。ただし、夜間待機する職員については、災害対策費からパン・お茶等を配給することもある。

③ 避難所で使用する用具の準備

各避難所担当は、以下の用具の準備を各自で行う。

ア 避難者調べ（様式マニュアル書庫⇒総務課⇒危機管理室⇒避難所運営）

イ 筆記用具

ウ 寝具（レジャーシート等）

エ 携帯電話（＋充電器）

④ 必要物品の受け取り

避難所へ行く前に総務課又は各支所地域振興課で準備する物品を受け取る。

2 避難所の開設

(1) 避難者受入れスペースの準備

避難者を受け入れられるよう照明スイッチやブレーカー等の場所の確認、トイレの状態確認、寝泊まりできるスペースの確保などを行う。

また、部屋割り、スペース割りを指定する。指定する際は、可能な限り、地区（集落等）ごとに割り振る。立入禁止スペースを指定し、貼り紙やロープで表示する。

(2) 避難者の受付

長机、椅子、筆記用具等を準備して受付を設置し、避難者が来られたら、「資料7-13：避難者調べ」に必要事項を記入して（本人に記入させても可）中へ誘導する。

避難者が殺到した場合は、「資料7-12：避難者カード」を避難者に配布し、各自で記入してもらい、収集した後、各避難所担当が「資料7-13：避難者調べ」に整理する。

3 避難所の運営・閉鎖（短期の場合）

(1) 避難者数の報告

避難者数（世帯・人数）を21時までは1時間毎に報告し、それ以降は増減があった場合のみ報告する。

(2) 食料

避難者用の食料は準備していないため、訪ねられた場合は各自で対応するよう説明する。

(3) 避難者の帰宅

避難者が帰宅される際は、「資料7-13：避難者調べ」に帰宅時刻を記入して総務課へ報告する。

4 避難所の運営

避難所の運営は原則、住民が自主的に行うものとし、市は食料品や生活物資の供給、生活支援、情報提供等、運営全般に積極的に支援する。

災害対策本部が設置され、避難所運営が長期化する場合は、以下のとおり運営を行う。

(1) 避難者数の報告

災害対策本部が設置された場合は、避難者数の取りまとめを避難対策班が行うこととし、各避難所に対して避難対策班に報告する旨を伝える。

各避難所は、避難者数（世帯・人数）について、発災当初は1時間毎に報告し、ある程度落ち着いてからは毎日17時に報告する。（変動がない場合も同様に報告する。）

(2) 長期化に向けた準備

① 以下を参考に、避難所の利用範囲を確認し決定する。

【避難所の開放スペース（例）】

◎避難生活スペース、◎受付場所、広報場所（掲示板等）、避難所運営委員会事務室・会議室、救護室、◎物資保管場所、物資配付場所、物資荷下ろし場、更衣室（男女別兼授乳場所）、おしめ交換所、幼児用娛樂室、調理場所、◎仮設トイレ、仮設入浴場、◎ごみ集積場、喫煙場所、ペット待機所、洗濯・物干し場、駐車場・駐輪場

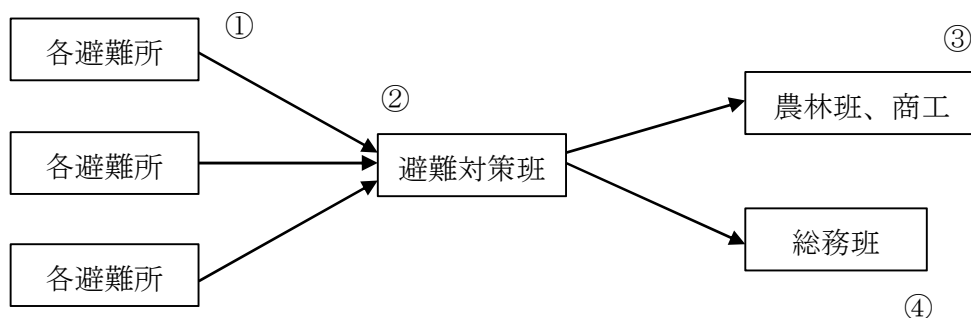
（注）◎印が付いたスペースは、開設当初から設ける。

- ② 居住区域の割り振りについて、可能な限り地区ごとに行う。居住区域ごとに代表者を選定するよう指示し、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

なお、居住区域の代表者の役割は次のとおりとする。

- ・災害対策本部からの指示、伝達事項の周知
- ・避難者数、給食数、その他物資必要数の把握と報告
- ・物資の配布活動等の補助
- ・居住区域の避難者の要望、苦情等とりまとめ
- ・避難所運営の協力

(3) 避難所運営の基本的な流れ



① 各避難所

- 避難者数を把握し、避難対策班にFAX等で報告する。FAX等が使用できない場合は、電話で連絡するか、避難対策班に持参する。
 - 居住区域ごとの代表者を介して、食料及び物資のニーズを必要により調査し、「資料7-15：食料・物資依頼伝票」に記入し、避難対策班に依頼する。
- ※食料の場合、朝の調査は当日の夕食用、夕方の調査は次の日の朝食・昼食用のためのもの。
- 夕方の調査では、朝食用と昼食用の2枚の「資料7-15：食料・物資依頼伝票」を用意する。
 - 居住区域ごとの代表者を介して、その他の要望事項を把握し、避難対策班に依頼する。

② 避難対策班

- 各避難所からの避難者数、「資料7-15：食料・物資依頼伝票」等を取りまとめる。その他の要望事項も取りまとめる。
- 夕方の調査では、朝食用と昼食用の2枚の「資料7-15：食料・物資依頼伝票」を取りまとめる。
- 避難者数は総務班に報告し、主として生鮮食料の要望は農林班、生活物資の要望は商工班に依頼する。（相互に生活物資、食料品を含む。）

③ 農林班、商工班

- 避難対策班から依頼された食料及び物資の要望に対して、第3節「食料の供給」及び第4節「生活必需品等の供給」により調達し、各避難所に配送する。
- 調達、配送の記録は、「資料7-15：食料・物資依頼伝票」の災対処理欄に記入する。
- ④ 総務班
 - 避難対策班から報告された避難者数を、本部会議等の資料に反映する。
- (4) 指定した避難所以外の避難所への対応
 - ① 避難対策班は、通常の指定した避難所と同様に、「資料7-13：避難者調べ」を作成する。
 - ② 避難対策班は、1日1回（夕方）、避難者数を聞くとともに、必要により、食料及び物資の要望について聞き取り、「資料7-15：食料・物資依頼伝票」に書き取る。
 - ③ 避難者数は総務班に報告し、食料は農林班、物資は商工班に報告する。
- (5) 避難所運営に当たる職員のローテーションの目安
 - ① 発災初期

避難所毎に割り当てられた担当課から、1名が対応する。交代のタイミングは、その時の状況により、各担当課で調整する。その他、優先度の高い業務の関係で、対応が難しくなったときは、避難対策班に報告し、避難対策班は他の班と調整を行う。
 - ③ 落ち着いた段階

避難所運営委員会（(6)及び(7)を参照）を立ち上げるとともに、他市町村の応援職員、ボランティアの協力を得ながら対応する。
- (6) 避難所運営委員会の結成

避難所運営がさらに長期化する場合は、避難所運営を円滑に行うため、居住区域の代表者を中心に、避難所運営担当者（市職員、消防団員等）を含めた避難所運営委員会を結成する。会長、副会長は、居住区域の代表者の中から選出するとともに、運営委員会には努めて複数の女性を含めるものとする。
- (7) 避難所運営会議の開催
 - ① 目的・内容

避難対策班との連絡調整事項の協議や避難所での課題・問題に対処するなど、避難所の運営を円滑に進めるために行う。
 - ② 開催頻度
 - ・ 1日2回、朝食前及び夕食後に開催することを基本とし、重要案件等が発生した場合はその都度開催、協議する。
 - ・ 連絡事項が減少すれば、朝の会議を省略するが、最低1日1回は行う。
 - ③ 参加者

避難所運営委員会のメンバー（会長、副会長、各部門責任者、避難所運営担当者（市職員、施設関係者）、居住区域（集落等）の代表者）
その他適宜必要な方（ボランティア代表者、応援職員等）も参加

5 避難所の標準設備等

避難対策班及び避難所運営委員会は、避難所の開設が3日以上に及ぶ場合には、各班及び防災関係機関等の協力を得て以下を参考に設備の充実に努める。

【避難所の標準設備例（避難所の開設が長期に及ぶ場合）】

○特設コーナー：	☐ 広報広聴コーナー	☐ 更衣室
	☐ 避難所救護センター（保健室等）	☐ 特設電話
	☐ 情報連絡室（無線、電話、FAX等）	
○資機材等：	☐ 寝具	☐ テレビ、ラジオ
	☐ 被服	☐ 簡易シャワー
	☐ 日用品（タオル、歯ブラシ等）	☐ 仮設風呂
	☐ 常備薬	☐ 扇風機
	☐ 仮設トイレ（要援護者用に洋式も用意）	☐ 網戸
	☐ 炊き出し備品	☐ ストープ
	☐ 特設・臨時電話	☐ 暖房機
	☐ 畳・カーペット	☐ 電源設備
	☐ 間仕切り用パーテーション	☐ 給水タンク
	☐ 洗濯機	☐ 掲示板
	☐ 乾燥機	☐ パソコン
○スペース：	☐ 駐車場	☐ 仮設トイレ
	☐ 給水タンク	☐ 資機材置場
	☐ 仮設風呂	
	☐ 仮設風呂	

6 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動

避難対策班及び避難所運営委員会は、避難所に広報広聴担当者を置き、避難者に貼り紙等により情報を提供するとともに、問い合わせ等に応じる。避難所の開設が長期に及ぶ場合、避難所内に広報広聴コーナーを設けて必要な情報の提供等を行う。

7 避難所の生活環境への配慮

(1) 衛生

避難対策班は、避難所におけるし尿、ごみ、食品管理等衛生面での配慮を避難所運営委員会に指導する。

(2) プライバシー保護

避難対策班及び避難所運営委員会は、避難所でのプライバシーの保護のため、避難住民等の意見を参考に、可能な限り間仕切り等の設営に努める。間仕切り等は避難対策班にて準備する。また、性別、高齢者、病弱者、乳幼児の有無等、一般的弱者の属性に応じたプライバシーの保護に留意する。但し、過剰な保護により、意思の疎通や健康状態の把握が粗雑にならないよう注意する。

(3) 防火・防犯

大隅曾於地区消防組合消防本部、消防団及び曾於警察署は、避難所での防火・防犯について避難所運営委員会を指導するとともに、必要に応じてパトロールを行う。

また、被災地域についても警邏、巡回等を実施して、留守宅及び地域の安全を図る他、被災者等により自警団等が組織された場合には、その活動を支援・協力する。

(4) 要配慮者への配慮

避難対策班は、関係各班及び災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、避難所で生活する要配慮者に十分配慮した対策を講じる（避難所施設・設備の配慮、食料、水、生活必

需品等の給与における配慮、情報伝達における配慮、相談体制の整備等)。

また、福祉避難所を設置した場合は、要配慮者の相談や生活支援に当たる介助員を常時配置する。相談体制を整備する際は、衛生班に保健師の派遣を依頼する。

(5) 女性等への配慮

避難所生活に当たり、更衣室やトイレなど施設の利用上への配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付などを講じる。また、アレルギーを持つ人を収容時に把握して、アレルギー未使用食品の給与体制を確立しておく。

(6) ペット対策

ペットの飼育、管理は飼育者が全責任を負うことが基本である。避難所でのペットの同居は動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点、並びに鳴き声、糞尿など騒音、臭気の問題からも原則禁止とするが、別途飼育スペースの確保などトラブルが起きないためのルールを避難所運営委員会が作成し、飼育者及び避難者に配慮した避難所運営を図る。

8 避難所の追加・借上げ

市が指定する避難所が不足する場合、避難対策班は、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、避難状況に応じ、高齢者・障害者等の要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。借り上げる際は、施設管理者と十分協議し、同意を得てから開設する。

9 広域的な避難

避難対策班は、被害が甚大で、市の避難所に収容できない場合は、県知事に対して、受入れが可能な他市町村又は隣接県への移送を要請する。

10 避難所の統合・閉鎖

避難対策班は、応急仮設住宅等への入居にともなって、避難者が減少する場合は、順次統合・閉鎖を行う。統合・閉鎖に当たっては、避難者に個別面談や個別調査を実施し、避難者及び施設管理者と十分協議をした上で判断する。統合・閉鎖を判断した際は、避難者に対して事前に予告する。

※「避難所」に係る災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第 2 節 給水

活動項目	担当対策部・班
1 水道施設の被害状況の把握	土木対策部水道班
2 応急給水の実施	
3 水道施設の応急復旧	

1 水道施設の被害状況の把握

災害時の水道施設の被害状況について、水道班は市民からの通報のほか、パトロール等を実施して市内の水道施設の被害状況を把握する。

2 給水

(1) 応急給水の実施

- ① 水道班は、次の情報を収集し、被災者等に対する応急給水の必要性を判断する。
 - ア 被災者や避難所の状況
 - イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
 - ウ 断水区域及び断水人口の状況
 - エ 原水、浄水等の水質の状況
- ② 水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。
- ③ 給水場所、給水方法、給水時間等について、きめ細かく住民に広報する（総務班に広報を依頼）。
- ④ NPO法人やボランティア団体等と連携し、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。
- ⑤ 被災地における応急給水の目標水量は、被災直後は生命維持のため、1人1日3ℓを基準とする。但し、被災状況や復旧状況により適宜増加する。
- ⑥ 激甚災害等のため、本市だけで応急給水が実施困難の場合には、近隣市町村や県及び関係機関へ応援を要請する。

(2) 応急給水の方法

- ① 浄水場、給水場等での拠点給水

住民が容易に給水を受けられる仮設給水栓を設置する。
- ② 耐震性貯水槽等での拠点給水

耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し、応急給水に利用する。
- ③ 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水
 - ア 避難所等への応急給水は、原則として市が実施するが、資機材や要員等が不足する場合は、応援要請により行う。
 - イ 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
- ④ 仮設配管、仮設給水栓等を設置しての仮設給水

ア 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等又は復旧済みの管路等に仮設給水栓等を接続して応急給水を行う。

イ 復旧に長期間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮設配管及び仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

⑤ ミネラルウォーター製造業者等との協力

水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には、管内のミネラルウォーター製造業者に協力依頼を行う。

※「飲料水の供給」に係る災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

3 水道施設の応急復旧

水道班は、以下のとおり応急復旧を行うものとする。

- (1) 配電線等に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、九州電力等へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行う。
- (2) 給水管及び配水管の被害については、付近の制水弁を閉鎖して断水区域を極力小範囲として応急復旧を行う。
- (3) 水道施設の大部分は地下に埋設されており、直接被害を受けるのは各家庭の給水立ち上り等であるので、作業員の出勤を求め極力漏水を防止するとともに臨時給水栓を設置する。

第3節 食料の供給

活動項目	担当対策部・班
1 給食需要及び供給可能量の把握	産業経済対策部農林班
2 食料の確保・輸送	産業経済対策部農林班、総務対策部経理班、 産業経済対策部商工班
3 米穀の調達	産業経済対策部農林班

1 給食需要及び供給可能量の把握

避難所に収容されている避難者、住家の被害により炊事のできない者等災害時に食生活を確保することができない者に対する食料の供給は、原則として避難所において行うものとし、給食需要及び能力の把握は次により行う。

(1) 農林班は、以下の点を避難対策班から把握する。

① 避難所に避難した者の数

※粉ミルク（お湯等も準備）を必要とする乳児の数、給食に配慮を要する要配慮者の数について留意する。

② 避難所施設の自炊能力

③ 避難者以外で管内において食料の供給を行う必要があると考えられる者の概数

④ その他避難所での食料供給に関して必要な事項

(2) 農林班は、(1)の情報をもとに給食需要及び能力を把握し、食料供給方法の基本方針を決定する。食料の供給方法としては以下の方法を検討する。

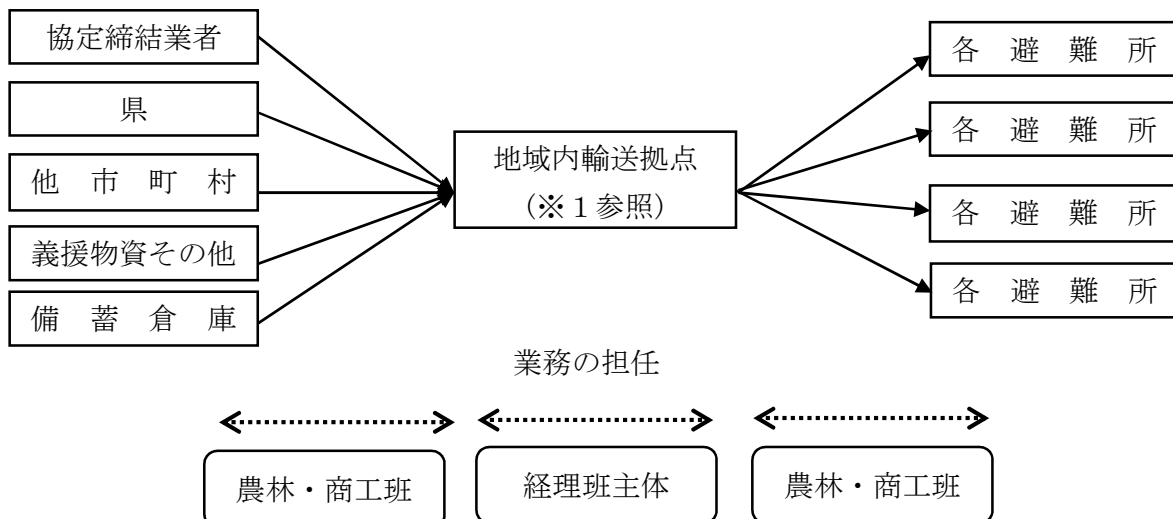
- ・パン、弁当等の確保
- ・避難所、学校給食共同調理場等での炊き出し
- ・自衛隊の災害派遣による炊き出し
- ・県を通じての食料の調達及び供給
- ・他市町村からの調達及び供給

2 食料の確保・輸送

(1) 食料の輸送

食料の供給が必要な場合、その輸送は次により行う。

【食料の輸送の流れ】



※1：地域内輸送拠点、民間の物流倉庫等を活用した体制が望ましいが、体制が構築できない場合は、次の集積拠点施設から選定する。ただし、避難者の受入れや施設の利用状況から、集積施設が不足又は確保できない場合は、大型テントを自衛隊等へ応援要請するなどにより対応する。

【候補施設】

旧財部町北・南中学校（既指定済み）、旧月野中学校

※2：地域内輸送拠点の運営は、経理班が主体となり、農林・商工班が協力するものとし、その統制の元、可能な限り早急に協定を締結した民間物流会社等に委託するものとする。

(2) 食料の確保

① 緊急物資の確保

ア パン、弁当等の確保

農林班、商工班は、パン、弁当、即席めん、レトルト食品、缶詰等直接食することが可能な食料の確保が必要と判断した場合は、協定締結業者に対して食料の確保を要請する。

イ 防災備蓄品の活用

農林班、商工班は、必要に応じて、防災備蓄倉庫の食料の活用を図る。

② 救援物資の確保

ア 県を通じての食料の調達

農林班は、市のみで食料を確保することが困難な場合は県（フードバンク含む。）に対して食料の供給を要請する。

イ 他市町村からの食料の調達

農林班は、市のみで食料を確保することが困難な場合は他市町村（協定市等）に対して食料の供給を要請する。

ウ 共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

③ 炊き出し

ア 避難所、学校給食共同調理場等での炊き出し

農林班は、避難所となった施設や学校給食共同調理場などの管理者と協議し、炊き出しが可能と判断された場合は炊き出しを実施する。避難所での炊き出しに当たっては、責任者を配置し、安全面、衛生面に十分配慮する。また、炊き出しの際には、自主防災組織、自治会、ボランティアへ協力を要請する。

なお、自主防災組織、自治会及びボランティアが独自に炊き出しを行う場合は、安全面、衛生面の指導を行った上で適切な場所を提供する。

イ 自衛隊の災害派遣による炊き出し

農林班は、自衛隊による炊き出しが効果的であると判断した場合は、総務班を通じて自衛隊へ要請する。

※「炊き出しその他による食品の給与」に係る災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

(3) 地域内輸送拠点における物資の管理

地域内輸送拠点に集まった救援物資並びに義援物資に係る仕分け・配送については、経理班が中心に行う。なお、可能な限り早急に民間物流会社等の協力を得ることとし、経理班は民間物流会社等との調整に徹する。

3 米穀の調達

農林班は、市長が必要と認める場合、以下の方法により米穀を調達する。

(1) 米穀取扱事業者等の手持米を調達する場合

県に所要数量を報告し、知事の指定する米穀取扱事業者等から現金で米穀を買い取り、調達する。

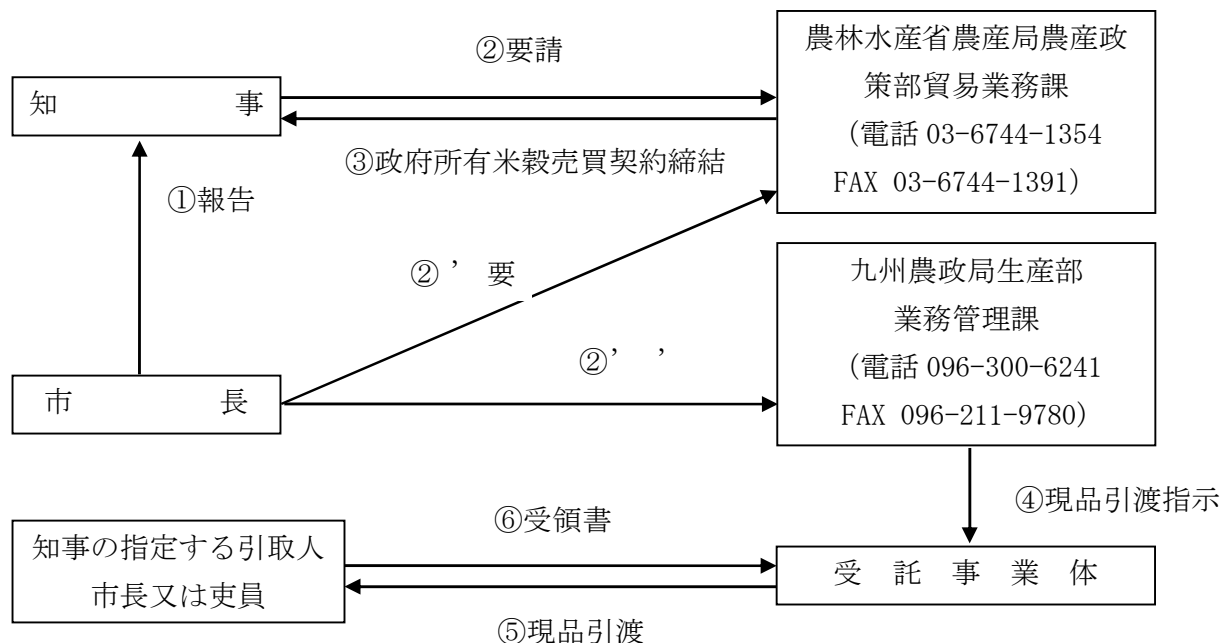
(2) 政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、前記(1)の方法で調達不可能の場合、次のとおり政府所有米穀を調達する。

【取扱方法】

知事は、市長からの要請を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、売買契約締結後、引渡しを受ける。買受代金は、知事が災害救助費から支払う。

【政府所有米穀の調達系統】



※ ②' 要請：市長は、通信、交通が途絶し、知事に食品の応急配給申請ができない時は、直接、政策統括官付貿易業務課に対し電話するとともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡しを受ける。その場合、市担当者（農政課）は、県担当者に連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。

※ ②' ' 要請：災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により市担当者（農政課）が要請書に基づく情報を農林水産省農産局農産政策

部貿易業務課担当者に連絡する暇がないと判断する場合にあっては、上記、引渡し要請の規定に係らず、要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

第4節 生活必需品等の供給

活動項目	担当対策部・班
1 生活必需品等の需要の把握	産業経済対策部商工班
2 生活必需品等の確保・輸送	産業経済対策部商工班、総務対策部経理班

1 生活必需品等の需要の把握

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対する生活必需品等の供給は、原則として避難所において行うこととし、災害発生後の生活必需品等の需要の把握は、次により行う。

(1) 商工班は、生活必需品等の需要(品目、数)を避難対策班から把握する。

- ① 寝具：毛布、布団、マット等
- ② 外衣：普段着、作業着、婦人服、子供服等
- ③ 肌着：シャツ、ズボン下、パンツ、弾性ストッキング、靴下等
- ④ 身の回り品：タオル、軍手、長靴等
- ⑤ 炊事用具：鍋、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等
- ⑥ 食器：茶碗、汁碗、皿、箸等
- ⑦ 日用品：懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
- ⑧ 光熱材料：マッチ、ライター、ローソク、薪、木炭、カセットボンベ、プロパンガス等
- ⑨ その他：大人・乳幼児用紙おむつ(サイズ毎)、生理用品、風邪薬、AM/FMラジオ等

(2) 商工班は、(1)の情報を基に生活必需品の需要を把握し、生活必需品等の供給方法の基本方針を決定する。生活必需品等の供給方法としては以下の方法を検討する。

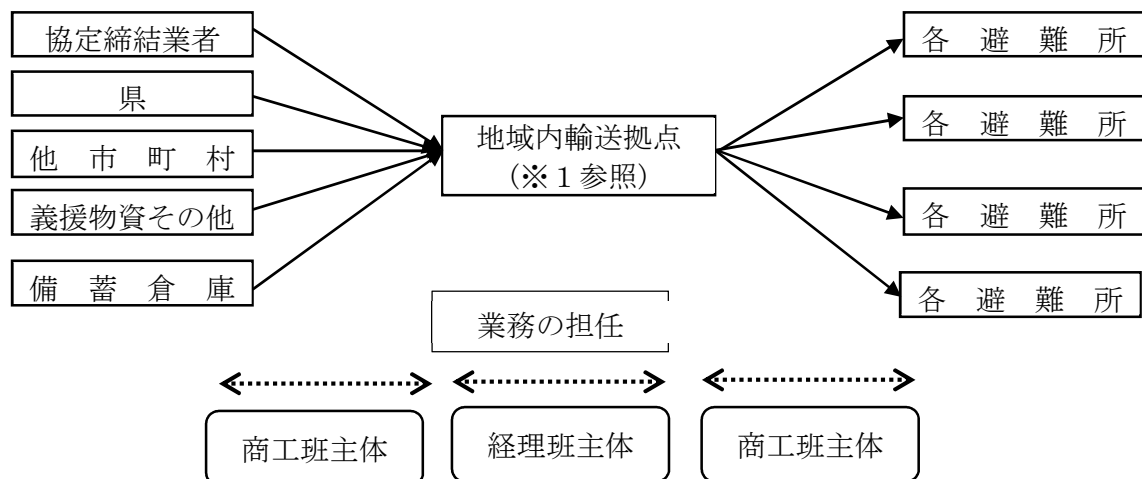
- | | |
|------------|------------------|
| ・流通物資の確保 | ・県を通じての生活必需品等の調達 |
| ・他市町村からの調達 | ・義援物資の活用 |

2 生活必需品等の確保・輸送

(1) 生活必需品等の輸送の流れ

生活必需品等の供給が必要な場合、その輸送は次により行う。

【生活必需品等の輸送の流れ】



※ 1 : 地域内輸送拠点、民間の物流倉庫等を活用した体制が望ましいが、体制が構築できない場合は、次の集積拠点施設から選定する。ただし、避難者の受入れや施設の利用状況から、集積施設が不足又は確保できない場合は、大型テントを自衛隊等へ応援要請するなどにより対応する。

【候補施設】

旧財部町北・南中学校（既指定済み）、旧月野中学校

※ 2 : 配送・仕分けは、職員で対応することが困難と判断した段階で、運送業者、ボランティア、自衛隊等に応援を依頼する。

※ 3 : 備蓄倉庫の物資量については、資料5-4を参照。

(2) 生活必需品等の確保

① 緊急物資の確保

ア 流通物資の確保

商工班は、流通物資による生活必需品等の確保が必要と判断した場合は、協定締結業者に対して生活必需品等の確保を要請する。

イ 防災備蓄倉庫の活用

商工班は、必要に応じて、防災備蓄倉庫の物資の活用を図る。

② 救援物資の確保

ア 県を通じての生活必需品の調達

商工班は、市のみで物資を確保することが困難な場合は県に対して物資の供給を要請する。

イ 他市町村からの生活必需品の調達

商工班は、市のみで物資を確保することが困難な場合は他市町村に対して物資の供給を要請する。

ウ 義援物資の活用

商工班は、国民、企業から送付されてくる義援物資について、市集積拠点に集積し、活用する。

(3) 地域内輸送拠点における物資の管理

地域内輸送拠点に集まった救援物資並びに義援物資に係る仕分け・配送については、経理班が中心に行う。なお、可能な限り早急に民間物流会社等の協力を得ることとし、経理班は民間物流会社等との調整に徹する。

※ 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」に係る災害救助法による基準は、第 1 章 第 3 節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第5節 し尿及び廃棄物の収集処理

活動項目	担当対策部・班
1 し尿処理	総務対策部避環境対策班
2 ごみ処理	
3 災害廃棄物の処理	
4 障害物の除去	土木対策部建設班
5 死亡獣畜の処理対策	産業経済対策部畜産班

1 し尿処理

(1) 被害状況の把握

環境対策班及び水道班は、トイレの使用ができない地域の状況を把握する。

(2) 仮設トイレの設置

① 仮設トイレの設置場所

環境対策班は、(1)の情報をもとに、避難所並びにその他必要と認められる場所に仮設トイレを設置する。

② 仮設トイレの確保

環境対策班は、協定締結業者及びリース業者からの借り上げにより仮設トイレを確保する。

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮する。

③ 仮設トイレの設置まで、応急的に備蓄する携帯（災害用）トイレを早期に配布する。

④ 衛生指導

仮設トイレの使用について衛生指導が必要な場合は、仮設トイレに掲示するなどして指導を行う。

⑤ その他

環境対策班は、必要な場合、総務班を通じて県並びに他市町村に協力を要請する。

(3) し尿収集・処理計画

① 仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、環境対策班は仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

② 収集・運搬・処理作業

環境対策班は、被害状況、収集場所等の情報をもとにして、関係業者と密接な連携を取り、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理・処分を行う。

2 ごみ処理

(1) ごみ処理の方針

① 排出場所

環境対策班は、通常の集積場所の他、避難所や地域で指定した場所に仮設ステーションを設置する。

② 分別排出

処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について、環境対策班は市民に広報するとともに、避難所運営委員会を指導する。収集は、可燃物を優先する。また、定期的な消毒を行う。

(2) ごみの搬入先

① ごみの収集・運搬・処理

環境対策班は、通常委託しているごみ収集運搬業者に加え、災害の規模に応じ、九州市長会やふるさと協議会等による処理収集班を編成し、ごみの収集・運搬をする。

また、ごみの処理は、ごみ処理施設で焼却やリサイクル等を行うことを原則とするが、本市で処理できない場合には、確実に分別して仮置場にて一時保管し、近隣市町村に依頼して、近隣市町村のごみ処理施設等で適正に処理する。

② 一時保管

学校のグラウンド、公園等の中から選定した仮置場に一時保管する。

③ その他

環境対策班は、必要な場合、総務班を通じて県並びに他市町村に協力を要請する。

3 災害廃棄物の処理

(1) 仮置場の決定

環境対策班は、「曾於市災害廃棄物処理計画」に基づき、公用地又は住民生活に支障のない場所の中から災害廃棄物の仮置場を選定する。

(2) 仮置場への搬入

環境対策班は、災害廃棄物の仮置場への搬入を市建設業組合等に要請する。市内の業者で対応が困難な場合は、自衛隊、他市町村等に応援を要請する。なお、その際、「曾於市災害廃棄物処理計画」に基づき、十分な分別収集を関係機関、住民に呼び掛け、災害廃棄物の適正処理・リサイクルに努める。

(3) 最終処分場への搬入

環境対策班は、時期、搬入量等を協議し、最終処分場に搬入する。なお、最終処分場の状況に応じ、県に処分地のあっせん並びに処理プラント等の選定を依頼し、災害廃棄物の適正な処理に努めるものとする。

(4) 応援協力

災害時による大量の廃棄物が発生し、本市だけでは処理が困難な場合は、県並びに県内市町村等へ協力要請を行う。

4 障害物の除去

(1) 障害物除去の実施者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は、市長が行い、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれ管理者が行うものとする。

(2) 障害物の集積場所の選定

災害発生場所の状況により、障害物の種類・数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

(3) 必要な器具及び人員の確保

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達する。

※「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（障害物の除去）」に係る災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

5 死亡獣畜の処理対策

死亡獣畜の処理は、原則として所轄家畜保健所長と協議し、化製場又は獣畜取扱場に依頼処理するか埋却処理する。

- (1) 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。
- (2) 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1メートル以上とし、かつ、地表面30センチメートル以上の盛土をすること。
- (3) 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。
- (4) 埋却現場には、その旨を標示すること。
- (5) 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第6節 感染症予防・保健衛生

活動項目	担当対策部・班
1 感染症予防	市民福祉対策部衛生班
2 保健衛生	
3 動物保護対策	市民福祉対策部環境対策班

1 感染症予防

(1) 実施者

実施者	実 施 内 容
知 事	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）又はその他法令等に基づいて感染症予防上必要な諸措置を行う。
市 長	知事の指示、命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

(2) 組織体制

衛生班は、感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

(3) 感染症予防業務

① 検病調査及び健康診断

県検病調査班が実施こととなるが、衛生班はこれに協力する。

② 消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。

なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね表6－1のとおりである。

③ ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね表6－2の基準により積算した総量とし、罹災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施するものとする。

④ 患者等に対する措置

被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症法に基づいた対策をとる。

⑤ 家用水の供給

知事の指示に基づき、家用水の使用停止期間中継続して家用水の供給を行うものとする。家用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行うこと。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。

⑥ 避難所の感染症予防指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。

この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成せしめ、その協力を得て感染症予防の完璧を期するものとする。なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。

- ア 検病調査
- イ 消毒の実施
- ウ 集団給食の衛生管理
- エ 飲料水の管理
- オ その他施設の衛生管理

⑦ 予防教育及び広報活動

保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を協力に実施する。

表 6－1 消毒による 1 個当たりの使用薬剤の基準

薬剤の種類等 災害の程度	薬 品 名		
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下、便池及び周辺)	クロールカルキ (井戸)
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む)	200 g	6 k g	200 g
床下浸水	50 g	6 k g	200 g

表 6－2 ねずみ族、昆虫等の駆除

薬剤の種類等 災害の程度	薬剤別、剤型別の基準数量	
	有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソデクロールペンゾール剤 (便所)
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む)	油剤 1 戸当たり 2ℓ 乳剤 (20倍液として使用する場合) 1 戸当たり 2ℓ 粉剤 1 戸当たり 0.5kg	1 戸当たり 40 g
床下浸水	油剤 1 戸当たり 1ℓ 乳剤 (20倍液として使用する場合) 1 戸当たり 1ℓ 粉剤 1 戸当たり 0.5kg	1 戸当たり 40 g

(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択してさしつかえない)

2 保健衛生

(1) 衛生

① 被災者に対する衛生指導

衛生班は、避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

② 食中毒の防止

衛生班は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、県に対して食品衛生監視のための職員の派遣等を要請する。

(2) 保健

① 被災者に対する保健相談

衛生班は、県や医師会等との連携のもと保健活動班を編成し、避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、かぜ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

また、必要に応じて、精神科医や臨床心理士、各医療ボランティアと連携して、心理相談（心のケア）を実施する。

② 被災者に対する栄養相談

衛生班は、必要に応じて県の協力により、避難所等の被災住民に対し、疾病者に対する栄養指導や避難所での食事についての栄養相談に応じる。

③ 被災者に対する健康指導

衛生班は、避難所での健康維持・疾病予防のため、計画的に体操や運動を推奨、実施するとともに、車中泊避難者も含めた肺血栓症（エコノミークラス症候群）予防のため、弾性ストッキングの配布を行う。

3 動物保護対策

(1) 飼養動物の保護収容

放浪している犬、猫等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、環境対策班は、保健所を通じ、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

(2) 避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

(3) 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第7節 遺体の処理、埋・火葬

活動項目	担当対策部・班
1 行方不明者の搜索	総務対策部総務班
2 遺体の処理	市民福祉対策部環境対策班
3 遺体の埋・火葬	

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索隊の編成

警察とともに行方不明者の搜索を行うため、搜索隊を編成する。搜索隊の編成に際しては、消防機関及び自主防災組織の活用を図る。

(2) 搜索の実施方法等

① 搜索の方法

搜索範囲等	搜索の方法
搜索の範囲が広い場合	ア 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
搜索範囲が比較的狭い場合	ア 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ 罹災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
搜索場所が河川、湖沼の場合	ア 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

② 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

③ 装備資材

搜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用にも努めるとともに、所有する車両、船艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

④ 必要帳票等の整備

行方不明者（遺体）の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

ア 救助実施記録日計表

イ 被災者救出用（搜索用）機械器具・燃料受払簿

ウ 被災者救出（遺体の捜索）状況記録簿

エ 被災者救出用（遺体の捜索用）関係支出証拠書類

(3) 行方不明者発見後の処理

① 負傷者等

医療機関に収容する。

② 遺体

警察署長に通報し、警察官による死体調査及び検視を受け、その後、遺族等の引取人への引渡し又は遺体安置場所に収容する。

※ 捜索に関しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持するものとする。

2 遺体の処理

(1) 遺体の安置場所等の設置

環境対策班は、遺体の検視、検案、安置を行うために、曾於警察署と協議して遺体の検視等の遺体処理を行う場所（以下「検視場所」という。）及び安置場所を確保し、安置場所については市民に広報する（広報は総務班に依頼）。

検視場所及び安置場所は、原則として避難所及び応援部隊の拠点となった施設を除くほか、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

○遺体を公衆の面前にさらさない場所である。

○遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。

○遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。

○遺体の数に相応する施設である。

○駐車場があり、長時間使用できる。

(2) 遺体の検視

警察署は、救出現場からの遺体を検視場所に搬送し、遺体の検視を行う。

(3) 遺体の検案

① 警察署は、医師会等へ遺体の検案を要請する。

② 医師会等は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行う。

③ 医師会等は、必要な医学検査を行い、遺体検案書を作成する。検案書は、環境対策班が引き継ぐ。

④ 環境対策班は、身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。

(4) 遺体台帳の整備

環境対策班は、遺体検案書、所持品等を引継ぎ、遺体台帳を作成する。

(5) 納棺

- ① 市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬祭用品、ドライアイス等必要な器材を確保する。
- ② 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。

(6) 身元確認、引渡し

環境対策班は、警察署と共同で、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

(7) 身元不明者に対する措置

身元不明者については、警察署から遺体の引継ぎを受け、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるようにする。

遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は遺体を遺体安置場所に一時保存する。

※「死体の搜索」「死体の処理」に係る災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

3 遺体の埋・火葬

(1) 埋火葬許可証の発行

環境対策班は、埋火葬許可証を発行するとともに、埋火葬台帳を作成する。

(2) 遺体の火葬場等への搬送

- ① 環境対策班は、火葬に付すべき遺体数を遺体安置所別に集計する。集計した遺体数及び火葬場の処理状況等を勘案の上、遺体搬送計画を立てる。
- ② 遺体の搬送は、身元が判明した遺体は基本的に遺族が行い、身元不明の遺体は、環境対策班が民間業者等の協力を得て行う。

(3) 遺体の埋火葬

- ① 身元が判明した遺体については、混乱等により遺族が火葬・埋葬できない場合を除き、遺族が火葬・埋葬を行う。引き取り手のない遺体については、環境対策班で応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- ② 多数の死亡者の発生により火葬場の能力を超えた場合、また、火葬場が被災して使用不能の場合、環境対策班は、県に応援を求めて他の火葬場を確保し火葬する。

(4) 遺骨、遺留品の保管

身元不明の遺体については、環境対策班は、遺骨、遺留品を包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付して保管場所に一時保管する。

(5) 遺留品の引き取り

(4)について、身元が判明し、家族等から遺骨、遺留品の引き取り希望があった場合は、環境対策班が引き渡す。

※「埋葬」に係る災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第8節 住宅対策

活動項目	担当対策部・班
1 住家被害調査の実施	総務対策部税務班
2 住宅ニーズの把握及び住宅相談の実施	土木対策部建設班
3 応急仮設住宅の供給	
4 住宅の応急修理	
5 公営住宅等の供給	

1 住家被害調査の実施

税務班は、被害状況判定基準に基づき住家被害調査を行い、その結果を被災者台帳（資料7-17）としてまとめる。被災世帯が多数で迅速な処理が困難な場合は、各班の協力を得て体制を拡大する。

2 住宅ニーズの把握及び住宅相談の実施

建設班は、税務班の作成した被災者台帳をもとに住宅ニーズを把握する。また、必要に応じて住宅相談窓口を庁舎、避難所等に開設し、被災者の住宅ニーズの把握及び情報提供等に努める。

3 応急仮設住宅の供給

(1) 実施者

- ① 災害により住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市長が行うこととする。また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行うものとする。
- ② 市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急仮設住宅の建設

① 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

② 資材の調達等

ア 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する(一社)プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

イ 木造応急仮設住宅

- a 木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請については、木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。

- b 建設については、建築関係団体等の協力を得て行う。
- c 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市が、地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

③ 建設場所

災害の規模及び種別等に応じ、適当な空地に建設する。また、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

(3) 民間賃貸住宅の供給

(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定に基づく情報を活用するなどし、民間賃貸住宅を確保し、迅速な住宅供給に努める。

(4) 入居者の選定

① 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯1か所限りとする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自ら住家を確保できない者

② 入居者の募集・選定

ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて県が策定し、市に住宅を割り当てるものとする。住宅の割り当てを受けた市は、当該市の被災者に対し募集を行う。

イ 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して市が行う。

(5) 応急仮設住宅の運営管理

建設班は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

※「応急仮設住宅の供与」に係る災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

4 住宅の応急修理

(1) 実施者

- ① 災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対

して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行うものとする。

- ② 市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

① 処理の実施

建築関連団体との協定を活用するなどし、応急修理業者を確保する。

② 資材の調達等

ア 木造住宅等の修理に必要な資材供給の要請については、木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。

イ 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市長が、地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

※「災害にかかった住宅の応急修理」に係る災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

5 公営住宅等の供給

災害により住家を滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居又は地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用）について、最大限の配慮を行うものとする。

また、災害により住家を滅失した被災者が、特定優良賃貸住宅への入居を希望した場合、特定優良賃貸住宅への入居（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条第3号の規定に基づく入居）について、最大限の配慮を行う。

第9節 教育対策

活動項目	担当対策部・班
1 教育対策の実施者	教育対策部教育班
2 教室等の確保	
3 教職員の確保	
4 応急教育（学校再開）の留意点	
5 学校給食等の措置	
6 学校が避難所となった場合の措置	
7 教材、学用品等の調達、給与	
8 心の健康対策の実施	

1 教育対策の実施者

応急教育（学校再開）の対象	実施者
市立学校	市教育委員会
県立学校	県教育委員会及び知事
災害救助法が適用された場合における罹災小中学校児童生徒に対する学用品の供与	知事の委任を受けた市長

2 教室等の確保

(1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

(2) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用する。

(3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共の施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

(4) 応急仮校舎の建設

(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

3 教職員の確保

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(2) 学校外操作

学校内で操作できないときは、県教育委員会に相談し、教職員の確保の方法を検討する。

(3) 市の地域外操作

市で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の市町村からの操作を行うものとする。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

4 応急教育（学校再開）の留意点

- (1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。たとえば2部授業、分散授業の方法によるものとする。
- (2) 応急教育（学校再開）の実施に当たっては、次の点に留意して行う。
 - ① 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。
 - ② 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の健康等に留意する。
 - ③ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。
 - ④ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。
- (2) 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- (3) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。

6 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

(1) 児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について市と協議する。

(2) 避難所の運営への協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

(3) 避難が長期化する場合の措置

- ① 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。
- ② 避難が長期化する場合、給食施設は罹災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

7 教材、学用品の調達、給与

- (1) 教科書については、市教育委員会又は県立学校長からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。
- (2) 文房具、通学用品等については、市教育委員会又は県教育委員会において、それぞれ調達する。
- (3) 災害救助法が適用された場合における罹災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市長が行う。

※「学用品の給与」に係る災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

8 心の健康対策の実施

教育班及び学校長は、県から援助を受けながら、被災した児童生徒の健康管理に十分配慮し、健康相談等を適時実施するとともに、カウンセリングの実施等心の傷を受けた児童生徒の心の健康の保持に努める。

第10節 義援金・義援物資の受付・配分

活動項目	担当対策部・班
1 義援金・義援物資の募集	義援金：総務対策部経理班 義援物資：総務対策部経理班、産業 経済対策部農林班・商工班
2 義援金・義援物資の受付	
3 義援金・義援物資の保管	
4 義援金・義援物資の配分	

1 義援金・義援物資の募集

災害の状況によっては、義援金・義援物資の募集を行う。募集に当たっては、報道機関に協力を求める。経理班は、義援物資について、集積、配分の円滑を期すために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。

- (1) 受入を希望する義援物資を具体的に示した上で募集するものとする。
- (2) 義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化し、経理班が行う。
- (3) 受入・管理・配分等に伴う実作業は、農林班及び商工班と連携して行うとともに、できるだけ早急に民間の宅配業者等の協力を仰ぐ。

2 義援金・義援物資の受付

義援金・義援物資については、経理班において受け付ける。

義援物資は、市集積拠点に集積し、他の物資とともに輸送・配分する。他の物資については、農林班及び商工班と連携を図る。

義援金・義援物資の受領に際しては、寄託者に受領書を発行する。

3 義援金・義援物資の保管

義援金の保管については、経理班が、市会計管理者名義の普通口座で、市指定金融機関に保管するとともに、寄託者名、金額等の記入ができる受付簿を作成し記入する。

義援物資の保管に当たっては、経理班が、寄託者名、物品名、数量等の記入ができる受付簿を作成し記入する。在庫管理については、農林班及び商工班と連携して行うとともに、できるだけ早急に民間の宅配業者等の協力を仰ぐ。

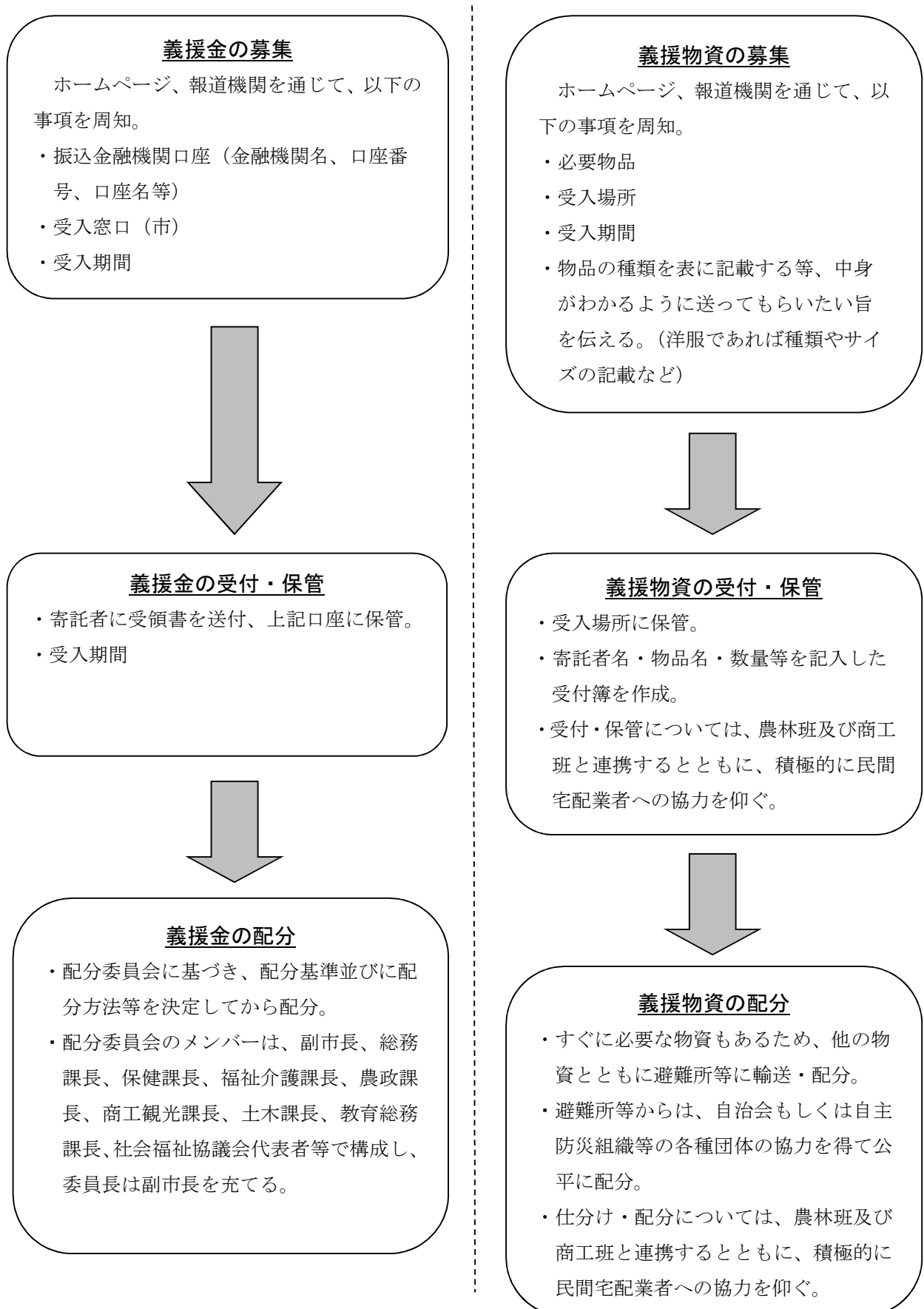
4 義援金・義援物資の配分

義援金の配分について、経理班は義援金配分委員会を設置し、配分基準並びに配分方法等を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に配分を行うものとする。

なお、義援金の配布に当たっては、経理班が、各班の応援により実施する。

義援物資の配布に当たっては、経理班が担当するが、農林班及び商工班と連携して行うとともに、できるだけ早急に民間の宅配業者等の協力を仰ぐ。また、必要に応じ自治会もしくは自主防災組織等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

【参考】義援金・義援物資の募集・受付・保管・配分の流れ



第11節 農林業災害の応急対策

活動項目	担当対策部・班
1 農作物対策	産業経済対策部農林班
2 林産物対策	
3 畜産物対策	産業経済対策部畜産班

1 農作物対策

(1) 事前・事後措置の指導

農林班は、災害による農産物の被害拡大を防止するために、各作物毎に事前・事後措置について、農家に対して実施の指導に当たるものとする。

(2) 気象災害対策

気象災害対策については、県農政部各課と地域振興局・支庁農林水産部及び農政部出先機関の緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期するものとする。

対象作物	主な対象災害
①水稲	風害、水害、干害、寒害
②大豆	風害、水害、干害
③そば	風害、水害
④甘しょ	風害、水害、干害、寒害、霜害
⑤たばこ	風害、水害、干害、寒害、降灰害、霜害
⑥野菜	風害、水害、干害、寒害、降灰害、霜害
⑦果樹	風害、水害、干害、寒害、降灰害、霜害
⑧花き・花木	風害、水害、干害、寒害、降灰害、霜害
⑨茶	干害、寒害、降灰害、霜害
⑩飼料作物	風害、水害、干害、寒害、降灰害

(3) 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

① 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課、農業開発総合センター及び病虫害防除所と緊密な連携のもとに、地域振興局・支庁農林水産部、市、J A等が的確な状況の把握と防除指導の徹底を期するものとする。

② 農薬の確保

県経済連及び県内農薬卸売業者においては、病虫害の異常発生に備えて、常時ある程度の農薬を確保しているので、その活用を図る。

③ 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、関係機関と協議のうえ、ヘリコプター等による防除も実施する。

2 林産物対策

(1) 応急措置、事後措置の指導

農林班は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家に対して応急措置、事後措置の指導に当たるものとする。

(2) 対象作物等及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物等及び対象災害については、次のとおりである。

対象作物	対象災害
①苗畑	干害、降灰害
②造林木	干害、風害
③たけのこ専用林	風害、水害、干害
④しいたけ	干害、降灰害

3 畜産物対策

畜産班は、災害による畜産物等の被害拡大を防止するために、事前・事後措置について、被災農家に対して実施の指導に当たるものとする。

第12節 生活関連施設等の応急対策

活動項目	担当対策部・班
1 上水道施設の応急対策	土木対策部水道班
2 下水道施設の応急対策	
3 道路・橋梁等の応急対策	土木対策部建設班
4 河川・砂防等の応急対策	

1 上水道施設の応急対策

(1) 応急対策要員の確保

水道班は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

(2) 応急対策用資機材の確保

水道班は、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者等から緊急に調達する。

(3) 応急措置

- ① 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- ② 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- ③ 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適切と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- ④ 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄・消毒を行い、水の消毒を強化して給水する。
- ⑤ 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。

2 下水道施設の応急対策

(1) 応急対策要員の確保

水道班は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等の協力を求めて確保する。

(2) 応急対策用資機材の確保

水道班は、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

(3) 応急措置

- ① ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機においてポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないように対処する。
- ② 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- ③ 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(4) 復旧対策

① ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先とする。また、雨水貯留池等へ汚水を貯留する等の措置も検討する。

これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

② 管きょ施設

管きょ施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管きょの流下能力が低下することが予想されることから、管きょ施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

③ 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

3 道路・橋梁等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行い、可能な限り復旧予定時期の明示を行う。

また、災害の程度によっては「災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。

4 河川・砂防等の応急対策

(1) 河川管理施設

洪水等により堤防等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第3部 災害復旧・復興計画

第1章 公共土木施設等の災害復旧

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

【実施責任者：土木課、まちづくり推進課】

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議の上、その指示に基づき周到な計画をたてる。
また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲との関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により各課所管の防災事業で実施する。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の不足等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

「1 災害復旧事業等の計画策定」を念頭に置き、次に掲げる事業計画について、被害発生の都度、検討作成するものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川公共土木施設災害復旧事業計画

- ② 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- ④ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共利用施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

【実施責任者：土木課】

1 激甚災害に関する調査

県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 特別財政援助額の交付手続等

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第2章 被災者の生活確保

第1節 罹災証明書の発行・被災者台帳の作成

【実施責任者：税務課、全課】

災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するため、家屋の被害度合を判定し、罹災証明書を発行する。罹災証明書は、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証明書であることから、関係部局と調査内容を調整し迅速かつ的確な被害認定調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。

この際、作業のマニュアル化と地理情報システム等各種ソフトウェアを利用したシステムを構築し、的確・迅速な発行に心掛ける。

また、通常規模の災害における家屋以外の罹災証明書の発行は、当該所掌事務を管轄する部署（課等）で行う。

1 被災世帯調査の実施

税務課は、「第2部 第3章 第8節」に規定する住家被害調査と同時に、被災者台帳（資料7-17）に基づく被害認定調査を以下のとおり実施する。

(1) 被害認定調査準備

- ① 腕章、名札等、身分を証明する物品の調達
- ② 下げ振り、水平器、懐中電灯、ヘルメット等、調査時に必要な備品の調達
- ③ 住宅地図、家屋現況図等、現地や家屋を把握するための必要書類の準備
- ④ 被災者台帳（資料7-17）、罹災証明願・罹災証明書（資料7-20）等、各種様式の準備

(2) 市民への周知

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住家に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

(3) 応援体制

- ① 被災世帯が多数で迅速な処理が困難な場合は、各班の協力を得て体制を拡大する。
- ② 調査方法等に高度な専門知識・技術が求められる場合は、鹿児島県等の協力を得てより客観的な調査に努める。

(4) 被害認定調査

- ① 内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく被害認定調査を実施する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用する等、適切な手法による実施に努める。

- ② 本人立会いによる再調査を実施する。

2 被災者台帳の作成

個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳（資料7-17）を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

3 罹災証明書の発行

(1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、住家以外の場合で証明の必要なときは、罹災証明書の摘要欄にその旨の記載をする。あるいは、被災の程度を限定しない「被災証明書」を発行する。

- ① 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部破損
- ② 床上浸水、床下浸水
- ③ 全焼、半焼

(2) 罹災証明書の発行

罹災証明書の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの「罹災証明願」（資料7-20）に基づく申請によるものとし、市長が発行する。また、罹災証明書の発行状況を管理するため罹災証明書発行台帳を整備する。

第2節 市民生活相談

【実施責任者：企画政策課】

1 広報紙等による再建支援情報の提供

避難対策班は、生活再建支援に関わる各班、県及び防災関係機関等からの情報を集約し、臨時の広報紙の発行やホームページに掲載するなどして被災者・被災事業者に情報提供を行う。

なお、主に次のような情報を集約し、総務班と共有する。

- ・ 融資、貸付に関する事項（例：住宅金融支援機構による融資など）
- ・ 公共料金の特例処置に関する事項
- ・ 税、使用料の減免に関する事項
- ・ 罹災証明等の発行に関する事項
- ・ その他生活支援に関する事項

2 災害市民相談の実施

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。

相談体制は、災害の状況及び時間経過に応じて適時見直しを行う。必要によっては総合的な相談窓口を設置する。相談の場に足を運びにくい高齢者や障害者等に配慮し、必要に応じて避難所

等への巡回相談、電話相談等を実施する。

3 各種申請の巡回受付活動の実施

被災後の各種申請（災害弔慰金等の支給・貸付、被災者生活再建支援金の支給、税の減免等）の便宜を図るため、**避難対策班**は各班、県及び防災関係機関等の協力を得て避難所等での巡回受付活動を必要に応じて実施する。

第3節 被災者の心のケア対策の実施

【実施責任者：保健課、こども未来課、福祉介護課】

災害に伴い、被災者は、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）等さまざまな精神症状におちいることがある。これらの症状に対しては、個別的な対策を行うことが必要であり、**保健課**は、鹿児島県と連携して、次のような対策をできる限り早い時期に講じる。

- (1) 精神科医師、保健師等による巡回相談、電話相談の実施
- (2) 広報紙等を通じた被災者への情報提供
- (3) 小・中学校における児童生徒へのカウンセリング
- (4) 県にDPAT等精神科医療チームを要請し、災害対応業務に連続して従事する職員、民生委員、避難所運営者等に巡回相談窓口の利用を促し、精神疾患を持つ被災者に対しては、医療的支援ならびに投薬継続等の精神医療の提供を行う。

第4節 災害廃棄物等の処理

【実施責任者：市民環境課】

1 処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分地の確保

市民環境課は、災害廃棄物の処理処分方法を確立する。また、本市内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県災害廃棄物処理計画を踏まえ県に相談する。

2 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、県災害廃棄物処理計画や「曾於市災害廃棄物処理計画」を踏まえ適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることとする。

3 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

4 計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行うものと

し、そのための処理実行計画を、県災害廃棄物処理計画や「曾於市災害廃棄物処理計画」を踏まえ定めるものとする。

5 損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力依頼

損壊家屋等の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

6 建物等の解体等による石綿飛散・ばく露防止

県災害廃棄物処理計画や「曾於市災害廃棄物処理計画」を踏まえ建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。また、解体を行わない建物等で石綿の露出が確認された場合も、必要に応じ所有者又は管理者に同様の指導・助言を行う。

第5節 借地借家制度の特例の適用に関する事項

【実施責任者：まちづくり推進課】

1 罹災都市借地借家臨時処理法の適用手続

- (1) 罹災都市借地借家臨時処理法（以下「法」という。）第25条の2の災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、所要の申請を行うものとする。
- (2) 適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。

- | | |
|--|-----------|
| ① 本市の面積 | ② 罹災土地の面積 |
| ③ 本市の建物戸数 | ④ 滅失戸数 |
| ⑤ 災害の状況 | |
| ⑥ その他（罹災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。） | |

2 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される市町村である。

第6節 被災者生活再建支援金の支給

【実施責任者：福祉介護課】

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。

区 分	支 給 の 内 容 等																											
実施主体	県（被災者生活再建支援法人（公益財団法人 都道府県会館を指定）に支給事務を委託）																											
対象災害	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 ⑥ ①もしくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満）																											
対象世帯	① 居住する住宅が全壊した世帯 ② 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																											
支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる （世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3／4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td></td><td>対象世帯の①</td><td>対象世帯の②</td><td>対象世帯の③</td><td>対象世帯の④</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>貸借（公営住宅以外）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円					住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊		対象世帯の①	対象世帯の②	対象世帯の③	対象世帯の④	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																								
	対象世帯の①	対象世帯の②	対象世帯の③	対象世帯の④																								
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借（公営住宅以外）																									
支給額	200万円	100万円	50万円																									
申請先	県（市町村経由）																											

第 7 節 被災者生活支援金の支給

【実施責任者：福祉介護課】

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、被災者生活支援金を支給する。

対象市町村	① 被災者生活再建支援法が適用された市町村 ② 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	① 全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 ② 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者 ただし、①の支給対象者は除く ③ ①、②に係わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 ④ ①、②のうち、被災日の前年の 1 月 1 日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記①、②については 1 世帯(1 事業者)当たり 20 万円 上記④については 1 世帯(1 事業者)当たり 50 万円

第 8 節 災害弔慰金等の支給

【実施責任者：福祉介護課】

1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対 象 災 害	① 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が 5 以上ある災害（当該市町村のみが対象となる。） ② 県内において、住居の滅失した世帯の数が 5 以上の市町村が 3 以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） ③ 県内において、災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） ④ 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支 給 対 象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合：500 万円 その他の場合：250 万円

2 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	1 に同じ
対 象 災 害	1 に同じ
支 給 対 象	① 両目が失明したもの ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひじ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの。
障害見舞金の額	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合：250万円 その他の場合：125万円

3 小規模災害に対する災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）及び曾於市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年曾於市条例第96号。以下「条例」という。）の規定の適用を受けない小規模な災害により被害を受けた場合に、被害者に対し災害弔慰金及び災害見舞金を支給する。金額は、災害により受けた被害の種類及び程度に応じて、それぞれ次のとおりとなる。

(1) 災害弔慰金の支給額

自然災害等により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は10万円

(2) 災害見舞金の支給額

建物の別	自然災害等の種類	被害の程度	見舞金支給額
住家	自然災害	全壊	20万円
		半壊	10万円
	火災等	全焼	5万円
		半焼	2万5千円
厩舎又は店舗	自然災害	全壊	6万円
		半壊	3万円
	火災等	全焼	2万円
		半焼	1万円
住家又は店舗	自然災害	床上浸水	3万円
住家	自然災害	床下浸水	1万円

4 県の災害弔慰金・見舞金の支給

(1) 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対象災害	一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給
支給額	死亡者1人当たり100万円

(2) 県単住家災害見舞金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対象災害	① 災害救助法による救助が行われた災害 ② 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上ある災害（①災害に該当するものを除く。） ③ ①、②に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 ④ その他知事が特に指定した災害
支給対象	現に居住している住家が対象災害による全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して支給
支給額	1世帯当たり10万円

第9節 税の減免措置

【実施責任者：税務課】

1 税の徴収猶予等

- (1) 地方税法第15条の規定に基づき、市税の納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により1年以内の範囲で、市税の徴収猶予を行う。
- (2) 地方税法第20条の5の2の規定に基づく災害による市税の納入等の期限延長に関する関係条例により、災害による被災者のうち、市税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

2 税の減免

市税の減免に関する関係条例等の規定により、災害による被災者のうち市税の減免を必要と認める者に対し、市町村税の減免を行う。

第3章 被災者への融資措置

第1節 民生関係の融資

【実施責任者：福祉介護課】

1 生活福祉資金（・福祉費（災害援護経費））

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
貸 付 対 象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 ① 資金の貸付けとあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、自立自活できると認められる世帯であること。 ② 自立自活に必要な資金の融通を他から借りうけることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の 手続き 及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ市社会福祉協議会へ提出する。市社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付を決定のうえ、市社会福祉協議会長あて通知するとともに、貸付金を借入申込人に送金する。
貸 付 額	150万円以内
償 還 期 間	据置期間（6か月以内無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利 率	年1.5%（保証人がある場合は無利子）

2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

区 分	支 給 の 内 容 等
実施主体	市が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害（県内すべての市町村が対象となる。）
貸付金原資 の負担割合	国2/3、県1/3
貸付申し込 み受付期間	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで
貸付対象 世帯	① 同一の世帯に属するものが1人の場合は、その所得の合計額が、220万円以下の世帯 ② 同一の世帯に属するものが2人の場合は、その所得の合計額が、430万円以下の世帯 ③ 同一の世帯に属するものが3人の場合は、その所得の合計額が、620万円

	以下の世帯 ④ 同一の世帯に属するものが4人の場合、その所得の合計額が、730万円以下の世帯 ⑤ 同一の世帯に属するものが5人以上の場合、その所得の合計額が、730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 ⑥ 住居が滅失又は流失した場合は、その所得の合計額が、1,270万円以下の世帯
--	--

別表 貸付対象等

貸付区分		貸付限度額	利率	償還期間	据置期間	償還方法	担保
1 世帯主が負傷した場合（療養に約1か月以上かかること）	①家財・住居ともに損害がない場合	円 1,500,000	3.0 %	10年以内	3年（特認5年）	半年賦又は年賦	連帯保証人
	②家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000					
	③住居が半壊した場合（特別の事情がある場合）	2,700,000 (3,500,000)					
	④住居が全壊した場合	3,500,000					
2 世帯主が負傷しなかった場合（療養期間が約1ヶ月かからない場合も含む）	①家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000	据置期間中は無利子	据置期間を含む		原則として元利均等償還	
	②住居が半壊した場合（特別の事情がある場合）	1,700,000 (2,500,000)					
	③住居が全壊した場合（④の場合を除く）（特別の事情がある場合）	2,500,000 (3,500,000)					
	④住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000					

「家財の損害」：家財の損害金額が、家財の価格の1/3以上に達した場合をいう。

「特別な事情」：被災した住居を立て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第2節 住宅資金の融資

【実施責任者：まちづくり推進課】

1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人（親族等）に無償で貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
対象となる災害	次のいずれかの災害 ① 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 ② 自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸付を受けることのできる住宅	① 建設の基準 （ア）住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 （イ）面積要件なし。 （ウ）併用住宅は、住宅部分が全体の1／2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 （エ）建築基準法その他の関係法令に適合すること。 （オ）居住室、台所及びトイレを備えていること。 （カ）木造である場合1戸建又は連続建であること。 ② 補修の基準 （ア）住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 （イ）家屋の床面積、構造の種類は制限がない。 （ウ）併用住宅は、住宅部分が全体の1／2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 （エ）建築基準法の規定に適合すること。 （オ）居住室、台所及びトイレを備えていること。 （カ）1戸当たりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	① 機構から資金の貸付を受けなければ、災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 ② 災害により災時、滅失し、又は損傷した家屋の所有者、賃借人又は居住者であって災害の発生の日から2年以内に自ら居住し、又は他人（親族等）に無償で貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。 ③ 償還能力を有する者であること。

第3節 農林漁業関係の融資

【実施責任者：農政課、耕地林務課】

1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対し、次のような資金の融資を行う。

(1) 被害農林漁業者に対する経営資金

区 分	融 資 の 内 容 等
資 金 使 途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
貸 付 の 対 象 者	(ア) 被害農業者 農業を主な業務とする者であって、天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積5アール以上）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の市町村長の認定を受けた者 (イ) 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けた者 (ウ) 被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けた者 (エ) 特別被害農業者 被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあつては100分の30）以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50（開拓者にあつては100分の40）以上である旨の市町村長の認定を受けた者

区 分	融 資 の 内 容 等																																																																				
	(オ) 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の 100 分の 50 以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 70 以上である旨の市町村長の認定を受けた者 (カ) 特別被害漁業者 被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額 が、平年における漁業総収入額の 100 分の 50 以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 70 以上である旨の市町村長の認定を受けた者																																																																				
貸 付 利 率	(ア) 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業（開拓者を含む。）若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者年 3 %以内 (イ) 天災による農作物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の 100 分の 30 以上である旨の市町村長の証明を受けた被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者・・年 5. 5%以内 (ウ) その他.....年 6. 5%以内																																																																				
償 還 期 限	6 年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合 7 年）																																																																				
貸付の限度	<table><tr><th colspan="2" rowspan="3">貸 付 対 象 者</th><th colspan="2">天 災 融 資 法</th><th colspan="2">激 甚 災 害 法</th></tr><tr><th colspan="2">貸付限度額（損失額の A %に相当する額又は B 万円のどちらか低い額）</th><th colspan="2">貸付限度額（損失額の A %に相当する額又は B 万円のどちらか低い額）</th></tr><tr><th>A %</th><th>B 万円個人 （（ ） は法人）</th><th>A %</th><th>B 万円個人 （（ ） は法人）</th></tr><tr><td rowspan="4">農 業 者</td><td rowspan="2">果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500 (2, 500)</td><td>80</td><td>600 (2, 500)</td></tr><tr><td>一般 農 業 者</td><td>45</td><td>200 (2, 000)</td><td>60</td><td>250 (2, 000)</td></tr><tr><td rowspan="2">開 拓 者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500 (2, 500)</td><td>80</td><td>600 (2, 500)</td></tr><tr><td>一 般 開 拓 者</td><td>45</td><td>200 (2, 000)</td><td>60</td><td>250 (2, 000)</td></tr><tr><td colspan="2">林 業 者</td><td>45</td><td>200 (2, 000)</td><td>60</td><td>250 (2, 000)</td></tr><tr><td rowspan="4">漁 業 者</td><td>漁 具 購 入 資 金</td><td>80</td><td>5, 000</td><td>80</td><td>5, 000</td></tr><tr><td>漁 船 建 造 ・ 取 得 資 金</td><td>80</td><td>500 (2, 500)</td><td>80</td><td>600 (2, 500)</td></tr><tr><td>水 産 動 植 物 養 殖 資 金</td><td>50</td><td>500 (2, 500)</td><td>60</td><td>600 (2, 500)</td></tr><tr><td>一 般 漁 業 者</td><td>50</td><td>200 (2, 000)</td><td>60</td><td>250 (2, 000)</td></tr></table>						貸 付 対 象 者		天 災 融 資 法		激 甚 災 害 法		貸付限度額（損失額の A %に相当する額又は B 万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額の A %に相当する額又は B 万円のどちらか低い額）		A %	B 万円個人 （（ ） は法人）	A %	B 万円個人 （（ ） は法人）	農 業 者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500 (2, 500)	80	600 (2, 500)	一般 農 業 者	45	200 (2, 000)	60	250 (2, 000)	開 拓 者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500 (2, 500)	80	600 (2, 500)	一 般 開 拓 者	45	200 (2, 000)	60	250 (2, 000)	林 業 者		45	200 (2, 000)	60	250 (2, 000)	漁 業 者	漁 具 購 入 資 金	80	5, 000	80	5, 000	漁 船 建 造 ・ 取 得 資 金	80	500 (2, 500)	80	600 (2, 500)	水 産 動 植 物 養 殖 資 金	50	500 (2, 500)	60	600 (2, 500)	一 般 漁 業 者	50	200 (2, 000)	60	250 (2, 000)
貸 付 対 象 者		天 災 融 資 法		激 甚 災 害 法																																																																	
		貸付限度額（損失額の A %に相当する額又は B 万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額の A %に相当する額又は B 万円のどちらか低い額）																																																																	
		A %	B 万円個人 （（ ） は法人）	A %	B 万円個人 （（ ） は法人）																																																																
農 業 者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500 (2, 500)	80	600 (2, 500)																																																																
		一般 農 業 者	45	200 (2, 000)	60	250 (2, 000)																																																															
	開 拓 者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500 (2, 500)	80	600 (2, 500)																																																															
		一 般 開 拓 者	45	200 (2, 000)	60	250 (2, 000)																																																															
林 業 者		45	200 (2, 000)	60	250 (2, 000)																																																																
漁 業 者	漁 具 購 入 資 金	80	5, 000	80	5, 000																																																																
	漁 船 建 造 ・ 取 得 資 金	80	500 (2, 500)	80	600 (2, 500)																																																																
	水 産 動 植 物 養 殖 資 金	50	500 (2, 500)	60	600 (2, 500)																																																																
	一 般 漁 業 者	50	200 (2, 000)	60	250 (2, 000)																																																																

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区 分	融 資 の 内 容 等
貸 付 対 象	事業運営資金（肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸 付 利 率	年 6.5%以内
償 還 期 限	3 年以内
貸 付 限 度	2,500 万円以内、ただし、連合会については、5,000 万円以内（激甚法適用の場合は 5,000 万円以内、ただし、連合会については、7,500 万円以内）

2 日本政策金融公庫による災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者等に対し、貸し付けを行う資金は、次のとおりである。

（令和6年4月18日現在）

資金名	資金使途・内容	貸付 利率 (%)	償還期限（年以内）		貸付限度額 (万円)	融資率 (%)
			償還期間	うち 据置期間		
農林漁業セーフティネット資金	農林漁業経営の再建・維持安定費	0.55 ～ 0.95	5～15	3	一般 600 (特認：年間経費等の12分の6)	—
農業基盤整備資金	農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.55 ～ 1.10	5～20	10	(下限 50)	100
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	0.55 ～ 1.10	5～20 (果樹の改植又は補植) 25	3 (果樹の改植又は補植) 10	1施設当たり 300 特認 600 漁船 1,000 20 t 未満	80
	共同利用施設	0.55 ～ 1.10	5～20	3		80
漁業基盤整備資金	漁港	0.55 ～ 1.10	5～20	3	(下限 10)	80
	漁場整備	0.55 ～ 1.10	5～20	3	(下限 10)	80
林業基盤整備資金	林道	0.55 ～ 1.10	5～20 (特認 25)	3 (特認 7)		80
	樹苗養成施設	0.55 ～ 0.95	5～15	5		80

（注）貸付利率等は随時改定が行われるので、利用の際は関係先に確認すること。

第4節 商工業関係の融資及び利子補助

【実施責任者：商工観光課】

1 鹿児島県中小企業融資制度

(令和5年4月1日現在)

緊急災害対策資金		
融 資 対 象 者	県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者（県内における災害により被害を受けた者に限る。） (2) 災害救助法第2条の災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。） (3) 被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。） (4) 知事が特に認める災害により被害を受けた者 ※ いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。	
使 途	運転設備資金	設備資金
融 資 限 度 額	2,000 万円	3,000 万円
利 率	1年以内：年1.6%、1年超3年以内：年1.8%、3年超5年以内：年1.9% 5年超7年以内：年2.1%、7年超10年以内：年2.2%	
保 証 利 率	融資対象者の欄(1), (2), (3) 年0%	
	融資対象者の欄(4) 信用保証機関が評点を算出することができる場合は、年0%～年1.40% その他は、一定料率（年0.65%）となる	
割 引 料 率	担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合は、0.1%割引 鹿児島県SDGs登録制度の登録を受けている場合は、0.1%割引	
融 資 期 間	運転設備資金 7年以内（うち据置24月以内） 設備資金 10年以内（うち据置36月以内）	
償 還 方 法	毎月均等分割	
申 込 先	各商工会議所、各商工会（組合は県中小企業団体中央会）または金融機関	
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、 福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、 商工中金（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）	
借 入 申 請 に 必 要 な 書 類	○中小企業制度資金融資申込書 ○信用保証委託申込書 ○県民税及び市町村民税の納税証明書 ○当該災害により被害を受けたことの市町村長等の証明書 等	

※連帯保証人・担保については、保証機関の定めるところによる。

2 政府系金融機関の融資

日本政策金融公庫	
制 度 名	災 害 復 旧 貸 付
融資対象	1. 別に指定された災害により直接の被害を受けた方 2. 直接の被害を受けた方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方
資金の使い みち	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を貸借するために必要な資金を含む。
融資限度額	直接貸付 1 指定災害につき、1 億 5 千万円 代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠 7 千 5 百万円
利率（年）	基準利率（1.40%～2.20%） （特別利率が適用される場合あり）
返済期間	運転資金 10 年以内（うち据置期間 2 年以内） 設備資金 15 年以内（うち据置期間 2 年以内）
担保・保証 人等	必要に応じて徴する
申込み	直接貸付 日本公庫各支店の中小企業事業窓口 代理貸付 日本公庫中小企業事業の代理店の窓口

（注）融資条件は随時改訂されるので、利用の際は関係先への確認が必要。

日本政策金融金庫		
制 度 名	災 害 貸 付	
	一般貸付・特別貸付	生活衛生貸付
融資対象	別に指定された災害により被害を受けた事業者の方で、次のいずれかに該当する方 1. 災害により直接被害を受けた方 2. 直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方	別に指定された災害により被害を受けた生活衛生関係の事業者の方または生活衛生同業組合等（以下「組合等」という。）で、次のいずれかに該当する方 1. 災害により直接被害を受けた方 2. 直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方 3. 前 1、2 に該当する方の営業復旧・再開のための共同購入事業を行う組合等
資金の使いみち	被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金及び設備資金	1. 被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金及び設備資金 2. 被災した生活衛生関係の事業を営む方の営業復旧・再開のために組合等が必要とする共同購入運転資金
融資限度額	各融資制度の融資限度額に 1 災害につき 3,000 万円を加えた額	一般貸付または振興事業貸付の融資限度額に 1 災害につき 3,000 万円（組合等は 5,000 万円）を加えた額
利率（年）	各融資制度に定められた利率	融資制度に定められた利率
返済期間	【一般貸付】 運転資金：10 年以内 （うち据置期間 2 年以内） 設備資金：10 年以内 （うち据置期間 2 年以内） 【特別貸付】 各融資制度に定められた返済期間内（据置期間については各融資制度に定められた期間内）	運転資金：10 年以内（据置期間については各融資制度に定められた期間内） 設備資金：各融資制度に定められた返済期間内（うち据置期間 2 年以内）
担保・保証人等	必要に応じて徴する	必要に応じて徴する

3 鹿児島県信用保証協会の保証

鹿児島県信用保証協会	
制度区分	危機対応短期保証（協会制度）
保証限度	申込限度額は直近決算（確定申告）期の平均月商 1 か月以内（最初の決算（確定申告）期が未到来の場合は、試算表等に基づく平均月商）とし、保証限度額は以下のとおりとする (1) 一般型 既存の信用保証協会の保証付融資の残高との合計で 2 億 8,000 万円以内（無担保保証 8,000 万円、普通保証 2 億円） (2) 小口型 中小企業信用保険法第 2 第 3 項第 1 号から第 6 号までに定める小規模企業者 既存の信用保証協会付融資の残高との合計で 2,000 万円以内 なお、1 事業者 1 口のみとする
保証期間	6 か月以内
保証の対象	協会が特に認める災害等により、直接又は間接的な被害を受け、事業の継続に支障を来している中小企業者及び小規模事業者
資金使途	運転資金 ただし、本制度による他制度資金の借換えは不可
返済方法	一括返済 ただし、保証期限到来後、一括返済できない場合は、長期資金にて借換え可能
保証料率	0.45%～1.90%
貸付利率	金融機関の定めた利率
連帯保証人	必要となる場合がある
担保	必要に応じて徴求
申込手続	金融機関経由